

# 令和2年 第3回定例会

令和2年 9月 1日 開会  
令和2年 9月18日 閉会

網 走 市 議 会

令和2年網走市議会第3回定例会会議録目次

〔9月1日（火曜日）第1日〕

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員	2
開会宣告	2
本日の会議録署名議員	2
諸般の報告	2
日程第1 会期の決定	2
市長の挨拶	2
日程第2 委員会審査報告案1件（報告第1号）	7
日程第3 認定第1号、第2号の提案説明	8
監査委員の決算審査報告	8
近藤議員（動議）	10
平成31年度各会計決算審査特別委員会の設置について	10
平成31年度各会計決算審査特別委員会委員の選任について	10
日程第4 議案第1号～第6号の提案説明	11
散 会	13

〔9月3日（木曜日）第2日〕

議事日程	15
本日の会議に付した事件	15
出席議員	15
説明のため出席した者	15
事務局職員	15
開議宣告	15
本日の会議録署名議員	15
日程第1 議案第1号～第6号	15
散 会	16

〔9月8日（火曜日）第3日〕

議事日程	19
本日の会議に付した事件	19
出席議員	19
説明のため出席した者	19
事務局職員	19
開議宣告	19
本日の会議録署名議員	19
日程第1 一般質問	20
栗田議員	20
桶屋健康福祉部長	20
田口観光商工部長	24

古田議員	26
酒井市民環境部長	27
吉田建設港湾部長	28
吉村社会教育部長	29
澤谷議員	29
桶屋建設港湾部長	30
村椿議員	31
桶屋健康福祉部長	31
吉田建設港湾部長	32
岩永企画総務部長	33
川合農林水産部長	37
林学校教育部長	40
永本議員	41
桶屋健康福祉部長	41
岩永企画総務部長	44
石垣議員	49
林学校教育部長	50
酒井市民環境部長	50
延 会	51

[9月9日(水曜日)第4日]

議事日程	53
本日の会議に付した事件	53
出席議員	53
説明のため出席した者	53
事務局職員	53
開議宣告	53
本日の会議録署名議員	53
日程第1 一般質問	53
川原田議員	53
田口観光商工部長	54
吉村社会教育部長	58
岩永企画総務部長	59
桶屋健康福祉部長	59
松浦議員	64
桶屋健康福祉部長	65
田口観光商工部長	70
吉村社会教育部長	71
林学校教育部長	73
三島教育長	76
小田部議員	77
林学校教育部長	77
散 会	80

## 〔9月10日（木曜日）第5日〕

議事日程	83
本日の会議に付した事件	83
出席議員	83
説明のため出席した者	83
事務局職員	83
開議宣告	83
本日の会議録署名議員	84
諸般の報告（追加）	84
日程第1 委員会審査報告案5件（議案第1号～第4号）	84
日程第2 意見書案第1号～第3号及び委員会審査報告案1件（陳情第22号）	85
散 会	85

## 〔9月18日（金曜日）第6日〕

議事日程	87
本日の会議に付した事件	87
出席議員	87
説明のため出席した者	87
事務局職員	87
開議宣告	87
本日の会議録署名議員	88
諸般の報告（追加）	88
日程第1 委員会審査報告案1件（認定第1号、第2号）	88
松浦議員（討論）	89
永本議員（討論）	90
日程第2 議案第7号	91
諸般の報告（追加）	92
議事日程第6号の追加及び変更	92
日程第3 委員会審査報告案1件（議案第5号）	92
村椿議員（討論）	92
古田議員（討論）	93
金兵議員（討論）	94
日程第4 委員会審査報告案1件（議案第7号）	96
日程第5 議案第8号	96
日程第6 諮問第1号	97
日程第7 その他会議に付すべき事件（1件）	97
閉会宣告	97

9月1日 (火曜日) 第1号

令和2年第3回定例会  
網走市議会会議録第1日  
令和2年9月1日(火曜日)

○議事日程第1号

令和2年9月1日午前10時00分開会

- 日程第1 会期の決定  
日程第2 委員会審査報告案1件(報告第1号)  
日程第3 認定第1号～第2号  
日程第4 議案第1号～第6号

○本日の会議に付した事件

- その他会議 会期の決定(決定)  
に付した  
事件(1)  
認定第1号 平成31年度網走市各会計歳入歳出決算について(説明及び特別委員会付託)  
認定第2号 平成31年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について(同)  
その他会議 平成31年度網走市各会計決算審査  
に付した 特別委員会の設置について(設置)  
事件(2)  
その他会議 平成31年度網走市各会計決算審査  
に付した 特別委員会の選任について(選任)  
事件(3) 決定)  
議案第1号 令和2年度網走市一般会計補正予算(説明)  
議案第2号 令和2年度網走市介護保険特別会計補正予算(同)  
議案第3号 令和2年度網走市水道事業会計補正予算(同)  
議案第4号 令和2年度網走市下水道事業会計補正予算(同)  
議案第5号 網走市役所の位置を定める条例制定について(同)  
議案第6号 財産の取得について(同)  
報告第1号 新庁舎建設特別委員会の報告について(報告承認)  
陳情第22号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書提出についての陳情(総務経済委員会付託)  
陳情第23号 『北海道網走支庁管内』の「オホーツク」総合振興局に名称訂正を求める陳情(同)

○出席議員(16名)

石垣直樹  
井戸達也  
小田部照  
金兵智則  
川原田英世  
工藤英治  
栗田政男  
近藤憲治  
澤谷淳子  
立崎聡一  
永本浩子  
平賀貴幸  
古田純也  
松浦敏司  
村椿敏章  
山田庫司郎

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一  
副市長 川田昌弘  
企画総務部長 岩永雅浩  
市民環境部長 酒井博明  
健康福祉部長 桶屋盛樹  
農林水産部長 川合正人  
観光商工部長 田口徹  
建設港湾部長 吉田憲弘  
水道部長 脇本美三  
庁舎整備推進室長 後藤利博  
会計管理者 永倉一之  
企画調整課長 北村幸彦  
総務防災課長 田邊雄三  
財政課長 古田孝仁

.....  
教育長 三島正昭  
学校教育部長 林幸一  
社会教育部長 吉村学  
.....

監査委員 藤原 誉 康  
監査事務局長 鈴木 聡

---

**○事務局職員**

事務局 長 武田 浩 一  
次 長 伊倉 直 樹  
総務議事係長 神谷 浩 一  
総務議事係主査 寺尾 昌 樹  
係 早 渕 由 樹

---

午前10時00開会

**○井戸達也議長** おはようございます。

ただいまから、令和2年網走市議会第3回定例会を開会します。

本日の出席議員は16名で、全議員が出席しております。

直ちに本日の会議を開きます。

---

**○井戸達也議長** 本日の会議録署名議員として、澤谷淳子議員、栗田政男議員の両議員を指名します。

---

**○井戸達也議長** 次に、諸般の報告は既に印刷してお手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

なお、監査委員から例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

また、市長から、平成31年度網走市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について並びに網走市土地開発公社、株式会社網走振興公社、株式会社網走観光振興公社及び一般財団法人北方文化振興協会に関する経営状況の説明書が、また教育委員会教育長から網走市教育委員会事務点検・評価報告書が、それぞれ法令に基づき提出がありましたので、お手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

---

**○井戸達也議長** 次に、本定例会に当たり提出されました陳情2件につきましては、文書表にして付託区分表に記載のとおり、関係常任委員会に付託しましたから、承知願います。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

---

**○井戸達也議長** 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

まず、議会運営委員長から、本定例会の会期及び運営に関する諸般の事項について発議を求めます。

近藤憲治議会運営委員長。

**○近藤憲治議員** 一登壇一 本日をもって招集されました本年第3回定例会の運営に関する諸般の事項を協議するため、去る8月28日午前10時から議会運営委員会を開催しましたので、ここにその結果を御報告申し上げます、あわせて会期の決定に関する動議の提出に代えますとともに、今議会運営に関する諸般の事項につきましても、議員皆様の御了承と御決定を賜りたいと存じます。

まず、議会運営委員会当日におきます本定例会の付議予定案件は、認定2件、議案6件、委員会審査報告案1件、その他会議に付すべき事件1件、さらに、今議会に関係委員会に付託されます陳情2件の合わせて12件であります。

また、一般質問は、通告期限までに9名の議員から通告がなされたところであります。

以上のような案件と状況から判断いたしまして、会期は、本日から9月18日までの18日間とすることがよろしいということになった次第であります。

どうか本会議におきましても、議運の決定どおり御了承と御決定を賜り、議事を進められますようお願い申し上げます、本委員会の結果報告といたします。

**○井戸達也議長** ただいま、議会運営委員長から報告と発議がありましたが、そのとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、本定例会の会期は、本日から9月18日までの18日間とし、運営に関する諸般の事項につきましても、発議のとおり決定しました。

なお、会期中の審議日程及び本日の議事日程は、あらかじめ議会運営委員会で決定のありました内容をもって印刷して配付しておりますから、それによって承知願います。

---

**○井戸達也議長** それでは、ここで開会に当たり市長から挨拶があります。

市長。

**○水谷洋一市長** 一登壇一 令和2年第3回定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、時節柄、何かと御

多用の中、御参集をいただき、御審議を賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会に御提案を申し上げます案件は、平成31年度各会計歳入歳出決算並びに水道事業会計の利益の処分及び決算のほか、ICTなど先端技術を活用した農業機械導入と施設整備を行う産地生産基盤パワーアップ事業補助金と網走厚生病院脳神経外科運営支援事業、小学校・中学校の手洗場改修事業の追加などを主な内容とする一般会計補正予算のほか、水道・下水道の事業会計補正予算と介護保険特別会計補正予算及び網走市役所の位置を定める条例制定並びに財産の取得についてであります。

議案の細部につきましては、後ほど、それぞれ担当者から御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

次に、この機会に最近の主な行政諸般の動向について、その概要を御説明を申し上げます。

初めに、農業についてですが、今年は平年より降雪量が少なく、雪解けも平年並みであったことから、農作業は例年同様4月中旬から始まりました。

その後、一時断続的な降雨と寡照により、一部農作物において収穫作業の遅れなど、やや停滞をいたしました。農作物の生育はおおむね順調に推移をしております。

このような天候の中で麦類の収穫が行われ、秋まき小麦については7月30日から収穫作業が始まり、8月8日に終了しておりますが、収量は計画並みの10アール当たり720キログラムの見込みとなっております。品質についても平年並みとなっております。

二条大麦につきましては、8月4日から収穫作業が始まり、8月12日に終了しており、収量は計画を上回る10アール当たり530キロの見込みとなっております。品質については平年並みとなっております。

春まき小麦については、8月9日から収穫作業が始まり、8月17日に終了しておりますが、収量はほぼ計画並みの10アール当たり464キロの見込みとなっております。品質については平年並みとなっております。

バレイショにつきましては、3日早い生育で推移をしており、収量、でん粉価は平年並みの見込みとなっております。

なお、でん粉工場は9月5日からの操業開始を予定をしております。

てん菜についても平年に比べて4日早く生育をし

ており、順調に生育をしています。収量は平年以上を見込んでおり、糖度についても平年並みの見込みとなっております。

なお、今後の天候の見通しですが、向こう3か月の予報によりますと、平均気温は平年並みか高い見込みで、降水量は平年並みか多い見込みとなっております。今後も農作物の生育管理には十分注意が必要であると思いますが、今年もこのまま順調な生育を期待をしているところであります。

次に、漁業についてであります。7月末までの網走漁協の漁獲状況は、漁獲量が3万2,137トンで対前年比113%、金額で31億7,335万円、対前年比90%となっております。

魚種別では、ホタテは漁獲量で対前年比114%、金額で対前年比92%と前年を下回っております。

毛ガニは漁獲許容量に達し、7月8日に終漁となりましたが、オホーツク海の資源量減少による漁獲許容量削減のため、漁獲量は昨年の42%となっております。

9月6日から開始予定のサケ定置網漁業については、サケマス内水面水産試験場の来遊予想では、網走を含むオホーツク東部海域は昨年実績の13%増となっており、昨年を上回る漁獲に期待をしております。

次に、西網走漁協の7月末までの漁獲状況は、漁獲量が4,087トン、対前年比108%、金額11億6,953万円、対前年比88%となっております。

網走湖のシジミは、漁獲量で対前年比95%、金額97%となっております。

能取湖では、ホタテの漁獲量で対前年比74%、金額で44%と、漁獲量、金額ともに昨年を下回っております。

昨年資源保護のため自主休漁したホッカイベイ漁は、今年の調査の結果、資源の回復が確認されたため、7月16日から31日まで漁を行い、8トン、2,873万円の漁獲となっております。

次に、観光の動向についてであります。4月から7月までの網走湖畔4ホテルの利用状況は、新型コロナウイルス感染症の影響により、団体客やインバウンドの落ち込みが激しく、延べ宿泊者数は7,053人、前年比16%という状況となっております。なお、4月から6月までの第1四半期における市内全体の延べ宿泊者数は、対前年比28%となっております。

また、4月から7月までの網走湖畔4ホテルの外



国人観光客の宿泊者数は、令和元年同時期の延べ宿泊者数は8,004人でしたが、新型コロナウイルス感染症による入国制限の影響により、今年の延べ宿泊者数は2人となっております。

次に、4月から7月までの主な観光施設の入館者数ですが、こちらにつきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、オホーツク流氷館については6,194人で前年比11%、博物館網走監獄1万7,197人で前年比16%という状況となっております。

次に、オホーツク網走マラソン2020 on the web についてですが、7月1日から15日までの予定でエントリーを開始したところ、7月8日で3,000名の定員に達したため、急遽300名の追加エントリー枠を設けましたが、7月11日には追加枠についても定員に達し、合計3,300名の申込みをいただき、そのうち道外からのエントリー数は1,778名となっております。

全国のランナーの皆様へ網走の魅力、網走マラソンの魅力を発信し、次回大会への参加意識を高めていただけるよう準備を進めてまいります。

次に、新庁舎の建設についてであります。現在の市役所本庁舎は築後55年、西庁舎は築後62年が経過をいたしました。

平成25年の耐震改修促進法の改正により、これら施設の耐震化診断を実施したところ、構造耐震指標では、I s 値0.3未満のランクに対し0.078から0.776と、耐震基準に満たさない施設であることが判明をいたしました。そこで耐震補強をする際、クロスで筋交いの場合、柱と柱の間を補強することとなりますが、市庁舎は建物内部に柱があり、筋交い工法による耐震化の施工は事務室機能が大幅に損なわれること、また経年劣化による躯体自体の老朽化が著しく、多額の補強を施しても建物本体の耐用年数を延ばすことができないなどのことから、建て替えの方向で具体的な検討を進めることとし、新庁舎の建設候補地については、副市長を筆頭とする公共施設耐震化等対策会議で、現在市が所有する市有地から建設候補地5か所の市有地を選定し、一つに関連計画と周辺環境、二つに利便性と交通体系、三つには防災拠点としての安全性、四つに経済性と実現性の四つの視点から比較検討を行い総合的な評価をしたところ、金市館ビル跡地周辺敷地を適地と判断をいたしました。

その後、平成31年4月1日に庁舎整備推進室と網

走市新庁舎建設庁内検討委員会を設置し、住民の皆さんに説明を始めると同時に、市民各層で組織する網走市新庁舎建設基本構想策定検討委員会を設置し、令和元年6月に基本構想の策定について諮問をいたしました。

この網走市新庁舎建設基本構想策定検討委員会は、市内の学識経験者、各種団体からの推薦者、市民公募の25名で構成をされ、答申を頂くまで8回の会議を開いていただき、種々御議論を頂きました。

この間、約60か所で住民説明会を開催し、そこで質疑・意見のほか、市民を対象としたアンケート調査、庁内検討委員会の検討内容、若い世代の方との意見交換などの内容などについても検討委員会の資料としてお示しをし、議論を重ねていただき、6月23日に答申を受けたところであります。

答申では、一つには新庁舎建設に向けての財源の確保と建設場所の判断、そして近隣する更地の民有地の積極的な取得に向けた御提言がございました。

この財源の確保について、国の財政支援措置を活用し、将来の財政負担を軽減させるように努めることとされましたことから、このことを踏まえ、公共施設等適正管理事業債を活用することを前提とし、令和2年度中に実施設計に着手するスケジュールを進めたいと考えております。

また、建設場所と判断する隣接の更地の民有地の積極的な取得についての答申がございました。市といたしましては、平成31年2月の公共施設耐震化等検討報告書により、建設候補地を現在所有をしている5か所の市有地に絞り、四つの視点からリスク等も精査をしながら、金市館跡地周辺敷地を適地とし、その際市民の皆様はこの考え方を説明するに当たり、議論の材料としてお示しをし、その後市民検討委員会に基本構想の策定について諮問し、市民の皆様から頂いた意見やアンケート結果などを報告をさせていただいた上で、議論・検討を経たところ、市有地に隣接する更地の民有地の取得については、低層階の窓口機能の集約化及び6条側バス停までの動線の確保など、市民の利便性がより向上することから取得について努めることとの答申を頂いたところであります。

また、市有地に隣接する更地の民有地取得に関して、市民検討委員会での検討の議論状況などを、議会での新庁舎建設特別委員会においても、その議論状況の報告をさせていただいたところでもあります。

こうした経過から、関係する地権者と協議をしたところ、用地売却について協力を頂ける意向などを確認できましたことから、隣接する更地の民有地を取得し、市民の皆様への利便性を高めた新庁舎建設に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

今回、新庁舎の建設予定地とした金市館ビル跡地周辺敷地は、網走市の発祥の地となる網走川の両岸に開けた平坦なエリアにあり、明治時代からこれまで網走が大きく発展を遂げた根幹をなす市街地の中心であり、現在の庁舎位置より2丁画ほど西に位置いたします。

このエリアは歴史的・文化的資源、観光資源、社会資本及び産業資本が集積をされ、特に網走川を軸としたウォーターフロントエリアは市内外から多くの方が訪れ、交流やにぎわい、歴史や文化が機能し、まちの魅力の備わった場所となっております。

また、斜網地域の医療の拠点となる総合医療施設、交通拠点となる網走駅やバスターミナルなどが存在をし、金融機関や国、北海道の行政機関が置かれ、さらに飲食・小売店舗の集積がなされていること、また地方自治法や各種上位計画との整合性、国の財政支援制度の活用などを踏まえ、総合的に判断をしたところであります。

また、新庁舎は大規模地震に備え法律で定められている基準の1.5倍の強度を持たせる強靱な施設とし、業務継続計画に基づいて災害の後も市民生活に必要なライフラインを維持確保できるよう努め、防災拠点としての機能の充実を図ってまいります。

我が国が人口減少、少子高齢社会に向かっていく中、当市においてもその流れに対応し、様々な都市機能を維持してコンパクトで暮らしやすい生活空間を進展させていくことを目指してまいります。

次に、建設工事についてであります。8月までの発注率は約85%、発注額は大型建設事業である麦類乾燥調製貯蔵施設工事の42億円も含め、約66億円となっております。工事の進捗においては、新型コロナウイルスによる大きな影響は出ておらず順調に進捗をしております。

引き続き、麦類乾燥調製貯蔵施設の工事進捗を進め、生活道路の道路整備、河川整備など、市民生活の安全・安心のための基盤整備を重点的に進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。大都市を中心に全国で再び感染拡大が懸念される中、市民の皆様には感染症対策に

日々努めていただいておりますことに、改めて感謝を申し上げます。

市では、6月の定例会以降も議員各位の御協力の下、臨時会を開催し、国の交付金を活用して積極的に感染症対策を推進をしたところであります。

また、感染症に関する注意喚起や様々な情報の周知については、17号を数えた毎週配布をしているお知らせをはじめ、市ホームページへの掲載、お知らせメール@あばしりによる配信、網走市公式フェイスブック及びツイッターによる投稿、報道機関への情報提供、FMあばしりを活用した情報提供など、様々な媒体を活用した情報発信に努めているところであります。

次に、特別定額給付金の支給状況についてであります。8月11日で申請受付を終え、8月28日現在の確定数は、対象件数では1万8,190件に対し、支給決定件数は1万8,097件、率にして99.5%、対象人員では3万4,776人に対し、支給決定人員は3万4,673人、率にして99.7%となっております。

次に、子育て世帯及び一人親世帯への臨時特別給付金についてであります。国の子育て世帯臨時特別給付金に併せ、市独自の支援として子育て世帯支援金を上乗せ、児童手当受給対象者1,847世帯3,129人分を6月19日に支給を完了し、公務員の受給者については7月から受付を始め、8月末で現在417世帯707人分を支給をしたところであります。

ひとり親世帯臨時特別給付金については、児童扶養手当受給世帯、公的年金受給世帯と家計急変世帯の対象となる317世帯476人分を8月末までに支給をしております。また、収入が減少した児童扶養手当受給世帯に対する追加給付を、51世帯に支給をしたところであります。

次に、地方税法の改正により、事業、給与等の収入に相当の減少があった場合、最大1年間の市税の徴収猶予制度が創設され、8月26日現在11法人、2個人から申請があり、合計約3,400万円の承認をしたところであります。

次に、感染症対策と取組状況についてであります。医療・教育・高齢者・障がい者・子供等に関する業務継続を目的として、感染拡大防止に必要なマスク、アルコール消毒液、ハンドソープ、フェイスシールド、防護服などの衛生用品等を提供し、さらなる感染症対策の徹底を図っていただいております。

市内の医療提供体制については、感染拡大に備

え、医師会や指定医療機関との連携が図られており、体制維持の支援として、指定医療機関への資機材の提供、市内41か所の医療機関及び保険診療を行う整骨院へは支援金の給付により医療提供体制と感染症対策を整えていただいているところであります。

また、感染への不安を抱える妊産婦等の方にオンラインによる健康相談、保健指導ができるよう準備を進めております。

次に、福祉関係への支援金についてであります。介護サービス事業者へは市内36事業所に、障がいサービス事業者へは市内39事業所に対し、提供サービス数に応じた支援金の給付を8月末から始めております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による生活福祉資金貸付制度等の状況についてであります。8月28日現在、1世帯につき20万円を限度とする緊急小口資金は68件、2人以上の世帯で月20万円を原則とする3か月以内の貸付期間とする総合支援資金は18件の貸付けを決定しております。

次に、市内事業者への緊急支援及び地域消費喚起対策の状況についてであります。初めに輸出停滞及び国内消費低迷などの影響を受ける市内の水産加工業への支援金ですが、9社からの問合せ、現在2者が支給決定となっております。

次に、社交飲食応援・お食事券取扱い事業者への支援金ですが、登録された232店舗に対し1店舗当たり20万円の支援金を給付しておりますが、現在の給付総額は4,610万円、給付率は99%となっております。

また、食事券の販売総額は6,000万円のうち、これまでに事業者からの換金請求額は3,945万8,000円、券の使用率は66%となっております。

次に、北海道の休業等要請に対する協力事業者への10万円の上乗せ支援金ですが、北海道からの情報提供を基にこれまで168事業者へ支援金を給付しており、給付総額は1,680万円となっております。

次に、事業収入が前年同月比で3割以上の減少など、一定の要件を満たす方に10万円の支援金を給付する営業継続支援金ですが、これまでに支援金を給付した事業者は281事業者、給付総額2,810万円となっております。

次に、あばしり地域応援商品券ですが、販売総額は2億2,603万円となっており、これまでに事業者からの換金請求額は1億4,155万3,000円となってお

ります。

次に、宿泊施設及び交通事業者への支援金ですが、固定資産税等年額の4分の1に相当する金額を支援金として既に全42事業者に給付をしており、給付総額2,562万円となっております。

次に、網走に泊まろうキャンペーンは、市民5,000円、市民以外3,000円を上限としての宿泊費の半額を助成するものであります。2,000名を超える方に御利用をいただきました。

次に、市内宿泊施設を利用した日帰り宴会に対する団体宴会利用助成は、現時点での利用実績、予約件数を合わせると約1,200名の御利用となっております。

次に、宿泊割引Webクーポンの発行による市内宿泊を助成するプレGoToトラベルキャンペーン事業は、7月13日から販売を開始いたしました。開始後数日で予定件数に達し、キャンペーンの期間中は約3,000名の方に御宿泊をいただきました。

次に、新たな網走観光を検討するため実施しております長期滞在網走モデル事業は、これまで1万人泊を超える助成予約件数となっております。引き続き、ホテル、店舗、公共交通機関等での新型コロナウイルス感染拡大防止対策に努めながら、地域の消費喚起に取り組んでまいります。

次に、小中学校の対応についてであります。一斉臨時休校に伴う学校給食の費用について、保護者に返還を行ったほか、臨時休校後の学校教育活動の段階的な再開では、スクールバスの密集対策として登校便の増便を行い、学校内の感染症対策の徹底のため、各学校の実績により感染症対策の備品・消耗品を整備しております。

また、児童生徒の心を育む学校行事等については各学校で工夫し実施をされており、臨時休業により不足する授業時間数を確保するため、各学校では夏季休業時間を短縮するなどして対応したところがあります。今後も感染症対策を講じながら、GIGAスクール構想によるネットワークと児童生徒1人1台の端末の整備を進めてまいります。なお、第7回臨時会で可決をいただきました11の事業につきましては、実施に向けて現在準備を進めているところであります。

以上、行政諸般の動向について、御説明を申し上げます。新型コロナウイルス感染症への迅速な対応を続けながらも、市民生活と地域経済の影響を考慮し、網走が持つ様々な魅力を最大限に発揮しな

がら、誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現に取り組んでまいります。

議員の皆様をはじめ、市民の皆様には特段の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、今定例会の開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

**○井戸達也議長** 次に、日程第2、委員会審査報告案1件、報告第1号新庁舎建設特別委員会の報告についてを議題とします。

特別委員会の委員長の報告を求めます。

新庁舎建設特別委員会、近藤憲治委員長。

**○近藤憲治議員** ー登壇ー それでは報告第1号新庁舎建設特別委員会の報告について、調査研究の概要を付して御報告を申し上げます。

平成23年3月に発生をした東日本大震災を契機とした耐震改修促進法の改正により、大規模施設の耐震診断及び結果報告が義務化されたことを受け、網走市が平成27年度から市役所本庁舎等を含む主たる公共施設の耐震診断を実施した結果、いずれの施設も耐震基準を満たしていないことが判明をいたしました。その結果を受けて、市は市役所本庁舎の移転建て替えを基本的な方針とし、金市館ビル跡地周辺敷地を建設適地とする新庁舎建設基本構想を策定しました。

当委員会は、令和元年6月27日、市側の内部検討と並行しつつ市議会として独立した立場で、新庁舎の建設に係る様々な視点からの調査・研究を行い、よりよい新庁舎の在り方を検討しようと委員8名の構成で設置され、委員長には私が、副委員長に川原田英世委員が選任をされたところであります。

設置以来20回にわたる委員会を開催し、市側の新庁舎建設基本構想策定検討委員会の議論経過について随時説明を受けたほか、市が建設候補地として検討した用地の現地調査のほか、他地域の先進事例に関する情報収集等に努めながら積極的に調査・研究を進め、令和2年第1回定例会では中間報告を行いました。

さきの中間報告においては、市民の安心・安全を守るために、防災・減災機能を兼ね備えた新庁舎の建設を速やかに進める必要があること、将来的な人口減少を見据えたコンパクトな規模、多様化・複雑化する市民ニーズに対応し得る機能、新庁舎建設が過度な将来負担とならないよう、国の支援制度を念頭に置いた財源確保について、大方の委員の間で認

識の共有が図られました。

中間報告の取りまとめ以降は、建設予定地について集中的な討議、調査を重ねてまいりました。加えて、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、感染症予防のための新しい生活様式を取り入れた機能、将来の経済的影響を勘案した財源措置の見立てに関わる議論も活発になされてきたところです。

50年に一度と言われる新庁舎の建設に当たり、様々なテーマで十分に時間をかけ調査を重ね、多様な視点からの提案と議論を精力的に行ってまいりました。

その結果、建設予定地については、1、中心市街地金市館ビル跡地周辺及び2、現有地について、それぞれ複数の委員が適地と主張する段に至りました。加えて、少数意見ではありますが、3、市営住宅潮見団地整備余剰地、または駒場運動公園市営球場の除却を試みた上での用地化、4、ICTを活用した超分散型庁舎との見解も示されました。

建設予定地をめぐる議論は委員会の自由討議を重視し、認識の隔たりの根幹となっている論点を明らかにするように努め、市のまちづくり全体との整合性、防災、建設に至るまでの時間軸、市民の利便性などに関して様々な意見が交わされました。

財源については、新型コロナウイルスの影響による先行きへの懸念があることから、できる限り速やかに新庁舎建設に係る総事業費を市民に示すことが極めて重要であること。また、令和2年度末までの実施設計着手という時間軸が焦点となった国の公共施設等適正管理事業債については、多くの委員が市の財政状況を鑑みると活用すべきとの認識であります。

最後に、新庁舎建設は市民の安心・安全を守り、安定した行政サービス提供の基盤を形づくる極めて重要な事業であります。今後、新庁舎建設に向けて、より具体的な検討が進められていくわけですが、その際にはスピード感、透明性、合理性に留意して事業の組立てに当たる必要があります。当委員会が積み上げた調査研究を礎として、より一層深みのある議論が重ねられていくことを期待するとともに、当委員会に精力的参画いただいた委員各位及び理事者の皆さんに感謝を申し上げ、当委員会の報告といたします。

**○井戸達也議長** 以上で、委員長の委員会審査報告を終わります。

なお、ただいまの委員長報告をもって、新庁舎建

設特別委員会の調査及び研究すべき事項は全て終了したことをここに宣告いたします。

**○井戸達也議長** 次に、日程第3、認定第1号及び認定第2号の2件を一括して議題といたします。

まず、認定第1号平成31年度網走市各会計歳入歳出決算について、提案理由の説明を求めます。

企画総務部長。

**○岩永雅浩企画総務部長** —登壇— ただいま御上程いただきました認定第1号平成31年度網走市各会計歳入歳出決算について、提案理由とその概要について御説明を申し上げます。

この決算は、地方自治法第233条第3項の定めるところにより、会計管理者から市長に提出があったものを監査委員の審査に付し、その意見をつけて本市議会の認定をお願いしようとするものでございます。

皆様方のお手元に配付をしております決算関係の資料は、全部で4部でございます。

まず、網走市各会計歳入歳出決算書がございます。そのほかに財産に関する調書、平成31年度決算に係る主要施策の成果等報告書、監査委員の網走市各会計歳入歳出決算審査意見書でございます。

それでは、各会計の決算概要について、資料に基づき簡潔に説明をさせていただきます。

主要施策の成果等報告書の1ページ、2ページを御覧願います。

この表は、各会計決算額総括表でございます。

まず、一般会計でございますが、歳入決算額は231億1,692万2,827円で、歳出決算額は229億6,058万513円でございます。歳入歳出差引では1億5,634万2,314円の余剰金が生じたので、翌年度へこれを繰り越すことといたしました。

次に、市有財産整備特別会計でございますが、歳入決算額は2億1,020万2,981円で、歳出決算額は1億5,373万3,475円でございます。歳入歳出差引では5,646万9,506円の余剰金が生じたので、翌年度へこれを繰り越すことといたしました。

次に、国民健康保険特別会計では、歳入決算額は43億2,373万3,471円で、歳出決算額は42億8,479万5,334円でございます。歳入歳出差引では3,893万8,137円の余剰金が生じたので、翌年度へこれを繰り越すことといたしました。

次に、公共下水道特別会計では、歳入決算額は15億9,855万6,249円で、歳出決算額は15億8,581万

7,600円でございます。歳入歳出差引では1,273万8,649円の余剰金が生じたので、翌年度へこれを繰り越すことといたしました。

次に、網走港整備特別会計では、歳入決算額は6,836万8,686円で、歳出決算額は11億3,665万9,992円でございます。歳入歳出差引では10億6,829万1,306円の不足が生じたので、翌年度の繰上充用金をもってこれを補填いたしました。

次に、能取漁港整備特別会計では、歳入決算額は7,984万7,498円で、歳出決算額は2億7,376万9,405円でございます。歳入歳出差引では1億9,392万1,907円の不足が生じたので、翌年度の繰上充用金をもってこれを補填いたしました。

次に、簡易水道特別会計では、歳入決算額は8,110万198円で、歳出決算額は7,948万3,254円でございます。歳入歳出差引では161万6,944円の余剰金が生じたので、翌年度へこれを繰り越すことといたしました。

次に、介護保険特別会計では、歳入決算額は32億1,169万7,627円で、歳出決算額は31億7,040万5,177円でございます。歳入歳出差引では4,129万2,450円の余剰金が生じたので、翌年度へこれを繰り越すことといたしました。

次に、個別排水処理施設整備特別会計では、歳入決算額は6,889万6,770円でございます。歳出決算額も同額でございます。歳入歳出差引はございません。

最後に、後期高齢者医療特別会計では、歳入決算額は5億2,665万9,700円で、歳出決算額は5億2,642万1,600円でございます。歳入歳出差引では23万8,100円の余剰金が生じたので、翌年度へこれを繰り越すことといたしました。

以上、簡単ではございますが、一般会計及び九つの特別会計の決算について御説明を申し上げます。細部につきましては、決算書及び関係資料を後ほど御覧願います。

以上、認定第1号平成31年度網走市各会計歳入歳出決算について御説明を申し上げますが、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

**○井戸達也議長** 次に、監査委員から、本決算について監査意見の報告を願います。

藤原誉康監査委員。

**○藤原誉康監査委員** —登壇— ただいま御上程いただきました平成31年度網走市各会計歳入歳出決算に関しまして、審査の結果を御報告申し上げます。

さきに市長より送付のありました平成31年度網走市各会計歳入歳出決算書、実質収支に関する調査、平成31年度各会計歳入歳出決算事項別明細書、及び財産に関する調査につきまして、計数の正確性、事務処理の適法性、財政運営の健全性などについて審査を実施したところでございます。

なお、審査に当たりましては、関係課より資料の提出を求め、あわせて必要に応じ関係職員から説明を受けて審査の参考といたしました。

審査の結果でございますが、一般会計、各特別会計の決算書及び附属書類は、法令の規定により調製されており、表示された計数は関係諸帳簿及び証拠書類により照合した結果適正であり、予算の執行についてもおおむね適正に執行されていると認めたとところでございます。

審査の内容につきましては、皆様のお手元に決算審査意見書をお配りしておりますが、その概要につきまして御説明申し上げます。

初めに、一般会計についてでございますが、歳入では前年度と比べ繰入金、国庫支出金、道支出金などが増となり、一方、市債、寄附金などが減となりましたが、所要の財源は確保されております。

また、歳出では衛生費、教育費、総務費などが増となる一方、土木費、民生費、商工費などが減となっておりますが、予算計上した諸事業につきましてはおおむね計画どおり執行されており、所期の目的は達成されたものと認めたとところでございます。

次に、特別会計についてでございますが、九つの特別会計のうち決算剰余金が生じた会計は、市有財産整備、国民健康保険、公共下水道、簡易水道、介護保険、後期高齢者医療の六つの特別会計となっております。

個別排水処理施設整備特別会計については、歳入歳出同額決算となっております。

なお、公共下水道、簡易水道、個別排水処理施設整備の三つの特別会計は、令和2年度より地方公営企業会計に移行しております。今後とも住民の健康と安全な生活を守るため、効率的で継続的な事業の運営が望まれるところでございます。

網走港整備と能取漁港整備の二つの特別会計については、歳入不足を生じており、翌年度の歳入による繰上充用金で補填されておりますが、この二つの会計につきましては、引き続き土地の売却と活用に努め、会計の一層の健全化が図られるよう望むものでございます。

次に、普通会計における平成31年度の財政分析状況についてでございますが、財政力指数は前年度に比べ0.005ポイント増加し0.439となっております。

実質公債費比率につきましては、前年度に比べ0.2ポイント増加し17.4%となっており、また経常収支比率につきましては、前年度より1ポイント増の98.4%となり、引き続き、財政構造の弾力性の改善に向けて歳入歳出両面からの取組が必要であると考えるところでございます。

当市の財政指標などの推移から見まして、これまでの行財政改革の取組は一定の効果を上げてきてはおりますが、今後の財政状況につきましては、歳出面で高齢化社会の進行により医療や社会保障関係の諸費、また社会インフラの維持更新など、費用負担の増加が見込まれる一方、歳入面では人口減少による経済規模の縮小に伴い、市税や地方交付税等の減少が見込まれることから、今後も厳しい財政状況が続くことが想定されます。

今後におきましても、引き続き行財政改革を推進するとともに、様々な社会情勢を見極めながら、限られた資源で効率的な事業の執行に努め、ひと・もの・まちが輝き続け、健康で元気なまちづくりを目指し、より一層堅実な行財政の運営に取り組まれることを望むものであります。

以上を申し上げます、簡単ではございますが決算審査の報告とさせていただきます。

**○井戸達也議長** 次に、認定第2号平成31年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

**○脇本美三水道部長** ー登壇ー ただいま御上程いただきました認定第2号平成31年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、お手元にお配りしております水道事業会計決算書の5ページを御覧いただきたいと存じます。

(3)平成31年度網走市水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。

この表は、資本剰余金及び利益剰余金の処分に関する計算書でございますが、決算に伴う未処分利益剰余金につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により、記載のとおり処分しようとするものでございます。

次に、平成31年度水道事業会計決算についてでござ

ございますが、同法第30条の規定に基づき調整した決算を監査委員の審査に付し、その意見をつけて本市議会の認定をお願いしようとするものでございます。

それでは、決算書の1ページを御覧いただきたいと存じます。

1、決算報告書でございますが、収益的収入及び支出につきましては、税込み収入決算額10億2,009万4,045円に対し、支出決算額8億3,687万8,429円となったところでございます。

次に、2ページを御覧いただきたいと存じます。

資本的収入及び支出につきましては、税込み収入決算額1億9,287万6,000円に対し、支出決算額6億4,422万2,308円となり、収支差引で不足する額4億5,134万6,308円につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額のほか、欄外に記載の資金をもちまして補填をしております。

次に、3ページの損益計算書でございますが、先ほど収益的収入及び支出について御説明をいたしました。この結果、当年度純利益が1億6,322万6,553円となったところでございます。

以下、15ページまでは財務諸表となっております。16ページから20ページまでは事業報告書、21ページと22ページは会計に関する書類における注記となっておりますので、御一読いただきたいと存じます。

以上、認定第2号平成31年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算につきまして御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○井戸達也議長** 次に、監査委員から、本決算について監査意見の報告を願います。

藤原誉康監査委員。

**○藤原誉康監査委員** 一登壇一 ただいま御上程いただきました平成31年度網走市水道事業会計決算に関しまして、審査の結果を御報告申し上げます。

さきに市長より送付のありました平成31年度網走市水道事業会計決算書及び財務諸表等につきまして、執行された事業の経営管理は適正であるか、公共性と経済性を基本として効率的に運営されているか、また計数は正確であるかなどの点について審査を実施したところでございます。

なお、審査に当たりましては、細目資料の提出を求め、あわせて必要に応じ関係職員から説明を受けて、審査の参考といたしました。

審査の結果でございますが、決算書及び財務諸表等はいずれも関係法令に基づいて調製されており、表示された計数も正確でありました。

また、経営成績や財務状態についても、適正に表示されているものと認めたところでございます。

審査の内容につきましては、皆様のお手元に決算審査意見書をお配りしておりますが、その概要につきまして御説明申し上げます。

平成31年度の水道事業の決算につきましては、営業成績に関する収益的収支において、収益の柱である給水収益の減収により、前年度比で事業収益総額が減少したものの、営業費用等の支出減により、事業費の総額も減少したために増益となり、1億6,323万円の純利益が生じ、15年連続の黒字決算となっております。

財務内容に関する諸指標につきましては、前年度に比べ生産性を示す指標の数値が低下したものの、純利益を確保しており、平成31年度の経営状況については、一定の安定度を維持したものと考えているところでございます。

しかしながら、人口減少に伴う給水事業の減少による給水収益の減少傾向が見られ、一方で、老朽化した導水管を含む管路の更新や施設の維持管理など、多額の経費を要するものと見込まれることから、計画的な資金確保となお一層の効率的かつ合理的な事業運営が図られるよう望むところでございます。

また、水道は市民が健康で快適な生活を営む上で欠くことのできないライフラインであることから、今後とも、災害や事故に備えた施設の整備、危機管理の充実を図り、常に安全で良質な水を安定的に供給することができる体制整備に努められるよう望むものでございます。

以上申し上げます。簡単ではございますが、水道事業会計決算審査の報告といたします。

**○井戸達也議長** 以上で、認定第1号及び認定第2号の提案理由の説明を終了します。

〔近藤憲治議員「議長」と呼ぶ〕

**○井戸達也議長** 近藤憲治議会運営委員長。

**○近藤憲治議員** 一登壇一 この際、私から動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。認定第1号平成31年度網走市各会計歳入歳出決算について及び認定第2号平成31年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算については、名称を平成31年度各会計決算

審査特別委員会と称し、委員の構成は議長及び議会選出の監査委員を除く14名の議員をもって構成する特別委員会を設置して、これに付託の上、審査に付されたいと思います。

議員の皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。動議の提出といたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

**○井戸達也議長** ただいま議会運営委員長から、お聞きのように動議が提出され、所定の賛成者がありますので、本動議は成立しました。

それでは、直ちにこの動議を議題としてお諮りします。

本動議のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定しました。

すなわち、一括上程中の認定第1号及び認定第2号は、議長及び議会選出の監査委員を除く14名をもって構成する平成31年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、ただいま設置されました平成31年度各会計決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、先ほど申し上げたとおり、この宣告をもって行ったものとしますから御了承願います。

---

**○井戸達也議長** 次に、日程第4、議案第1号から議案第6号までの6件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画総務部長。

**○岩永雅浩企画総務部長** 一登壇— ただいま御上程いただきました議案第1号から議案第2号の令和2年度網走市各会計補正予算について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

議案資料1ページ、資料1号を御覧願います。

1、歳入歳出予算の補正でございますが、一般会計で7億980万7,000円を追加、介護保険特別会計で6,287万1,000円を追加しようとするものでございます。

款項の区分及び金額につきましては、各会計議案第1表に記載のとおりでございます。

2、地方債の補正では、一般会計の児童福祉事業債の限度額追加及び臨時財政対策債の限度額変更といたしまして、限度額7,251万3,000円を追加しようとするものでございます。

追加の内容は、一般会計議案第2表のとおりでございます。

次に、補正予算の内容でございますが、別冊でお配りをしております事項別明細書を御覧願います。

それでは、一般会計から御説明を申し上げます。

事項別明細書7ページを御覧願います。

なお、歳出補正額の財源内訳欄には、特定財源となります歳入の内訳を記載しておりますので、説明は歳出のみとさせていただきますこと御了承いただきたいと存じます。

初めに、総務費の戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業では、個人番号カードの交付に係る経費として156万8,000円の追加でございます。

その下、住民基本台帳システム改修事業では、システム改修に係る経費として269万5,000円の追加でございます。

民生費の児童福祉費では、子育て世帯支援金給付事業に係る臨時交付金の限度額の確定に伴う財源補正でございます。

同じく保育所費、認定こども園網走若葉幼稚園整備事業補助金では、認定こども園網走若葉幼稚園の整備に対する補助金として1億6,335万円の追加でございます。

同じく生活保護総務費、生活保護事務費では、システム改修に係る経費として66万円の追加でございます。

衛生費の保健衛生総務費、網走厚生病院脳神経外科運営支援事業では、網走厚生病院脳神経外科の運営に対する負担金として1,232万4,000円の追加でございます。

同じく健康管理費では、新型コロナウイルス感染症予防資材整備事業に係る臨時交付金の限度額の確定に伴う財源補正でございます。

1枚めくっていただき、9ページを御覧願います。

農林水産業費の農業振興費、ジャガイモシロシストセンチュウ緊急防除事業では、ジャガイモシロシストセンチュウ緊急防除に係る経費として5,914万8,000円の追加でございます。

その下、産地生産基盤パワーアップ事業補助金では、農業用機械・施設の導入に対する補助金として3億6,966万1,000円の追加でございます。

その下、産地競争力強化事業補助金では、種子バレイショ貯蔵施設整備に対する補助金として3,340万1,000円の追加でございます。



商工費の商工振興費では、プレミアム付飲食券事業、プレミアム付商品券事業、社交飲食店支援金給付事業、休業要請協力支援金給付事業及び営業継続支援金給付事業に係る臨時交付金の限度額の確定に伴う財源補正でございます。

同じく観光振興費では、宿泊施設等支援金給付事業に係る臨時交付金の限度額の確定に伴う財源補正でございます。

土木費の建築総務費、空き家等解体事業補助金では、空き家等の解体に対する補助金として200万円の追加でございます。

教育費の小学校学校管理費、小学校手洗場改修事業では、臨時交付金を活用し小学校の手洗い場改修に係る経費として4,600万円の追加でございます。

1枚めくっていただき、11ページを御覧願います。

同じく中学校学校管理費、中学校手洗場改修事業では、臨時交付金を活用し中学校の手洗い場改修に係る経費として1,900万円の追加でございます。

同じく学校給食費では、学校給食費返還等事業に係る臨時交付金の限度額の確定に伴う財源補正でございます。

以上が、令和2年度網走市一般会計補正予算の内容でございますが、今回の補正に係る一般財源所用額につきましては、前年度繰越金329万8,000円、臨時財政対策債1,051万3,000円を追加しようとするものでございます。

1枚めくっていただき、12ページを御覧願います。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。

次に、17ページをお開き願います。

介護保険特別会計でございますが、基金積立金の介護保険事業基金積立金では、前年度繰越金を基金へ積み立てるもので、4,129万3,000円の追加でございます。

諸支出金の償還金では、前年度の清算に伴う返還金として2,157万8,000円の追加でございます。

以上が、令和2年度網走市各会計補正予算の内容でございます。

以上、議案第1号から議案第2号につきまして提案理由の御説明を申し上げますが、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○井戸達也議長 水道部長。

○脇本美三水道部長 一登壇一 ただいま御上程い

ただきました議案第3号及び議案第4号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第3号令和2年度網走市水道事業会計補正予算につきまして、御説明を申し上げます。

議案資料21ページ、資料2号を併せて御覧いただきたいと存じます。

補正の内容でございますが、水道事業の検針・収納等の業務委託につきまして、今年度で契約期間が満了することから、プロポーザル方式により令和3年度以降の契約に関する事務を取り進めるため、債務負担行為の設定を行おうとするものでございます。

その期間及び限度額につきましては、議案の第5条に記載のとおり、令和3年度から令和7年度までとし、限度額を2億5,025万円とするものでございます。

次に、議案第4号令和2年度網走市下水道事業会計補正予算につきまして、御説明を申し上げます。

議案資料22ページ、資料3号を併せて御覧いただきたいと存じます。

補正の内容でございますが、下水道事業の汚水処理施設等包括的維持管理業務の委託につきまして、本年度で契約期間が満了することから、プロポーザル方式により、令和3年度以降の契約に関する事務を取り進めるため、債務負担行為の設定を行おうとするものでございます。

その期間及び限度額につきましては、議案の第2条に記載のとおり、令和3年度から令和5年度までとし、限度額を4億9,427万4,000円とするものでございます。

以上、議案第3号及び議案第4号につきまして提案理由の御説明を申し上げますが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 庁舎整備推進室長。

○後藤利博庁舎整備推進室長 一登壇一 ただいま御上程いただきました議案第5号網走市役所の位置を定める条例制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案資料の23ページ、資料4号を御覧いただきたいと存じます。

条例制定の理由でございますが、網走市役所新庁舎の建設に係り網走市新庁舎建設基本構想にてお示しをしました建設位置とするため、地方自治法第4条第1項の規定に基づき、網走市役所の位置を定める条例を制定するものでございます。

制定の内容は、網走市役所の位置を網走市南5条東1丁目10番地とするものでございます。

なお、施行期日は、規則で定める日から施行するものでございます。

以上、議案第5号につきまして御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○井戸達也議長** 健康福祉部長。

**○桶屋盛樹健康福祉部長** ー登壇ー ただいま御上程をいただきました議案第6号財産の取得につきまして、御説明を申し上げます。

議案資料24ページと25ページ、資料5号を御覧願います。

今回取得する財産につきましては、主に高齢者や障がいのある方に関連する団体等が使用する福祉バスとなります。

現在所有している車両につきましては、平成4年の購入から28年が経過しており、老朽化による金属疲労や劣化と思われる故障が多くなり、安心・安全な運行に支障を来す状況が懸念されるため、新規購入により更新するものでございます。

取得財産の概要であります。財産の名称は網走市福祉バス、数量は1台となります。取得方法は譲渡、取得金額は消費税を含め2,926万円、取得の相手方は北海道市町村備荒資金組合、納入期限は令和3年3月25日となっております。

なお、財産の取得により生じる北海道市町村備荒資金組合への償還期間につきましては、令和3年度から令和6年度までの4年間となりますが、令和2年度予算におきまして支出が見込まれる償還額3,169万8,000円の債務負担行為を設定しております。

以上、議案第6号につきまして、御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○井戸達也議長** 以上で、議案の提案理由の説明を終わります。

なお、ただいま提出されました案件につきましては、議会運営委員会の決定に基づきまして、後日、各党派1名による大綱質疑を行い、大綱質疑終了後は、所管の各常任委員会に付託し、細部審査を行うこととなります。

**○井戸達也議長** 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

開会当初に決定しました審議日程に従いまして、再開は3日午前10時といたしますから参集願います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午前11時12分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長           井戸達也

署名議員               澤谷淳子

署名議員               栗田政男

9月3日 (木曜日) 第2号

令和2年第3回定例会  
網走市議会会議録第2日  
令和2年9月3日(木曜日)

○議事日程第2号

令和2年9月3日午前10時00分開議

日程第1 議案第1号～第6号

○本日の会議に付した事件

議案第1号 令和2年度網走市一般会計補正予算  
(各委員会付託)

議案第2号 令和2年度網走市介護保険特別会計  
補正予算(文教民生委員会付託)

議案第3号 令和2年度網走市水道事業会計補正  
予算(総務経済委員会付託)

議案第4号 令和2年度網走市下水道事業会計補  
正予算(同)

議案第5号 網走市役所の位置を定める条例制定  
について(同)

議案第6号 財産の取得について(文教民生委員  
会付託)

企画総務部長 岩永雅浩  
市民環境部長 酒井博明  
健康福祉部長 桶屋盛樹  
農林水産部長 川合正人  
観光商工部長 田口徹  
建設港湾部長 吉田憲弘  
水道部長 脇本美三  
庁舎整備推進室長 後藤利博  
企画調整課長 北村幸彦  
総務防災課長 田邊雄三  
財政課長 古田孝仁

.....  
教育長 三島正昭  
学校教育部長 林幸一  
社会教育部長 吉村学

○出席議員(16名)

石垣直樹  
井戸達也  
小田部照  
金兵智則  
川原田英世  
工藤英治  
栗田政男  
近藤憲治  
澤谷淳子  
立崎聡一  
永本浩子  
平賀貴幸  
古田純也  
松浦敏司  
村椿敏章  
山田庫司郎

○事務局職員

事務局長 武田浩一  
次長 伊倉直樹  
総務議事係長 神谷浩一  
総務議事係主査 寺尾昌樹  
係 早淵由樹

午前10時00分開議

○井戸達也議長 おはようございます。

本日の出席議員は16名で、全議員が出席しております。

ただいまから、本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、立崎聡一議員、永本浩子議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 本日の議事日程は既に印刷して配付の第2号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一  
副市長 川田昌弘

○井戸達也議長 日程第1、既に一括上程中の議案第1号から議案第6号までのあわせて6件を議題とし、大綱質疑を行うわけではありますが、通告がありませんので、お手元に配付しております議案付託区分表のとおり、所管の各常任委員会に付託の上、会

期中に審査することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定しました。

---

○井戸達也議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本会議の審議日程に従いまして、各委員会において議案を審査するため、これより本会議は休会とし、再開は8日午前10時としますから参集願います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午前10時01分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長           井戸達也

署名議員               立崎聡一

署名議員               永本浩子





9月8日 (火曜日) 第3号

令和2年第3回定例会  
網走市議会会議録第3日  
令和2年9月8日(火曜日)

○議事日程第3号

令和2年9月8日午前10時00分開議

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

一般質問(栗田議員、古田議員、澤谷議員、村椿議員、永本議員、石垣議員)

○出席議員(16名)

石垣直樹  
井戸達也  
小田部照  
金兵智則  
川原田英世  
工藤英治  
栗田政男  
近藤憲治  
澤谷淳子  
立崎聡一  
永本浩子  
平賀貴幸  
古田純也  
松浦敏司  
村椿敏章  
山田庫司郎

総務防災課長 田邊雄三  
総務防災課参事 渡辺昭  
財政課長 古田孝仁  
市民活動推進課長 湯浅崇  
健康推進課長 永森浩子  
社会福祉課長 江口優一  
社会福祉課参事 結城慎二  
介護福祉課長 高橋善彦  
健康福祉部参事 細川英司  
農林課長 佐藤岳郎  
農林課参事 中塚威史  
水産漁港課長 渡部貴聰  
観光課長 大西広幸  
観光商工部参事 高井秀利  
建築課長 小原功  
都市整備課長 立花学  
都市管理課長 澁谷一志  
都市管理課参事 石井公晶

.....  
教育長 三島正昭  
学校教育部長 林幸一  
社会教育部長 吉村学  
学校教育部次長 小路谷勝巳  
社会教育部次長 岩本博隆  
学校教育課長 小松広典  
スポーツ課長 阿部昌和

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一  
副市長 川田昌弘  
企画総務部長 岩永雅浩  
市民環境部長 酒井博明  
健康福祉部長 桶屋盛樹  
農林水産部長 川合正人  
観光商工部長 田口徹  
観光商工部次長 秋葉孝博  
建設港湾部長 吉田憲弘  
水道部長 脇本美三  
庁舎整備推進室長 後藤利博  
企画調整課長 北村幸彦

○事務局職員

事務局長 武田浩一  
次長 伊倉直樹  
総務議事係長 神谷浩一  
総務議事係主査 寺尾昌樹  
係 早淵由樹

午前10時00分開議

○井戸達也議長 おはようございます。

本日の出席議員は16名で、全議員が出席しております。

ただいまから、本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、古

田純也議員、松浦敏司議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 本日の議事日程は、既に印刷して配付の第3号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、一般質問を行います。

前例に従い、通告順に発言を許します。

栗田政男議員。

○栗田政男議員 一登壇一 まず冒頭に、今回の台風9号、10号、九州地区、沖縄地区、西日本全土がそうなのですが、大変な被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

あの報道等を聞いていますと、今気象庁が非常に早い、タイムリーな、何日も前からしっかりとした情報を出していただいています。そのおかげで早い避難ができて、最小の被害で済んでいるのかなと思います。

今後さらなる大きなものが、予想される今の気象変化の中では、やはり事前にしっかりとした避難をして、何よりも命を最大に守るという行動が私たち国民の一番大切な部分になるのかなと思いますし、我々行政に関わる人間としても、まずは第一に命を守るという原則の下に進めていかなければならないのかということを感じております。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

新型コロナウイルスの闘い、まだまだ続いております。1月の末にいろいろな報道等で我々もその事実を知って、いろいろな行動を制限されながら、またいろいろな対策を講じながら、今、今日があるのですが、まだまだ収束の見通しも立たない。まして、2波、3波というような大きな波も来ているということは、本当に大変な闘いがまだまだ続くのかなということに心配をしております。

そういった意味で、まずは当市のまず検査体制がどういうふうになっているのか。これは市民の皆さんからもいろいろ問合せがございます。「網走はどうなっているのだ」と。そういう情報も正直言って、あまり正確には伝わっていない状況がありますので、市として今我々がその検査体制、万が一コロナという疑いがあった場合について、どのように対応したらいいのかということについてお伺いをしたい、現状をお知らせください。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 現状の検査体制について

でありますけれども、当市における検査体制につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第1項及び第3項第1号に規定する、感染の疑いがある方や濃厚接触者などを対象に、公費負担となる行政検査として行われております。

検査に至るまでの流れでありますけれども、保健所、帰国者・接触者相談センターでありますけれども、保健所もしくは北海道の24時間窓口への相談により感染が疑われる場合は、保健所が受診調整を行い指定医療機関を受診後、医師の判断によりPCR検査を実施することになります。

採取した検体につきましては、保健所が検査機関となる北見保健所もしくは道立衛生研究所に輸送し、2日ほどで結果が出るものというふうに認識をしております。

○井戸達也議長 栗田議員。

○栗田政男議員 流れをお知らせいただいたわけですが、例えば私たちが熱が出てきたと、ちょっと肺炎の疑いもあるということを経験したときに、流れですね、今のところだと保健所にまず行くのですが、我々が保健所に行くのか、それとも医療機関のほうから保健所に連絡をしていただいているという、その手続についてももう少し詳しくお願いをいたします。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 体調不良の場合は、基本的に保健所への相談もしくは24時間体制の北海道の窓口相談をしていただくというようなこととなります。

かかりつけ医に御相談される場合もありますけれども、かかりつけ医に相談した場合については、かかりつけ医から保健所もしくは指定医療機関のほうに連絡等々が行って、調整されて受診というような形になるというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 栗田議員。

○栗田政男議員 この辺の流れについても市民の皆さんも誤解している方が多いので、非常に心配をしている部分であります。特に高齢の方というのは重症化しやすいということですから、その辺についてしっかりと情報開示が必要かなというふうに思いますし、私も早い時期に、2月頃ですね、保健所のほうにお伺いして、どういう検査体制になっているのかということ調べてきました。その当時はまだ体制が多分出来上がってなかったでしょうから、非

常に難しいことを言われまして、なるべく検査できないような体制なのかなという印象を受けて帰ってきたわけですが、やはり保健所に相談したときにしっかりと対応してくれないというのが一番やっぱり、市民の皆さんからやっぱりそういう苦情が多いです。私もそういうふうに感じました。

なかなかそこに行って、言ったときに、「熱があるのですか、ないですか」いろいろなこと、条件を言って、ではお医者さんに診てください、診てもらって、その上で検査機関でしっかりとしたドクターの判断をいただきたいみたいな話をたくさんされたのですが、その辺で市が窓口となって、きっちりとそういう市民の検査体制というのを取れるような状況にはなっているということで理解していいですか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 基本的にはやはり保健所への相談で、保健所の指示により指定医療機関を受診するという流れが基本となりますので、市が窓口となって受診勧奨するといったことはないというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 栗田議員。

○栗田政男議員 そこで、知ってのとおり、網走保健所というのは道の機関です。市民にとっては、市の機関であっても道の機関であっても国の機関であっても、全然公的機関ということで差は全然ないのですが、残念ながら行政というのはなかなか縦割りの社会ですから、私個人的には何かこう、道の機関の網走保健所と市の間で連携はしているのだけれども、より密接なホットライン的なものがあればもっとスムーズに行くのかなというふうに、個人的には感じるのですが、その辺についての見解は、難しいでしょうけれどもありませんか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 この新型コロナウイルス感染症のことににつきましては、保健所と日常的な情報交換ですとか、あと会議等での情報交換、情報共有というようなことはしておりますけれども、それ以上の対応についてはやはり北海道が主体となって進めているというところがございまして、なかなか状況の把握ですとか、詳細な部分までの把握というところにつきましては難しい状況というふうに考えております。

○井戸達也議長 栗田議員。

○栗田政男議員 それやっぱり一つの壁なので、それではやっぱり、これからはだめだと思いま

すし、やっぱりその連携をしっかりとつくってほしいのと、もっと本当に近い関係でしっかり我々市民の安全を守っていく体制をつくらなくてはいけないと痛感しております。

それでは、網走にも網走医師会がございまして。当然こういう問題ですから、医師会が深く関与する問題が多いのですが、その辺とのコロナ対策という連携についてはどのようになっているか教えてください。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 この新型コロナウイルス感染症への対策につきましては、やはり医師会ですとか医療機関の理解が必要だというふうに考えておりました。常に情報共有を図りながら何か疑義があれば相談をしたり、また意見を頂いたりというような関係性を持って進めているところでございます。

○井戸達也議長 栗田議員。

○栗田政男議員 医師会のほうの会長をなさっている方が、この前オフィシャルな発言をなされて、市の対応は非常によくやっていると、網走の対応は今のところできる限りのことはやっているというお話を、私も直に聞いております。それは医師会の立場というか、会長のコメントですから、それはそれで重たいものがあるのですが、できるならばやはりその辺の連携もまだまだ強めていただいて、やっぱりお医者さんが動いてくれないと、その専門家の知見というのはやっぱり非常に大事な部分でございますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

もう一つ、近隣町がありますよね。その辺の人たちは多分医療体制は網走ほど充実していないので、コロナ対策については非常に苦慮しているのだらうなと思うのですが、その辺の連携については当市としてどのように行っているのか教えてください。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 1市4町医療提供体制というところも含めて、常に連携を図りながら意見交換をしている状況というものがございまして。

ただ、この新型コロナウイルス感染症の関係につきましては、報道等で一部の町で検査体制を構築したというような情報は得ておりますけれども、現時点では新型コロナウイルス感染症の取組について、まだ連携というような協議をしている段階ではないというふうに考えております。

○井戸達也議長 栗田議員。

○栗田政男議員 ぜひともこれも積極的に進めてほ

しいと思います。

当市においては、おかげさまである程度の医療機関というのが集約されていますし、現実的には町の方々には網走の医療を担っているのが本当に多いのですね。そういうことを考えるとやっぱり近隣の町との連携、自治体同士の連携が初めてここで必要になるのかなと思うのです。そういったものを活用してスケールメリットで、最後になりますけれども、検査体制の強化ということを実際に考えていく必要性が、私はあると思うのですね。知ってのとおり、今答弁の中にもありましたが、北見市のほうでPCR検査の外来、ただし自由に誰でも受けられる体制ではないというふうに聞いております。小清水のほうでは抗原検査、PCRよりもちょっと簡易的な検査も、それもやはり医師がきちんと判断をして、これを必要だということを進めているということなので、ぜひとも当市もそれだけ後ろのほうに大きな人口を抱えていますから、我々が北見に行ってそのセンターを活用するわけにはいかないの、今までの検査の体制で十分だという認識であるのであれば必要ないのかもしれないのですが、多くの市民はできるならば網走市独自のそういう検査体制というのを欲しいというふうに望んでいるのですが、その辺についての見解をお聞かせください。

**○井戸達也議長** 健康福祉部長。

**○桶屋盛樹健康福祉部長** 今後の検査体制構築の方向性でありますけれども、8月28日に国が発表した新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組における検査体制の抜本的な拡充に加えまして、感染症法における入院勧告等の権限の運用の見直しを示しているところであります。

現在、新型コロナウイルス感染症につきましては、結核、SARS、MERSと同様の2類感染症以上に位置づけられておりまして、今後の季節インフルエンザの流行期を見据え、保健所、医療機関の負担軽減や病床の効率的な運用を図るため、感染症法に基づく権限の運用について法令改正も含めて見直すとしております。

これまで軽症者や無症状者であっても、入院を勧告され医療機関の逼迫につながるという課題がありました。今後感染症分類の見直しにより、入院を重症化に特化し、軽症者や無症状者の宿泊療養所や自宅療養での対応を徹底するとしております。この辺がどのような影響を及ぼすのか、まず注視が必要というようなことと、さらには9月4日付で

厚生労働省から事務連絡が發布されまして、これまでの相談や受診の流れを変更し、身近な医療機関で相談、診察、検査を行う方向性も示されたところがあります。検査体制の構築に当たりましては、医師会、医療機関の理解や対応する医療従事者の確保が課題と考えておりますので、市としてはこういった国の動向や、また感染状況等も踏まえながら専門家の意見を参考として、北海道、医師会、医療機関と意見交換をしてみたいと考えております。

**○井戸達也議長** 栗田議員。

**○栗田政男議員** 国のほうでも拡充するということは、今の現総理が言っていますので、間違いなく強力にやってくれるというふうに思いますが、やはりここは国任せではなく自治体としてもしっかりと取り組んでいく大切な部分ではないかなと思います。それが自治体の予算規模とかいろいろなもので無理だったら、そんな無理難題は言わないのですが、比較的予算面ではクリアできる金額ではないかなというふうに思いますし、それはいろいろな手法を考えればしっかりとしたものができると思いますから、そういう部分では市民の安全、命を守るという意味では絶対にこの部分は必要であるのではないかなというふうに感じます。

当市は観光都市であります。やはりコロナウイルスを完全に封鎖したり鎖国することはまず無理なのです。そういう中では、やはりこちらにいらっしゃる方々もやはりそういう安全な医療体制があるというPRがないと、その担保がないとなかなかこの当市には来づらいと、そんな気がしてならないのです。そういう意味からも、やはりそういう医療体制、安全だから少しずつ来ていただくというような方向性もやはり必要ではないかと思うのですが、その辺に対してはちょっと原課では難しそうなのですが、観光を含めた、観光の人たちがこちらに来る取組について何か所見があれば。

**○井戸達也議長** 健康福祉部長。

**○桶屋盛樹健康福祉部長** 検査体制の構築につきましては、市だけではなし得ないものであるというふうに考えておりますけれども、市民はもちろん網走に来られる方の安心というような部分も持ちながら、今後北海道医師会、医療機関としっかりと連携を図りながら意見交換をしてみたいと考えております。

**○井戸達也議長** 栗田議員。

**○栗田政男議員** ぜひともしっかりとその辺は取り

組んでいただいた上で、情報発信をしていただくことによって、少しずつ観光都市網走の回復につながっていくのではないかなというふうに思います。

いろいろ市中の市民のお話を聞いていると、いろいろな情報が錯綜しております。やっぱりいろいろなうわさ話というのが、どんどん尾ひれはひれがつきながら大きくなっていったり、間違っただけの情報も町なかで飛び交うという、それが今の網走の市内の状況なのですね。これはやはり一つには、もちろん情報というのは全てあからさまにできない部分は当然個人情報もあるのでわかるのですが、できる限り正しい情報を、さっきの医療体制の情報も含めて、今起こっている状況もできる限り正しい情報をしっかりと伝えて、市民に伝えるということがひとつその混乱を防ぐ大事な要素だと思うのですが、それについての見解をお聞かせください。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 市への感染者情報の開示を知事に求めることについてでありますけれども、情報公開につきましては北海道において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律を踏まえ、公衆衛生上の観点から感染症の発生状況などに関する情報を積極的に公表する考えとしている一方で、個人等の特定により患者家族、医療従事者等に対する不当な扱いにより精神的に追い込まれる事例や、転居を余儀なくされる事例などを受け、個人情報保護の観点には最大限配慮することとしており、これら2つの観点を比較、考慮した判断に加え、本人等の同意をもって公表しているとのことであります。

過日、全道市長会役員におきましても、副知事に対し、公表の在り方を検討願ったところではありますが、北海道における公表の基本的な考え方を説明することにどまっております。

現状におきましては、保健所設置市以外につきましては振興局単位で感染者の概要を公表しておりますけれども、ほとんどの情報が非公表とされた場合、報道機関の先行報道や風評等の情報が発端となり、住民によりSNS等を媒体とした情報が拡散し、誹謗中傷の助長及び住民の混乱や不安を招く状況が考えられるところでございます。

また、感染者が確認された場合は、北海道が濃厚接触者を含めて積極的な疫学調査を行っているという理解しておりますけれども、市としては住民に対する感染拡大防止を目的とした注意喚起による安心・安

全の確保や、感染者等の行動歴を踏まえた対応、これは公共施設の消毒や休館の判断等があると思えますけれども、これらが必要と考えているものの居住地が非公表となることで十分な対応ができず、住民の行政に対する不信感や批判につながるものが想定されますので、公表の方法や内容の見直しについて北海道に対して意見を提出しているところでございます。

○井戸達也議長 栗田議員。

○栗田政男議員 ということは、当市において情報が入る、その源というのはあくまでも網走保健所を通してという考え方でよろしいですか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 当市が把握できる状況につきましては、北海道が公表している患者の概要が全てであります。

○井戸達也議長 栗田議員。

○栗田政男議員 このところもかなり誤解されている市民の皆さんも多くて、本当はもっと情報があるのだろうと、混乱しては困るので出さないのではないかみたいな話をよく聞かれるし、私たちもその中に入れられています、正直言って。それで非常に苦労しているのですが、実際問題として市のほうももうちょっと情報が欲しいのだけれども、なかなかそこに壁があらえてもらえない。これが先ほど言った網走保健所と網走市の壁なのです。だからぜひともこの部分は、もちろん道の仕事ですから道のほうはもっと一生懸命動いてくれないと困るし、その機関がきちんと、道がやるということは、国の事業というのはみんな道経由で来ているというのは誰しも知っていることなので、壁があるから潤沢に行かない、スムーズに行かないということにはならないと思うのです。この辺も大きな課題ですけれども、やっぱりしっかりと対策を講じていただきたいと思えます。

これから秋、冬にかけて、インフルエンザが多分また流行するだろうと思えます。これもコロナとダブルで来るとまた大変なことですし、症状も非常に似た状況が多分あるだろうと思えますし、こうするともう既に起こっているのですが、当市はそういう事例はないと聞いていますけれども、都市部などではもう受け付けないと。医療体制も非常に個人病院も大手病院も含めて、経営的にも厳しい状況なのですね、コロナのおかげで。これは本当に何とかしてあげないと、医療を守れないとやっぱり命を守れ

ないですから、経営云々という、こういう有事のときにはしっかり医療をフォローアップしてあげないと、これはもう国の責任としてやる、自治体の責任としてやる、しっかりやっていただかないといけないというふうに思います。

様々な課題がこれからも出てくると思います。私はやっぱり検査体制、少なくとも当市において独自のスピーディーな検査体制を構築することが、まずは市民の安全・安心につながるのかなというふうに信じていますので、国のほうもいろいろな動きで、いろいろな予算もつけてくると思います。それにタイムリーにしっかりと、まずは市民の安全を守るという動き、それをしっかり構築していただきたいという要望です。

それでは、もう1点の企業のほうに移りたいと思います。

コロナ禍に中では企業、いろいろな対策、これは臨時会の数の多さを見てもよくわかるのですが、非常に当市はタイムリーにしっかりとやってきたところ。そういう中で、助けられながら今まで延命をしているのですね。そういう中で、今市内の企業は昨年とどういうふうに変ったのか、現況についてお尋ねをいたします。

**○井戸達也議長** 観光商工部長。

**○田口徹観光商工部長** 市内企業の状況ですけれども、飲食店につきましては4月、5月と比較いたしますと、7月、8月は多少利用は増えてきている状況にはございますけれども、宴会などが手控えが続いていることから、地元客の利用が少なく厳しい状況には変わらないものと認識しているところです。

宿泊施設、公共施設、社交飲食店を除く市内事業者の状況についてでありますけれども、市では事業収入が前年同月比で3割以上減少などの要件を満たす方を対象に、営業継続支援金を給付しておりますが、対象者約1,240社のうち現在のところ281社に支援金を給付しておりますので、事業収入が前年同月比で3割以上減少している事業者は約23%に達している状況です。

内訳で最も多いのは卸小売業の99社で35%、次に建設業で65社23%、次に生活関連サービス業31社11%、製造業24社9%となっており、多様な業種に影響が広がっているものと考えております。

次に宿泊施設の状況ですけれども、宿泊施設につきましては、5月には前年同月比16%まで落ち込んでおりましたけれども、道内個人客の動きが活発に

なったことから、8月の宿泊者数は市街地主要ホテルで前年比85%、湖畔地区では前年比44%まで回復してきている状況です。

観光施設ですけれども、8月の入館者数はオホーツク流水館が対前年比44%、博物館網走監獄が対前年比52%まで回復してきている状況です。

次に交通事業者ですけれども、バス事業者の収入状況ですけれども、路線バスにおきましては8月において前年比3割減少、7月が5割減少ですから若干上がってきておりますし、高速バスにつきましては8月が5割減少、それから貸切りバスにつきましては前月まではほとんど利用がないような状況でしたけれども、修学旅行などが入ってきていることもありまして、対前年比7割まで回復している状況にありますけれども、依然として厳しい状況には変わらないというふうに認識しております。また、ハイヤー事業者の利用につきましては、前年度比8割程度まで回復しているというふうに伺っているところです。

**○井戸達也議長** 栗田議員。

**○栗田政男議員** いっときかなり落ち込んだ中で、少しずつ回復の基調が来ているということは、コロナとのお付き合いをしながら経済の復興が見えてきているのかなというふうに理解はいたします。が、しかし、経営というのはこれぐらいの数字ではとても成り立たない現実があります。半分の売上げで、前年比半分の売上げで継続して企業をできるかという、それなりのリストラをしたり事業を縮小をしたりしなければ絶対無理なのです。そういうことを考えると、なかなかこれは大変な話ではないかなというふうに思っています。

特に当市においては第一次産業、農業、漁業は今のところ間接的には影響あるのですが、農業も含めてそれほど影響はないというのは非常にありがたい話なのですが、一つの柱であった観光業は大変な打撃を受けているような気がするのです、観光の状況というのは。観光の部分の、先ほど宿泊の部分も回復基調にあるということで少しは安心はしているのですが、決してそのまま大丈夫な状況ではないと思うのですが、それについての見解をお伺いしたい。

**○井戸達也議長** 観光商工部長。

**○田口徹観光商工部長** すみません、1点まず訂正から。先ほど交通事業者のバスの関係で、貸切りバスについて7割回復と私申したかもしれませんが、7割減ですからまだ3割ということですので、大変

失礼しましたが訂正させていただきます。

観光業の入り込みの見通しですけれども、先ほどお話ししましたけれども、7月までは非常に低調な状態が続いておりましたけれども、8月に入りましてからは特に道内個人観光客の動きが活発となりまして、宿泊施設、観光施設とも、先ほど申したとおり回復の傾向にあります。しかし、議員おっしゃるとおり、G o T o キャンペーンでは東京発着の旅行が除外され、また道外客が低調であること、さらには団体客、さらにはインバウンド、外国人観光客が全く見込めない状況であることから、今後の10月以降の閑散期を迎えることもありまして、非常に厳しい状況になると見込んでいるところでございます。

○井戸達也議長 栗田議員。

○栗田政男議員 ちょっと衝撃、バスの部門で7割は動いていないだろうというような認識はあったのですが、それが例として3割しか動かないということはリース代も人件費も出てこない。今まではバス事業者は多額の借金をして今運営しています。借入れを起こしています。これはみんなやっています。

それもすごい金額を、で何とか運転資金を3月ぐらいまで、その間に回復を見るという様子を見ているのですが、このまま行ってしまうとそれもかなわないのではないかなという、非常に危機的な状況にあるかと思えます。

そういう中で観光の部分で、では観光の部分、この先どういうことが起きると、もう既に始まっているのですが、仕事を、職をなくす人がいっぱい出てきています。これに対してやはり市として何らかの対応を考えていかないと、観光業でお客さんが来ないわけですから、当然お掃除の仕事、いろいろな仕事、やっぱりなくなってしまふので休んでくれと。

言うなれば、無期限の失業みたいになってしまうのですね。だから定職という扱いにはなっているのでしょうかけれども、それでは非常に大変なことですし、生活もままならない状況になろうかと思えます。そういうことを考えたときに、今後予想されるいろいろな失業者に対しての対策について、市としてはどのように見方をしているのか、検討しているのか教えてください。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 まず今後の対策ですけれども、国ではG o T o キャンペーンの対象に東京発着の旅行を追加する動きや、それから地域共通クーポン券の配付が始まる予定でありますし、北海道にお

いてもG o T o キャンペーン終了後の2月から道民割が、第2弾が実施される予定となっております。

市としまして、今後も観光協会や関係機関と連携を密にしまして、宿泊施設や観光施設など実態把握を積極的に行いながら、十分な感染対策とともに状況を考慮した必要な対策を継続的に支援していきたいと、対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 栗田議員。

○栗田政男議員 もちろんそういう動きも必要だと思えます。それでもやはり、そのパイが小さくなっている部分で失業者というのは出てくるのですね。それに対するやっぱり対策も、今のうちから考えながら進めていかないと。例えばハローワークを通していろいろな制度を活用する中で、今ハローワークというのは、私たち一番身近なのは失業保険なのですよ。

自己都合で辞めると3か月延ばされてしまう。3か月間収入なしの状況になってしまうのですね。だからそういうこともやはり制度的には問題がありますし、こういう有事のときは失業した段階ですぐ手続に入れるような、やっぱり特例措置も必要になってくるでしょう。これは市独自にできることではない国の制度ですから、当然要望して進めていかなくてはいけないと思うのですが、私はやはりそういう人たちが今度仕事を変えてでも、仕事の間を供給しないと、この網走で仕事の間をつくらなければならない大変なことが起きてしまうのではないかという心配をしているのですが、その辺についてはどうですか。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 観光客の減少で従業員の雇用維持に苦慮している観光関連の産業がある一方で、農業、漁業などは人手不足に直面している状況がございます。

北海道では北海道短期お仕事情報サイトを立ち上げてまして、求人情報を提供しているところであり、市におきましても、ホタテの稚貝放流の人材募集についてホームページや新聞広告で協力を呼びかけてきたところですよ。引き続き、関係団体や商工会議所、ハローワーク網走、北海道と情報を共有に努めまして必要とされる施策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 栗田議員。

○栗田政男議員 失業してしまうとどういふことが



起きるかという、次の仕事を探したいのですが、自分はやっぱりその道のプロでずっと長い間同じ仕事、できれば同じような職種を探したい、それが人間のさがないのですが、そういうことを希望するというのがあるのですけれども、やはり働かないことには食べていけない。本当にやっぱりそれが死活問題につながるのです。そういうことを考えていくと、網走が今後やっぱり失業が出たときに、では網走の中で仕事がないということがたくさん出てくるとどうということが起きるかという、これは必然的に都市部のほうに流れていって仕事を探すという状況になる。そうすると、今まで言われていた人口減少の網走なのだけれども、よりその人口減少に拍車がかかって進んでしまうという、行ってしまった者はなかなか戻ってこられない、それは仕事がないから戻れないという状況が、僕は心配しているのです。それがコロナ禍の中では非常に出てくるのではないかと、いろいろな地方都市に出てくるのではないかと、この危惧をしているのです。だから失業対策というのはもうちょっときちっとやってほしいし、仕事の情報発信もしてほしい。いろいろな機関があります。ありますけれども、やはり仕事があればこの町に、住み慣れた網走にいたいという方はたくさんいらっしゃるのです。そういうフォローアップをしっかりと進めていってほしいという希望なのですが、それに対して何か見解があれば。

**○井戸達也議長** 観光商工部長。

**○田口徹観光商工部長** 失業対策ですけれども、雇用対策、職のマッチングですけれども、職業紹介の関係ですけれども、これはハローワークが行う形になります。地方公共団体も職業安定法に基づきまして、必要がある場合は無料職業紹介事業を実施することが可能ですけれども、当市にはハローワーク網走がございますので、職業紹介についてはハローワーク網走と連携を取りながら進めたいというふうに考えております。

これまでも大規模な企業倒産などがあった場合には、ハローワーク網走と連携を図りながら従業員に対する賃金等の労働問題ですとか、失業保険関係、それから再就職の関係につきまして各関係機関に協力を求め、一括して相談が可能な合同説明会などの開催にも取り組んできておりますし、今後もハローワーク網走をはじめとする関係団体と連携しまして、雇用対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

**○井戸達也議長** 栗田議員。

**○栗田政男議員** 日本は太い動脈、血管がゆっくり流れている状態なのです。毛細血管は今全然流れてないのです、血が。それが今の日本の状態なのです。しばらくこれ続くのです。ということはどうということが起きるかという、大きな流れとして経済が止まってしまうのです。その影響というのは非常にじわっと静かに地方にも影響を与えてくるという認識をしっかりと持ってほしいと。

去年の12月までの段階では非常に世の中というのは、もうミニバブル的な要素で活況だったのですが、急に今年に入ってこういう状況になっているということ、それがじわじわと影響していろいろな企業に悪影響を与えるということが心配されます。

そういう意味で失業対策、原課のほうとしてもいろいろな有事があれば、何か大きな問題があればすぐタイムリーに対応してくれるということですから、それに期待をしますし、また何度も言いますが、ハローワーク、商工会議所等のもっともっと深いつながりできちんとした連携を取る、形だけの連携ではなくて、しっかりと情報を共有しながら一体となってやっていく、その姿勢がないとなかなかこの問題も解決できないと思います。同じことを別に市でつくれなど私は言っていないので、つくる必要もないです。

国がやっている事業ですから、しっかりとそれを機能させる、そのサポートをしっかりと市もやっていく、情報をみんなで共有しながら進めていくということが、この網走を守るということにつながるのです。この辺も先ほどの保健所の件もそうです。所管が違うからなんて言い訳をしないでしっかりと取り組んでほしいと思うのです。電話で済むことでも近いのですから行ってしっかりと交渉をして、どんどんどんどん進めていただきたい、これを望んで私の質問を終わります。

以上です。

**○井戸達也議長** 次、古田純也議員。

**○古田純也議員** ー登壇ー 志誠会の古田純也でございます。

通告書に従い、質問させていただきます。

まず、食品関連産業の振興についてですが、食品加工センター、通称みんぐるは平成18年4月に開設して以来、地場産食材の加工体験を通じ、安全・安心な食品知識の習得と食品加工を通じた市民活動の場の提供の観点から、市民に親しまれ、令和元年実

績では年間2,400名の市民の利用があると伺っているところですが、しかしながら、利用者数の数は10年前の平成21年度がピークで3,200名の利用があり、この10年間で約800名の利用者の減となっている状況であります。

この点について、市ではどのように分析し、利用促進策を講じているのかお伺いいたします。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○酒井博明市民環境部長 食品加工センターみんぐるの利用促進策についてであります。議員御指摘のとおり、みんぐるの利用者数についてはピーク時に比べ年間利用者数において、昨年度は約800名の減となりました。背景には従来の利用団体のメンバーが高齢化し1団体当たりの利用者が減っていること、また利用形態が大人数から少人数グループに変化していることなどが理由として上げられます。しかし、少人数によるグループ利用でありながらも、施設の稼働率は97から98%と高い利用率を維持しております。

施設の利用促進につきましては、みんぐる講座参加者からのアンケートや施設の利用者、関係団体などで構成される網走市食品加工体験センター運営懇話会から御意見を頂き、利用者ニーズの把握を行い事業に生かしております。

利用促進として、平成30年度より小グループを対象とした日曜パン講座を開設したり、今年度からは親子で参加できるみんぐる親子講座などの新しい講座を企画し、友人や家族など小グループで利用できる取組を行っています。

また今年度より、人気の高いパン作りを複数の利用者が一度に行えるように、電気オーブンを1台増設し利用の増加につなぐ取組を行っているところでございます。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 高い利用度があるということを確認させていただいたのですが、それでは、加工の指導員を配置し、市民が気楽に食品加工に親しまれる施設を有するということが、ほかの市町村にはない網走市ならではの市民サービスがあり、市民活動施設として優れた機能を持つ施設として評価しているところですが、みんぐるは一方、民間利用、いわゆる営利を目的とした可能な施設であるともお伺いしております。現状、施設利用に治める営利利用の割合をお伺いいたします。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○酒井博明市民環境部長 みんぐるの営利利用の割合についてであります。営利利用につきましては、網走市食品加工体験センターの営利目的の利用に関する取扱要綱を定め、営利目的の利用も可能としております。

これまで民間企業によるジャムやレトルト食品の加工、福祉団体によるパンやお菓子作りなどの利用実績はございます。

施設利用に占める営利利用の割合ですが、最近5か年の営利利用の平均は利用者数で4.6%、1年当たり約118名、利用料収入で7.1%、年間当たり7万1,400円となっております。平成31年度は施設利用者の2.5%、約60名が営利利用となっている状況にありますが、民間企業の製品の受注状況や農産物の出来不出来により、利用状況が変動するということがございます。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 確かに営利利用で使われているところを認識しました。

また、新型コロナウイルスの蔓延から市内の一部の団体や企業において、新たな活路としてふるさと納税の返礼品をみんぐるを活用して加工販売したいとの声があるとお伺いしております。特に食肉加工に関する要望があると伺っておりますが、みんぐるにおいて、食肉加工に関する加工機器や専門調理器具の整備が十分ではないと聞いております。今後、食肉加工に関連した加工機器の導入、整備を図り、民間利用の促進を後押ししてはどうかと考えますが、市の考えをお伺いいたします。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○酒井博明市民環境部長 新たな加工機器の整備による利用促進についてであります。みんぐるにおける食品加工につきましては、ソーセージやベーコンについては加工体験メニューとして講座などでも実施しております。ある程度の量を加工できる機器を設置しております。

議員御指摘のとおり、現在市に対し市内の飲食関連団体より、加盟店がふるさと納税の返礼品として食肉製品の加工販売を考えており、みんぐるを利用させていただきたいとの相談は寄せられております。

食肉の加工販売は食品衛生の観点から、食肉加工単独での施設利用に制限しなければならないとの条件がありますことから、市では休館日である月曜日または祝日において食品加工を許可することで考えているところであります。

食肉加工機器の整備につきましては、製品の安定的な製造が見込めるかなどを勘案しながら今後検討してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 今後、ぜひ前向きな検討をお願いいたします。

続きまして、市営住宅についてお伺いをいたします。

毎年度四、五回程度空き住宅の抽選会が行われているという市営住宅ですが、場所によってはしばらく入居募集のない住宅もあると思います。あるとしたら何年くらい募集がないのかお伺いいたします。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 市営住宅の公募による抽選会は年5回実施しております。公募抽選の結果、入居希望のなかった住戸については、随時募集しておりますが、団地によっては長期間入居希望のない住戸があり、現在随時募集している住戸は10戸ありますが、その多くが5年程度前から募集している状況であります。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 なかなか5年前から随時募集されているけれども入らないところがあるのかなという認識ですが、では全館が満室の棟、または空室がある棟、住む方の共益費の負担の違いなどはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 共益費とは主に廊下や階段などの共用部分に設置されている照明に要する電気代であり、複数の近隣住棟や単独の住棟で構成された町内会、あるいは自治会により徴収されております。負担額の違いにつきましては、空室室の状態が続くことにより各世帯の負担割合が増えることは考えられるところです。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 やはり負担額の違いがあるということが認識できました。

では、共益費以外ですね、空室が多い棟がもし満室になることによって解消される問題点などがあつたらお伺いいたします。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 入居者が増えることにより、入居者相互の交流促進による町内会、あるいは自治会活動の活性化がされること、住棟の清掃、草刈り、除雪などの環境整備を担う人員が確保される。

また、高齢者の見守りなど、コミュニティーの向上が図られることなどにより、こうした課題の改善につながる考えられます。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 やはり満室になるといろいろと解決される問題があるようです。

では実際に、入居者の理解を得まして、各棟集約をするという部分は、私は大変良策だと思いますが、市の見解をお伺いいたします。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 現在行っております集約化につきましては、潮見団地の建て替え計画において、将来人口の減少を見据え、建て替え後の戸数規模を縮小し、建て替えエリアを集約した形で進めております。また、網走市公営住宅等長寿命化計画においても、老朽化した団地を中心に用途廃止を行い、実施に当たり他の団地への住み替えなどによる集約化を行うこととしております。

これらの集約化とは別に今後においては、入居希望の少ない団地について、空き室問題の改善等のメリットや建物の利活用の観点から、今後も入居を見込むことができない場合、団地内住棟の集約化を図ることも検討の一つと考えております。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 集約化を図ることも検討に考えられているということで、実は私も当分入居者の募集が見込めない市営住宅があるなら、やはり耐久年数があるうちに民間に売却して、民間が市民に有効活用できるようにリフォームできたらというふうな考えを持っているのですけれども、そもそも市は市営住宅を売却する考えというのは今後はあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 市内の多くの団地は昭和57年から公営住宅の整備基準により、耐用年数が70年となる鉄筋コンクリートづくりで建設されていることから、長寿命化修繕により今後も30年程度は利用が可能と考えております。

しかし、先ほど申し上げたとおり、今後も入居が見込めない団地については、団地内住棟の集約化を図った上で、余剰住棟の用途廃止を行い民間などへの売却することも手法の一つとして考えられているところでございます。

しかしながら、実施に当たっては、将来の入居見込みの検討や、また長寿命化修繕の必要性の検討、

あわせて火災や自然災害による被災者支援など、防災としての観点からの検討を含めて調査、研究をしてまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 ぜひ市民が有効活用できるような住宅になることを望みます。

それでは、最後の質問になりますが、前日も一般質問させていただいたのですけれども、2023年の高校総体のボート開催地について、大変意欲的な答弁を前回頂きましたが、そこでお尋ねします。

網走市の開催は正式決定されたのでしょうか、お尋ねいたします。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 令和5年度、2023年に行われる全国高等学校総合体育大会夏季大会が北海道で単独開催されることは、昨年9月に発表されたもので、本市といたしましては関係機関との協議を得て本年1月北海道に対し、ボート競技の開催意向を伝えていたところでございます。

去る8月27日に開催されました、令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道準備委員会第1回総会が開催されまして、23競技26種目の会場地が決定され、ボート競技につきましては網走市が会場地として決定されたところでございます。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 ありがとうございます。

そこで、2,000名近い関係者、選手が今後網走の情報を確実にネットを活用しながら調べてくると思うのですが、市のホームページ、大変立派なホームページがあるのでございますけれども、今後大会の情報の発信はこれからありますか。私は早いうちに、大会会場となる網走湖のレースコースの状況だけでも発信できるのではないかと考えております。または、おいしいまち網走を知っていただく有効な手段だと思っておりますが、市の考えをお尋ねいたします。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 市のホームページでの情報発信ということでございますが、北海道におきましては実行委員会のホームページ開設が今後予定されていると思いますので、今後は連携して情報発信を行うこととなるかと思っております。

また、早い時期からのレースコースの状況発信等についてでございますが、現在市ホームページにおいても各スポーツ施設やスポーツ合宿について紹介をしております、大会会場となる網走湖ボート場

についても掲載をしているところではございます。

今後、大会準備に向けての具体的な内容が示されていくこととなりますので、議員のおっしゃられる視点も含めて、ホームページでのPRなど大会機運の醸成に向け、市の関係部署、関係団体と連携して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 大変心強い後押しがあるということで、選手方も燃えてくると思います。

そこで、現在大曲にある、いわゆる艇庫というボートを入れる倉庫なのでございますけれども、ここは昭和50年代に建築されて40年以上使用されており、大変高価な船を保管するには老朽化が目立つ状況です。網走湖は道内唯一の5コース以上を設定できる場所として、今後また大会の誘致や合宿誘致、さらに地元の競技繁栄のきっかけとして、建て替えの考えがあるかお伺いいたします。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 艇庫の建て替えについてでございますが、当該施設につきましては民間所有の施設ということでございますので、建て替えなどの更新に関しましては所有者の考えによるものではないかというふうに考えておるところでございます。

また、全国高等学校総合体育大会夏季大会の開催に必要な施設等につきましては、今後北海道準備委員会などと協議を進めていくこととなるかと思っております。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 何とか立派な艇庫を近いうちに建てられることを期待したいと思います。

私の質問は以上です。

○井戸達也議長 一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩します。

午前10時58分休憩

午前11時08分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

澤谷淳子議員。

○澤谷淳子議員 ー登壇ー 公明クラブの澤谷です。

通告しております障がい者支援に関わる「あいサポート運動」について伺います。

鳥取県では、障がいのある方が困っていることなどを理解し、ちょっとした手助けや配慮を実践することで、暮らしやすい地域社会を皆さんと一緒にくわいていく運動として、平成21年に「あいサポート

運動」が開始されております。

開始から10年を経て、現在ではこの運動を全国の自治体でも取り入れているところも多く、鳥取県と連携し、本年7月末現在では8県14市6町が運動を行っているところです。

コロナで開催がわかりませんが、来年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、国を挙げて世界のあらゆる方々を歓迎する機運を醸成している中、特に障がいのある方々が安心・安全に滞在していただけるようインフラ整備のみならず、思いやりの心や関わりを広げていくことが重要であると考えます。このオリンピックを契機として、障がいといっても視覚、聴覚、言語障がい、肢体不自由、知的障がい、発達障がい、精神障がい、依存症、てんかん、高次機能障害、人工透析や認知症、内部障がいなど、実際の場面で適切な接し方ができるよう、まずは多様な障がいを知ることから始める運動を推進したいと考えます。

そこで、オホーツク総合振興局に北海道として、「あいサポート運動」のオホーツク地域での広がりをお尋ねしましたところ、現在管内で取り組んでいるところはなく、これからの取組となることとごさいました。この「あいサポート運動」に対する当市の認識をお伺いいたします。

**○井戸達也議長** 健康福祉部長。

**○桶屋盛樹健康福祉部長** 「あいサポート運動」の認識であります。平成28年4月に施行された障がい者差別解消法では、行政機関や民間事業者が障がいを理由に差別的な取扱いをしてはいけないこと、また障がいのある方たちの社会参加を妨げている様々な障壁を取り除くために必要な配慮を提供することが定められております。

「あいサポート運動」は様々な障がいの特性、障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮等を理解するとともに、障がいのある方への手助けを実践することで、誰もが暮らしやすい地域社会、共生社会を実現することを目的とした取組であり、鳥取県が平成21年11月から事業化しているというふうに認識をしております。

**○井戸達也議長** 澤谷議員。

**○澤谷淳子議員** ありがとうございます。

障がいの有無にかかわらず市民が互いに支え合い、尊重し合いながら共に生きる社会をつくるためには、まずは障がいのある方々が日常生活の中でどのようなことに困っているのか、またそれに対し、どのよ

うにサポートすればよいのかを知る必要があります。

実は、私も助けていただいたことがあって、3年ほど前、私の認知症の母が今まではそんなことは一度もなかったのですが、一人で家の外に出ていき、訳がわからなくなって、道路に座り込んでいたところを親切な御婦人が母に声をかけてくれて、その御婦人のおうちに保護していただきました。その上、名前も名乗れぬ母の様子から、警察に連絡するより認知症ならこの近くの施設を利用しているかもしれないと地域内の介護施設へ電話を入れ、身長や風貌などを伝えると私の母であることがわかり、ふだんデイサービスでお世話になっていた介護施設から私の勤務先に連絡が来たので、すぐにその御婦人宅へ迎えに行くことができました。ちょこんと座っていた母を見たとき、込み上げるものがありました。何よりその御婦人は「私の母も認知症だったので、よく知っているのです。きっと何軒か施設に連絡すれば必ず誰なのかわかる。御家族にお渡しできると思っていたので何も気にしなくていいですよ」と私にも母にも優しく答えていただきました。本当に認知症をよく知っていてくれたればこそその対応でした。

きっと何時間も徘徊していたであろう母が保護されてからは、私が迎えに来たのは30分もたたないうちでしたから、感謝してもし切れません。

まさに障がいを知ることで、この「あいサポート運動」はそこにこそ主眼を置いて研修を行い、あいサポーターと呼ばれる、抱える障がいによって困っている方に自然に声をかけ、手助け、サポートができるような人を育成するものです。特別な資格などはなくて、シチュエーションビデオを見て多様な障がいがあることをまず知れば、サポートがよりしやすくなると考え、既に全国に54万7,000人余りのあいサポーターが登録されているところです。

当市でも様々な障がい者支援の取組がされていると思いますが、「あいサポート運動」のような取組について、実施されたことはあるのかお伺いします。

また、誰もがあいサポーターになれるこの運動を、子供のころから学びの場にも少しずつ取り入れられるよう、まず学校関係に呼びかけできないか、また市役所の職員、市の指定管理者施設の職員、市内の会社関係や医療関係の職場でも研修の機会などあればと考えますが、併せてお伺いいたします。

**○井戸達也議長** 健康福祉部長。

**○桶屋盛樹健康福祉部長** 当市の取組についてであります。障がい者差別解消法の施行を受けまして、

鳥取県の「あいサポート運動」を参考として、平成29年3月に市民、企業を対象とした心のバリアフリーサポーター研修を開催したところであります。

内容といたしましては、障がい者差別解消法の理解や鳥取県が作成したDVD教材を活用した具体的なケースワークなどを行い、3回の研修で87名に参加をいただき、また研修を受講した18企業に対しましては受講の証となるステッカーを配付したところであります。

学校や職場での研修機会の創出についてでありますけれども、学校での取組につきましては、学習指導要領に基づき障がい者への理解に関する教育として現在指導を行っているところでございます。市民向け研修や職場研修につきましては、市が実施する参加型の研修に加えまして、様々な職種、業態に広く周知し、研修への参加や取組を促していきたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 では、北海道の中ではまだ少ないのですけれども、苫小牧市と登別市が道に先駆けて独自で市として鳥取県と協定を結び、この運動に参加して取組が行われております。この運動の、今おっしゃったような研修を終えますと、鳥取県に申請をするとサポーターにバッジが配られて、また企業数とかサポーター数を全国何人何件というのを、その数字にも参入してくれるようなことになっているのですが、当市として協定を結ぶというようなお考えはおありでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 今後の考え方についてであります。研修の実施に当たりましては、地域における障がい者の状況や取り巻く課題などを考慮した市独自のプログラムが必要となるため、鳥取県との協定締結は考えておりませんが、網走市障がい者福祉計画の基本理念である、「誰もが生きるよろこびを感じ、障がいのある人もない人も共に暮らせるまち」を実現するためには、多くの市民が障がいに対する理解を深めることが重要であるというふうに考えておりますので、継続的な研修の開催に向け、今後事業内容を企画していきたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 協定の締結の有無は別にしても、障がいがある方々への理解を深め、心のバリアフリーを広げるこうした取組は非常に重要だと考えます。

また、当市ではいち早く名称こそ違いますが、既にサポート運動に取り組んでいたことは大変うれしく、私も今後研修会に参加したいと思っております。

この取組の継続と発展をお願いし、質問を終わります。ありがとうございました。

○井戸達也議長 村椿敏章議員。

○村椿敏章議員 一登壇ー 日本共産党議員団の村椿敏章です。

通告により、質問します。

まず最初ですが、最初に言うのは災害に強いまちづくりということについて質問いたします。

平成28年度、29年度に策定した網走市都市計画マスタープラン、これが網走市の土地の利用や都市空間、それから道路、公園などの基盤整備など、まちづくりの構想が示されております。その中でも、災害に強いまちづくりという方針がありまして、そこには網走市地域防災計画に基づいて、より実践的な防災体制の確立を図るとあります。

そこでお聞きしますが、まず浸水地域にある高齢者福祉施設の災害時の避難の考え方について伺います。

市の地域防災計画の避難計画では、市などの関係機関は市民、特に高齢者、障がい者などの災害時要援護者が災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画策定などの避難誘導體制に努めるとあります。

しかし、大曲地区は大雨による浸水地域に指定されていると認識しているところでありますが、同地区には数年前に高齢者福祉施設が建設されたところであります。市は同地区における災害時の避難について、どのように考えているのか伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 浸水地域にある高齢者福祉施設の災害時の避難についての考え方ですが、大曲地区につきましては水防法の改正に伴い、平成28年11月に洪水浸水想定区域及び家屋倒壊等氾濫想定区域に指定をされたところであります。

同地区には養護老人ホームと地域密着型特別養護老人ホームが整備されておりますが、いずれも洪水浸水想定区域等の指定以前に建設された施設であります。

平成28年8月には、数日間にも及ぶ長雨の影響で網走川の推移が上昇し氾濫の危険が生じたため、当時整備されていた地域密着型特別養護老人ホームの利用者23名を運営法人職員が本体施設に移送すると

ともに、同地区居住の避難を必要とする災害時要援護者をリストアップし、市職員により福祉センターへ移送する検討準備をした経過もございます。

これらの状況を踏まえまして、令和2年3月に国の事業により、内水氾濫対策として同施設付近の樋門に隣接した場所に一時的に集水、排水する釜場を設置しております。なお、施設におきましても、介護保険法の指定基準や水防法の規定に基づき、非常災害対策防災計画書や大雨等による洪水等の避難確保計画を策定するとともに、定期的に地域との連携により避難訓練を実施するなど、災害時に備えているところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 浸水想定地域に指定されたのは、建設された後だったということですね。また、避難した経験もあるということで大変だったと思いますが、その貴重な経験をぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

あわせて、釜場についても、私も現地を見てきたのですが、かなり大きな施設になっていて、大雨が来たときにはあそこで水がくめるとなれば若干安心かなと思えました。

次の質問に移ります。

次に、7月の豪雨、球磨川の氾濫では高齢者福祉施設で多くの犠牲者を出しております。

網走市は大雨、津波の対策についての高齢者福祉施設の設置に関する考え方について、どう考えているのかお伺いいたします。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 高齢者福祉施設の設置に関する考え方でありまして、施設の建設場所につきましても、基本的に設置主体の決定によることを考えておりますが、市の関わりといたしましては介護保険事業計画の策定にあたり、施設の整備計画を把握しているため、建設候補地における地理的要件や地域の特性、さらには防災ガイドブック等を踏まえた情報を提供してまいりたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 設置場所を決めるのは設置者だということですね。

また、施設の整備計画、その中に避難計画があるということで認識してよろしいでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 先ほどの答弁とも重複し

ますけれども、施設側におきましては介護保険法の指定基準、また水防法の規定に基づいて非常災害対策防災計画、また大雨等による浸水等の避難確保計画、こういったものを策定しているということでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

それでは、次の質問に移ります。

災害の状況についてです。

市の地域防災計画の災害予防計画については、災害対策の目標は災害の発生を未然に防止することとなっております。未然に防止するということは、過去の経験を生かしたものであると思っておりますが、そこでお聞きします。

過去の大雨時に災害が発生している状況としては、道路の損壊や河川の氾濫などがあると思っておりますが、そうした施設ではどのような災害が発生しているのか伺います。

また、災害予防措置としてどのような対策をしているのか伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 過去の大雨時における道路や河川での災害発生状況についてであります。道路においては冠水の発生や路面、路肩、のり面等の崩壊などにより、著しい通行障害が発生しております。また、河川におきましても護岸やのり面の崩壊、土砂の堆積や流木等により河川の流れが塞がれるなどの被害が生じており、一部の河川では氾濫が発生しております。

近年では平成27年10月と平成28年8月に、台風や低気圧からもたらされた大雨により、それらの被害が発生しております。

道路や河川における市の防災対策についてでありますけれども、道路を含んだ市街地の冠水対策につきましても、平成25年度より計画的に進めております。また、河川におきましても、危険箇所の把握に努めつつ継続的に整備を進めておりますが、近年多発する自然災害への対策として、国が創設した緊急自然災害防止対策事業や緊急浚渫推進事業を活用し、整備範囲を拡大するなど対策を講じているところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今年予算の中にも入っていたと思いますが、緊急浚渫推進事業ですか、これをどんどん進めていただきたいと思います。災害を未然に

防ぐことをよろしくお願ひします。

次の質問に移ります。

次に特別警戒区域についてですが、防災マップというレッドゾーンですが、急傾斜地や崖地、危険な地域が指定されています。土砂災害防止法による指定を行う目的は何なのか、指定条件はどのようなになっているか、また、特別警戒区域になると、既存の建物の建て替えをする場合、制限がかかるということになっているようですが、制限の内容について伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 土砂災害は全国で多発をしており、自然災害の中でも死者、不明者が多い災害でございます。

急傾斜地砂防工事には長い年数と莫大な経費が必要となるため、土砂災害から国民の命を守るため、土木工事によらない警戒避難体制の整備などを推進することを主眼として土砂災害防止法が公布をされ、土砂災害の指定は北海道が行っております。

土砂災害の指定は、山から崩れた土や石が水と一緒に流れる土石流、傾斜が30度以上ある斜面が危ない崖崩れ、傾斜の緩い斜面が広い範囲にわたって塊のまま動く地滑り、この3つの事象がいずれも対象となり、北海道が基礎調査を実施し、その結果に基づいて指定がされてございます。

また、特別警戒区域における制限でございますが、住宅宅地分譲や老人ホーム、病院などの災害弱者施設の建築を行うなど特定の開発行為に制限があり、新築や増改築する場合には擁壁を設置をしたり、壁を鉄筋コンクリート化するなど、土砂災害に耐えられる構造が求められております。

北海道は、著しい損壊が生じるおそれのある建物所有者等に対しまして、移転勧告を行うことになってございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 その指定に当たって、事業をするにはお金がかかって、そしてその前に危険があるということですから、そこをソフト的に避難を誘導するという事で命を守ることを優先にしているというふうに取り扱いました。

また、次の質問ですが、土砂災害警戒区域の指定に当たっては、所有者の意見を聞き、災害の危険性や危険回避する事業など、その説明をするべきだと考えておりますが、実際はどのような説明がされているのか、また土砂災害警戒区域が指定された場合、

市はどのような対応をしているのか伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 指定をしようとするときには、北海道と市が対象者への住民説明会等を共同で開催をしております。これは住民の同意を求めものではなく、国の基準に基づいて土砂災害のおそれのある区域を住民へ周知することを目的として開催をされております。

土砂災害警戒区域等の指定の後、市では対象住民へハザードマップの配付を行っております。大雨などによる災害発生が想定される場合には、7班体制で土砂災害警戒区域などを巡視し監視を行い、落ち着いて避難できるように早期の避難準備を促しております。

また、土砂災害特別区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された場合、市では翌年から固定資産税評価額の減額も行っているところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 そうですね。私も市役所にいたときには警戒に当たった覚えがあります。そのようにして警戒区域について安全を守っているということと認識します。

ただ、先ほどの説明について、同意を求めるものではないというところですが、所有者の意見等もぜひ聞いていただけたらと思っております。

次に、予防措置の工事状況について伺います。

今の事業についてですが、防災計画の土石流予防計画では、北海道は予防措置を講ずるとしております。そして、市はその予防対策を北海道に委ねるとして治山工事、それから砂防工事の推進を道に求めるとあります。その現在の状況について伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 治山工事及び砂防工事の実施につきましては、毎年北海道へ要望しており、本年度の治山工事は向陽ヶ丘地区の2件、砂防急傾斜地の工事は錦町地区ほか3件の工事が行われている状況でございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今現在2件、それから4件が動いているということですがけれども、崖地、急傾斜地ですか、それから特別警戒区域になっているところは、網走市の中にはかなりありますよね。そういう部分でいくと、要望を出しているところから進めていると思うのですが、実際要望している箇所は何か所あるのか伺います。



○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 要望している件数でございますが、治山工事では向陽ヶ丘地区ほか5件、砂防工事、急傾斜地の工事につきましては錦町地区ほか3件ございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

治山事業で5件、それから砂防工事で3件ということですが、実際にはそれだけ要望は出していないということですね。そういうことで理解しました。

この事業、お金もかかりますし時間もかかると思いますが、今後の大きな雨に備えて早期着工、そして要望をどんどん進めていただけたらと思います。

次の質問に移ります。

避難所の運営についてです。

今回、コロナ対策をしながら避難所運営について、先日南コミセンで避難訓練をしておりますが、今までの避難所運営と大きく変わるとは思いますが、訓練してわかった問題点など、どのようなことがあったのか伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 先月7日に網走市町内会連合会、北海道民生委員児童委員連盟網走市支部、網走青年会議所、コミセン連絡協議会、網走市、網走市社会福祉協議会の参加によりまして、感染症対策を踏まえた避難所開設訓練を行いました。

このときには感染者の動線の確保や間隔を取って避難させることなどを試み、参加者には段ボールベッドの組立てや発電機の活用方法の確認などの体験訓練を行っていただきました。

感染症対策を踏まえた避難所開設訓練の検証結果でございますが、受付場所に工夫が必要なこと、そして十分な広さを持った避難スペースを確保するため、受入人数が通常より少なくなること、さらに避難者の誘導や避難スペースの確保をはじめ、開場準備には想定以上に時間と人数が必要なことが判明をいたしました。さらに、参加者からは積雪時の誘導路の確保などについても指摘がございました。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

では、次の質問ですが、新型コロナウイルス感染を恐れて、今度は避難をしてくると。その避難をためらう市民もいると思うのですが、危険な状況にあるときに間違いなく避難していただくために、そのよう

な不安を市は取り除くべきだと思いますが、どのように取り除いていくのか伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 避難所へ行く必要がある方を適切に受け入れるためにも、避難先は市が開設する避難所だけではなく、在宅避難が可能な人や安全な親戚、あるいは知人宅への避難等の分散避難を積極的に働きかけていきたいと考えております。

また、安心して避難所を利用できるようにスペースの確保、手洗い、せきエチケット、換気などの避難所の衛生管理などの感染症予防措置を行うことを、様々な情報伝達手段を通じて市民の皆様にも周知をしていきたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 市民に安心を伝える、そういう情報を流すということですが、これは網走広報とか広報を使ったり、かわら版とかそういうことを考えているのでしょうか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 市民への防災情報の提供につきましては、早くからリードタイムのあるものについては市の広報を含めてホームページなどでもお知らせをしたいと思っておりますし、さらにFMあばしりを活用したラジオの放送、あるいはテレビのテロップ放送、SNSを活用した情報提供、そして@あばしりなど様々な情報提供を、紙媒体も含めて活用して周知をしていきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

それでは、もう一つです。食料供給計画というのがあります。被災者や、それから災害応急対策の従事者などに対する食料の供給に関して定めております。避難所となる学校には給食調理場がありますが、学校給食調理場を活用した食事の提供も、この食料供給計画では考えているのか伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 災害時の食料供給につきましては、基本的には非常食ということになるかと思っておりますが、災害時協力協定の事業所などがございますので、こちらから食料供給を想定しております。原則的には学校給食調理場を使用することは想定をしてございません。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 では、学校の給食は考えていない

ということですね。

その事業者は協力関係する企業ですか、そこはどうかといったところなのか伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 災害時協力協定の事業者でございますが、災害を受けていない安全な地域から流通を受けられるように、市内のスーパー、それからコンビニエンスストアなどが協力事業者として登録をさせていただいております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

短期の避難であれば非常食でも仕方ないと思えますし、またお弁当もいいとは思いますが、これが長期になるとお弁当も飽きてくると思えます。そういった場合、給食調理場を生かした避難所運営もぜひ検討してほしいと思えます。そう考えているところですが、私は。

それでは、次の質問に移ります。

高潮対策についてです。

年々温暖化が進み、気象庁の海面の変化を見ると、釧路市では40センチほど、稚内市では16センチほど、網走市も10センチほど上がっているようなデータが見られています。

I P C C海洋・雪氷圏特別報告書（2019年版）によると、1902年から2010年の約100年間の間に、世界の平均海面水位は16センチ上昇した。グリーンランドなどの氷が減少する速度の増大により、この数十年加速化して上昇しているといわれています。今後2100年までに今までより平均潮位が43センチから、多く見積もった場合84センチ上昇するとあります。

また、台風など強い低気圧による海面上昇も想定されます。今回の台風もかなり気圧の低い台風でしたが、大気圧の低下に伴って海面が吸い上げられるように上昇する「吸い上げ」と呼ばれる現象、これは大気圧が1ヘクトパスカル低下すると海面が1センチ上昇します。普通の大気圧1,013ヘクトパスカルに対し、例えば台風の中心気圧が910ヘクトパスカル程度になると、台風の中心では海面が約1メートルも上がります。950ヘクトパスカルであれば60センチほど上昇することになります。満潮時は普通時よりも海面は60センチほど上がります。それから、今後100年後には温暖化によって海面も約50センチほど上がると想定されます。さらには、低気圧による上昇を考えると、平常時よりも1.8メートルも上昇すると考えられます。

そこで、この間国が作成した高潮に対する対策なのですが、平成27年7月に高潮浸水想定区域図作成の手引というものを作成し、また令和2年度にもう一度見直しをしておりますが、その高潮浸水について検討すべきと考えますが、市の見解を伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 北海道は、海岸で高潮により相当な被害が生じるおそれがある水位周知海岸を定めた後に、高潮浸水想定区域として指定を行うことになってございます。

その後、知事は指定された市町村長に対し高潮浸水指定区域を通知をし、通知を受けた市町村は高潮ハザードマップを作成し、住民への周知を行うこととなりますけれども、網走市は水位周知海岸として指定がされておられません。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 網走市は浸水区域海岸としては指定されていないということですね。

もう一つ私の気になることがあるのですが、網走開発建設部の網走川の河川整備計画というものの検討資料で書いてあるのですが、その中の河川整備の現状と課題の中では、平成18年10月7日から降った際に網走湖の水位は2.4メートルまで上がり、網走湖の氾濫水位が2.35メートルなのですが、そこを超えました。そのときに24時間雨量は約100ミリ程度、3日間の総雨量は180ミリ程度でした。そして、網走湖がダムになっていることから、氾濫注意水位というのが1メートルなのですが、そこまで下がるまで11日間もかかったということです。

今後この台風が3回来るといようなことを想定した場合、網走湖の水位が、例えば1週間おきに台風が来たとしたら、1メートルまで下がるまで11日かかるわけですから、少しずつ台風が来るたびに少しは下がってまた上がる、少し下がってまた上がるということで、今まで想定していないような2.4メートルをぐっと超えるような水位になるような気がしております。

北海道では平成28年8月に3個の台風が、8月の1か月の間に来まして、そのとき石狩川流域では3日間の総雨量は515ミリを超えています。そして南富良野町では堤防が決壊し、大きな被害が出ております。また、網走市も冬に爆弾低気圧が毎週続いたという、そういう経験もありますが、このオホーツクでも台風が何個も続くことも想定ができるのではないかと思います。その想定を今後ぜひ考え

てほしいと思いますが、市の見解を伺いたいと思います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 今議員から出された問題意識につきましては、我々も共有をしたいというふうに考えておりますが、冬の爆弾低気圧、それから秋の台風、これらの関係性であったり、高潮とそれから海水面の上昇のメカニズムなどについては、私たちは知見を持っておりませんので、北海道や国からの情報に基づいて策定をしている洪水ハザードマップ、市民にもお配りをしてはいますが、これに基づいた対策を基本的に進めていきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 ぜひ検討のほうをお願いしたいと思います。

実際に上から来る流れと、それから海から来る満潮時の波と、そういうものがぶつかり合っているときに、平成18年の台風のときにもあったようなのです。

それが網走川の緑町付近で起こっていたようなのですが、大きな音を立てて上から来る水と、それから波がぶつかり合って、付近の住民の方はその音で非常に恐ろしさを感じたというふうに言っています。やっぱり水の力というのは本当に大きなものですから、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

では、2項目めの質問に移らせていただきます。

2項目めの質問は、立地適正化計画についてであります。

今年と来年で立地適正化計画を作成するとのことですが、今回の予算特別委員会でも聞きましたが、改めてこの計画を策定する目的について伺います。

また、平成26年度に改正された都市再生特別措置法に基づくものとして国土交通省から通達などが来ていると思いますが、なぜこの時期に立地適正化計画の策定がなされることになったのかを伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 計画の目的についてありますが、医療、福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が徒歩や公共交通によりこれらの生活便利施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、都市計画マスタープランに掲げるコンパクトシティ・プラス・ネットワークの考えの下に、持続可能な都市社会の実現を目指すことを目的

としております。また、実現を目指すことによる地域の活性化を図ることについても期待しております。

次に、経過についてであります。立地適正化計画を策定する上で、まちづくりの基本方針である都市計画マスタープランの見直しが必要であり、平成28年、29年に見直しを行っております。民間事業者の再開発の動きや地域公共交通網形成計画との連携、都市公園の再編計画など、国の支援を必要とする事業が動き出したことにより、この策定期間となったものであります。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 都市計画マスタープラン、それが先に行われて、その後立地適正化計画が策定されることになったというふうに認識します。

それで、この立地適正化計画、先ほど26年度から動きが始まってはいるのですけれども、他の自治体の策定状況ですね、全国の策定状況や北海道の自治体の策定状況について伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 全国の策定状況については、326の都市が計画を作成、公表をしております。また、北海道の策定状況につきましては、18の都市が計画を作成、公表している状況でございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

それで、今網走、この策定が始まっていると思うのですが、現在の進捗状況について伺います。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 現在の進捗状況は、市民アンケートを15歳から80歳までの市民1,500名を対象として、7月10日から7月31日までの間に行いまして、回答数は478寄せられ回答率は31.87%でした。

現在、アンケートの集計作業を進めており、都市の現状把握、課題の分析、将来の都市像、都市の骨格構造の検討を9月下旬までに行うことで進めております。

それらを踏まえて、今年度は庁内会議や都市計画審議会を予定しているところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 1,500名に出して478名からアンケートが返ってきたと。回答率31%ということなのですが、これは多いのでしょうか、少ないのでしょうか。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○吉田憲弘建設港湾部長 目標は30%としておりま

したので、適正と思います。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 目標30%に対して31%と、回答率は想定されたところを超えたということですね。わかりました。

あと、今後の部分について、都市計画審議会を予定しているということですが、その都市計画審議会でも審議会の委員ですので、そこについてさらに詰めて質問などをさせてもらえたらなと思います。了解しました。

最後の質問ですが、最後というか、この立地適正化計画の最後ですが、人口減少によりまちをコンパクトにしていく、それからネットワークを構築していくということが目的だと思いますが、公共施設の更新時期はやがて来ます。公共施設の統合も検討することになると思います。公共施設を統合し減らすことになれば、住民サービスの低下につながると思いますが、施設の統廃合についてもこの計画で検討するのでしょうか、伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 公共施設等の管理につきましては、平成28年11月に策定をいたしました公共施設等総合管理計画によって進められていくものというふうに理解をしております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 立地適正化計画ではなくて、公共施設の管理計画で策定しているということですね。そのように理解しました。

○井戸達也議長 村椿議員の質問の途中でありますが、ここで昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時とします。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

村椿議員。

○村椿敏章議員 それでは3項目め、「おいしいまち網走」について質問いたします。

「おいしいまち網走」は観光のキャッチフレーズですが、それは食べ物だけを指すものではありませんが、市民の中では「おいしいまち網走」という、この言葉をもっと生かしてほしいという声もあります。そこで、網走の農産物などについて質問したいと思います。

まず、網走市の地産地消の取組ですが、地産地消

とは地元で生産された農作物を地元で消費する取組です。コロナ禍で地元のもの食べて応援しようという取組もこの間に行われておりましたが、この取組には多くの効果を期待することができます。

一つは生産者がわかることで安心して消費できる、新鮮な食材が入手できる、次に消費者と生産者の交流する機会が創出できます。さらには食育の活動の推進。そして、地元農作物への需要増加による生産規模の拡大。さらには流通コストの削減による地球温暖化などの環境問題への貢献などが考えられます。

そこでお聞きしますが、網走市としては地産地消の取組について、どのようなことを進めているのか伺います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 網走市の地産地消の取組についてでございますが、現在の第3次網走市食育推進計画におきましても地産地消の促進をすることとして、網走の豊かな自然や気候風土の中で生産、収穫された食材等を大切に、消費者と農漁業者の信頼関係を築くことで食と農漁業の一体感を醸成し、地場産農林水産物の消費及び利用を促進し、市民が健康で充実した食生活を営むことを目標として進められてございます。

それで、農業、漁業の現在の地産地消の現状でございますが、網走市の農業は御承知のとおり畑作が主体となっております、生産された作物は主に加工原料用となっている中、野菜類につきましてはJAの直売所や朝市などで販売をしております。また、漁業につきましては、前浜で水揚げされたものを網走の市場を通し、市内水産加工業者で一次加工され、大消費地へ流通するとともに市内スーパー等でも販売をされているところであります。

こうした中、当市では地産地消の取組としまして、6月の食育月間に合わせたイベントや10月の健康まつりにおいて網走産の食材を使った試食などを実施しており、また今年新型コロナウイルスの影響で残念ながら中止となりましたが、3月には網走麦フェスタとシーフードフェアにおきまして、農林課、水産漁港課の共催となつてからは、地元産食材の提供と販売も行ってきているところでございます。また、例年7月のみずうみ感謝祭や9月の七福神まつりでの地元水産物の販売や、学校給食におきましても地元食材を使いまして、地産地消のPRを行ってきているところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 コロナウイルスでいろいろな行事が中止されているということで、早くできるようになればいいなと思います。

次の質問です。

網走の小豆の生産状況について、まず伺いたいと思います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 網走の小豆、小豆の生産状況についてでございますが、平成29年度は作付面積が253ヘクタール、生産量で634トン、平成30年度で作付面積が295ヘクタール、生産量で556トン、令和元年度で作付面積が313ヘクタール、生産量で938トンとなっております、近年増加の傾向がございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 増加傾向にあるということですね。

4年前の新聞報道では、網走産の小豆を使ったお汁粉、もなか、ようかん、氷菓網走あずき氷りなど、製品化されているものが紹介されておりました。また、井村屋の「あずきバー」にも網走産の小豆が使われているとのことでした。

ある町では、小豆のあんが入った袋に「〇〇町の小豆を使用しています」というシールを貼って、販売しているとお聞きしました。ぜひ網走も製品にシールを貼って、網走産の農産物が多くの商品で使われているということを宣伝したらよいかと思いますが、検討してはいかがでしょうか。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 網走産農産物のPRについてであります、小豆についてのお話でございますので小豆を例にお話をしますと、網走で生産をされました小豆の大半は、ホクレンに集約し共同販売により様々なメーカーに渡り商品化をされております。

このオホーツク管内では、豆類の調整保管施設オホーツクビーンズファクトリーを整備しまして、各産地からの原料が集約されメーカーに販売されることから、全てが網走産小豆を使用した製品とはなっていないのが現状でございます。

宣伝につきましては、各メーカーが基本的にそれぞれの販売計画、販売戦略によりまして、パッケージやコマース方法も含め商品開発をされるものと認識しております。商品原料の一部だけでは、その産地をうたうことは難しいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 網走産だけということはなかなか難しいということはおわかりのすけれども、前とかなり豆の集め方が変わってきたと思うのですよね。

網走産とは言えないけれども、オホーツク地域で集めた、ビーンズファクトリーというところに集まるわけですから、今十勝では広い地域を十勝というふうにしていろいろな製品を開発されてます。十勝と言えるのであれば、今回の豆についてはオホーツク産ということも考えてもいいのかと思いますがどうでしょうか。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 オホーツク産ということでございますが、先ほども申し上げましたとおり、このオホーツク管内では豆の施設として、オホーツクビーンズファクトリーというのが整備されております。こちらのほうはオホーツクの農協連合会、組合長会で整備をしておりますので、そういったオホーツク産ということについては今後も力を入れていこうという考えでございますので、その辺につきましては農協連のほうとも協議をしていきたいというふうに思っております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 よろしくお祈いします。

そして、今網走産のもち麦、今日の北海道新聞でも網走のもち麦が生産拡大するという記事が出ておまして、その中では豊富な食物繊維が腸内環境の改善を促してダイエット効果もあると。そして、2016年度にブームになったということです。そういった面で、網走のもち麦が今増えているという部分も含めて、網走産のもち麦を使用していますという、そういう製品の開発を進めることを検討してはいかがでしょうか。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 網走産もち麦についてでございますが、現在当地域で産地化を進めておりますもち麦は、市内の圃場で生産をされまして、今回新設される麦乾施設も含めて、東網走の麦乾施設において乾燥調製された後に、現在は少量数の生産であるために1メーカーとの販売契約をしておりますが、今後生産量が多くなると民間流通へ移行していくということになると思います。

もち麦につきましては、ただいま議員が御案内のとおり、機能性に優れて健康志向の意識の高い方々を中心にニーズが増加している農産物でもありまし

て、様々な用途での加工も期待できる有望な作物であるというふうにも考えております。もち麦を使用した加工品につきましては、今後実需者、JAとも情報交換を進めながら、その方向性について検討していきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 もち麦に期待している方も多くと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、網走の水産物のことですが、その加工製品について伺います。

網走産の魚介類を利用した加工品は様々あると思いますが、どのようなものがあるのか伺います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 水産物の加工製品についてであります。当市における令和元年度の水産加工品の生産量は2万2,970トン、生産額は約128億7,000万円となっております。

網走産の魚介類を利用した加工製品といたしましては、冷凍製品、練り製品、塩蔵製品、飼肥料、魚油製品、乾製品、魚卵製品などがございます。

主要なものはサケ・マスの冷凍フィレやドレス、ホタテの冷凍貝柱に代表されます冷凍製品で、全体の62.7%を占めているところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。冷凍製品がかなり大半、60%超えるということですね。

先ほどのちょっとシールに戻るのですけれども、ぜひ水産加工品、それから農産物にかかわらず、網走の食材が一部でも入っているよというところでは、網走産のものが入っているのだからということで、例えば私が考えたのは、「おいしいまち網走」というロゴが入ったシールなどを開発してもいいのかなと思ったのですけれども、ぜひそういうことも検討していただけたらと思っております。

次の質問に移ります。

網走の道の駅の件なのですけれども、流氷街道網走では、道内の様々なお土産は売っておりますが、網走産の商品が少ない感じがいたします。もっと増やすことを検討してほしいのですけれども、見解を伺います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 網走市の水産加工品のお土産ということでお話がありましたので、先ほども答弁しましたが、網走の水産加工製品の多くは冷凍製品でございまして、その大半が一次加工の後に店

頭での販売や原材料としての移出するものが多いという特徴がございます。

網走市は北海道でも有数の水揚げを誇っておりまして、サケやホタテ、カニなどの水産物としてのくくりでは大きな発信力があるというふうにも認識しております。冷凍品でのお土産はあるものの、常温で手軽なお土産として出回っているものが多くはないのではないかと指摘もございます。

サケにつきましては、全国でも3本の指に入る主産地でもあり、シジミやワカサギについては道内のトップシェアを誇っております。このような利点を生かしまして、市内業者の中には網走産のサケやシジミにこだわったお土産商材の開発を進めている事業者もございまして、当市の補助制度、これは地場特産品付加価値向上事業などを活用しまして商品開発をしている事例もございます。

市といたしましても、引き続き網走産の素材を用いた特産的なお土産商材の開発等について、サポートをしていきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 たくさんの商品、開発がされているということですね。そこを生かして道の駅にぜひ増やしてほしいなと思います。

補助制度というものもあるということなのですが、そういうことを活用するのはもちろん、ほかの網走産の商品もぜひ増やすよう、運営する事業者と協議して検討してほしいと思います。

次の質問に移ります。

学校教育の取組について。

網走の食育計画では、学習指導要領では、学校における食育の推進という概念を明確に位置づけております。

体力、運動能力が急速に高まる小中学生の時期は、学校と家庭の連携により望ましい食習慣を身につけることが大切です。朝御飯抜きは、子供の生活リズムが夜型になってきていることが原因と言われていることから、「早寝早起き朝ごはん」という運動をしているといいます。

学校においては、給食、学習教材、体験施設、栄養教諭、養護教諭などによる総合的な食育指導が効果的です。

学校給食は子供の健康の保持、増進のほか、食に関する指導を効果的に進める上で生きた教材として、教育的意義が大きいとしています。

網走市の小中学生給食は、網走産小麦を使用した

パンなど、地場産、道内産の食材を優先的に取り入れた給食を実施していますとあります。そこで、具体的にどのような取組をしているか伺いたいと思います。

まず、今回コロナ感染で給食の調理、それから給食時間の状況、どのように変化しているのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 新型コロナウイルス感染症の拡大により、4月の初めに調理員、栄養教諭などを対象に、給食調理に関する衛生管理の徹底及び調理に携わる職員の感染予防などに関し研修を行っております。現在も学校給食衛生管理基準による衛生管理の徹底を図り、給食の提供を行っています。

状況の変化につきましては、食事の前後の手洗いの徹底や会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応を取っており、当初は多少の混乱があった学校もあったと聞いておりますけれども、現在は各校が定められている給食時間内に収まっており、通常どおりの給食を実施していると聞いております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 小学生にもちょっとお聞きしたのですけれども、向かい合わせがなくなって正面を向いて食べるということでした。実際に今までは、しゃべりながら給食を食べられて楽しかったと思うのですけれども、今度は前を向いてほとんど話さなくて給食を食べると、そういう状況だということをお聞きしました。

それについて「退屈はしないのですか」というふうに聞くと、学校に関する動画を見たりとか、そういうことをしているというふうに聞きました。きっと食育のことなどを流しているのではないのかなと思ったのですが、その点についてわかりましたら伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 全ての学校の取組について把握しているわけではございませんけれども、栄養教諭とも通じながら担任教諭と連携を図りながら、そういった取組をしている学校があるかとも思います。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

実は食育の部分も給食時間の中に入れていってもらえたらなと思います。今までも入れてはいると思

いますが。

それで、今コロナで牛肉の価格が下がっております。そういうことから、農水省では給食に地元産の牛肉を使う場合、給食費の材料費が上がることから、そこを国が補助するとしております。その制度を使うべきではないかということ、以前に学校教育部のほうにもちょっと話したことはあったのですが、先日の道新によると、道は8月18日に新型コロナウイルスの感染拡大で需要が急減した道産牛肉を学校給食に無償提供している事業、そこで道内で給食を出す全ての学校への提供が決まったと発表しています。

来年2月までに小中学校を中心に1,743校の41万4,000人に計53トン提供すると。事業は、学校や給食センターが提供を希望すると、道が牛肉の購入費を1人1回100グラムを上限に3回まで全額補助するとしています。この取組について市はどのようなになっているのか、そしてこの牛肉ですけれども、網走産の牛肉かどうか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 道産牛肉学校給食提供推進事業の活用につきましては、当市におきましてもこの制度を活用し、子供たちに地元の食材であるオホーツクあばしり和牛を用いた給食を年度内に上限の3回実施できるよう、必要な手続を進めています。

また、この給食で提供する牛肉は網走産の牛肉でございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 積極的に活用するというので、よろしくをお願いします。

最後ですが、各小学校で今自校給食を行っておりますが、そういう自校給食、そして直営で給食を作っているからこそできることがたくさんあると思いますが、今後の給食の在り方について市の見解を伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 学校給食は適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ることを第一に、食事についての正しい理解、望ましい食習慣を養う、食料の生産、流通及び消費など、学校給食法に7つの目標が掲げられております。市では関係機関の協力をいただき、行者菜、クジラ、あばしり和牛、サケのザンギ井、野菜の日給食など、地元食材を活用した給食を実施しています。地場産品や道内産の食材を優先的に取り入れ、また生産者や加工・販売業者

など、関係者との連携により地元産食材に関する講話などを実施するとともに、子供たちが地域の自然、食文化、産業などへの理解を深めることができる取組を実施しております。

また、総合的学習の時間や給食の時間において、担任教諭や栄養教諭などによる食習慣や栄養、衛生などに関する指導授業も行っております。

今後も地場産品の活用、食育の取組などは継続して進めていくこととしており、引き続き安全で安心な給食の提供に努めてまいります。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 網走の学校給食は、職員の方、学校の関係者の方、本当に頑張っていると思います。この学校給食事業、ぜひ発展させていただきたいと思います。

私の質問は以上で終わります。

○井戸達也議長 永本浩子議員。

○永本浩子議員 ー登壇ー 公明クラブの永本でございます。

私はさきに通告させていただきました3項目について、質問をさせていただきます。

それでは、まず1項目目の医療機関のコロナ対応についてお伺いいたします。

コロナ対応に追われているうちに、あっという間に9月になり、インフルエンザの流行時期が近づいております。コロナとインフルエンザ、また普通の風邪と症状が似ているため、医療現場の混乱が心配されるのですが、先日政府はインフルエンザワクチンの接種に関する優先度を検討し、原則として65歳以上の希望者には10月前半からの接種を呼びかけ、10月後半以降は医療従事者や基礎疾患がある人、妊婦、小学校低学年までの子供も対象にするなどという内容が厚労省の専門部会で了承され、今後の供給量も含めて正式に通達されるとの報道がありました。

接種時期は例年どおりだと10月からで、あと1か月を切っております。コロナとの見分けがつきにくいことから、自分がインフルエンザにかかるとコロナと疑われると嫌だという思いから、感染を警戒して接種希望者が増えることが予想されます。加えて当市は、いつもならワクチン接種を積極的に担っている医療機関1軒が休診状態にあり、各医療機関への負担が増えることが予想されます。

コロナ対策を取りながら、安全にスムーズに接種できる体制を整えなくてはなりません、そのため

には今から医師会や各医療機関との話し合いの場が必要だと思っておりますが、現状ではどのようになっているのでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 コロナ対応下でのインフルエンザワクチン接種体制についてであります。国は新型コロナウイルス感染症とインフルエンザが同時流行した場合に備えた対策として、昨期を上回るインフルエンザワクチンを供給するとしており、今後優先接種の方向性など詳細が示されると考えられますが、市としてはこれらの情報を共有するため、既に医師会と協議を進めているところでございます。

現行の子供や高齢者に対するインフルエンザ予防接種助成事業におきましても、接種率の上昇が見込まれるとともに、10月から12月に段階的に入荷するワクチンについて、優先度に準じてどのようなスケジュールで接種をするか、またどの程度のワクチンが確保できるかなど、懸念される課題があるため、引き続き医師会と連携を密に準備を進めてまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 昨年も1医療機関が休診状態の中でワクチン接種が行われて、それを医師会の中でほかの医療機関の方々に分け合いながら、少しずつ負担をさせていただいて対応していただいたわけなのですけれども、それでもかなり例年より大変だったというお話を伺っております。

今回の場合は、さらに多くの人を受診を希望するのではないかと、今部長がおっしゃったとお予想されますので、事前の周知、また予約の徹底、そういったところを医師会ともよく相談していただいて、医療機関の方たちもスムーズに、そしてまた接種を受ける方も嫌な思いをせずに希望者が全員受けられる、そういった体制を築いていただきたいと思っております。

また、先ほども申し上げましたが、インフルエンザとコロナ、普通の風邪と症状が似ているため、インフルエンザだけなら基幹病院だけでなく一般のクリニックでも検査が行われていましたが、この冬はコロナの疑いがあるため、これまでどおりにはいかないのではないかと心配しております。その検査態勢と患者の動線を明確にしてコロナと分けられる体制づくりが必要と考えますが、市はどのようにお考えでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。



**○桶屋盛樹健康福祉部長** 検査体制と患者の動線の確保についてであります。指定医療機関との連携においては、プレハブの設置により一般外来と発熱外来の動線が交わらないよう対応を講じておりますが、今後の感染症シーズンに向け、その他医療機関における対応も懸念されるところであります。

国においては、8月28日に新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組を発表し、季節性インフルエンザの流行期を踏まえた検査事業に対応するための検査体制の抜本的な拡充に加えて、感染症法における入院勧告等の権限の運用の見直しを示しております。

現在、新型コロナウイルス感染症については結核、SARS、MERSと同様の2類感染症以上に位置づけられておりますけれども、今後の季節性インフルエンザの流行期も見据え、保健所、医療機関と負担軽減や病床の効率的な運営を図るため、感染防止に基づく権限の運用について、法改正も含めて見直すこととしており、この辺の影響もどのような影響が生じるかというのは注視しなければならないと考えております。

これまで感染症や無症状者であっても入院を勧告され、医療機関の逼迫につながるという課題がありました。今後は感染症分類の見直しにより入院を重症化に特化し、軽症者の無症状者の宿泊療養所や自宅療養での対応を徹底するとしております。

さらには9月4日付で厚生労働省から事務連絡が発表され、これまでの相談や受診の流れを変更し、身近な医療機関で診療や検査を行う方向性も示されております。

インフルエンザと新型コロナウイルス感染症については、議員お示しのとおり、症状だけでは見分けにくく検査体制の構築に当たっては、従来インフルエンザ治療を担っている病院、診療所を含めて協議が必要と考えられるとともに医師会、医療機関の理解や対応する医療従事者の確保が課題となりますので、市といたしましては、国の動向や感染状況等を踏まえながら専門家の意見を参考に、北海道、医師会、医療機関と意見交換を行いたいと考えております。

**○井戸達也議長** 永本議員。

**○永本浩子議員** このところが一番多分難しいところだと思うのです。基幹病院に関してはプレハブを建ててくださって感染症外来ということで、そこに行けばそこで検査が受けられて、インフルエン

ザだったらこちら、コロナだったらこちらということできちんと分けられると思いますけれども、やはり今まで一般病院に相当な数のインフルエンザの患者さんがかかっております。そういった人たちが今回たくさんワクチンを受けていただいて、あまり重症化せずに感染者も少なくなればいいですし、またうがい、手洗いの徹底でインフルエンザの患者さんがすごく減ったという今年の1、2月、3月、4月あたりの実績もありますので、そういったところの徹底もさらにしていくことが必要だと思うのですが、問題はやっぱり自分が発熱をしたときにどういった体制で、どこの病院に行けばいいのかということがやはり明確に市民の皆さんに伝わっていかないと、不安と混乱を増してしまうということが懸念されると思いますので、その辺のところは心配なのですが、いかがでしょうか。

**○井戸達也議長** 健康福祉部長。

**○桶屋盛樹健康福祉部長** 先ほどの答弁と重複しますが、9月4日で厚生労働省から事務連絡が発表されて、これまでの相談や受診の流れを変更すると。それで身近な医療機関で診療や検査を行う方向性、これが示されておりますので、しっかりその辺について医師会、そして医療機関と協議を行いながら、今後の対応について調整をしていきたいというふうに考えてございます。

**○井戸達也議長** 永本議員。

**○永本浩子議員** ぜひその辺のところ、また受診した方とまた全然違う症状でその病院に行っている方たちの不安が増さないように、その辺の動線の分け方でも大変な作業になると思いますけれども、しっかり取組をお願いしたいと思います。

また、現在世界中でコロナワクチンの開発が進んでおります。日本がアメリカのファイザー社とイギリスのアストラゼネカ社とそれぞれ1億2,000万回分、合わせて2億4,000万回分のワクチン供給で合意したとの報道に、コロナ収束に少し希望が見えてきたところです。

また、8月21日に開かれた新型コロナウイルス感染症対策分科会では、ワクチン接種には医療従事者、高齢者、基礎疾患がある人を優先すべきとの見解が出され、これを受けて政府は9月上旬にも接種順位に関する計画を取りまとめ、早ければ来年前半に接種を開始したいとの報道がありました。また、2009年に新型インフルエンザが流行したときには1回で3,600円、2回接種だと6,150円の自己負担がありま

したが、今回は希望者全員が無料で接種できる方向で検討に入ったとの報道もありました。ワクチンの有効性や安全性の確保が大前提ではありますが、実施されるとなると、ワクチンを接種してもらいたい人が殺到する可能性もあり、インフルエンザワクチンのとき以上に優先順位を守りつつ、事故なく安全に接種できる体制づくりが必要と考えます。

少し先の話にはなりますが、市としてはどのように取り組んでいく予定か、スケジュール感も含めてお伺いいたします。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 新型コロナウイルスワクチンの接種体制の取組とスケジュールについてですが、国は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えたパッケージにおいて、2021年前半までに国民のワクチンを確保することを示しているため、今後高齢者や基礎疾患を有する方、医療及び福祉従事者など優先すべき対象や接種スケジュール等の詳細が明らかにされると考えられますが、ワクチンの接種に当たっては医療機関の理解と、さらなる連携が不可欠であると考えております。

市といたしましては、今後国から示される優先接種や時期的な見解を踏まえるとともに、平成21年の新型インフルエンザ流行時のワクチン接種に伴う対応においても医療従事者を皮切りに計画的な優先接種に取り組んだ経過がございますので、前回の手法等を参考にしながら、北海道医師会、医療機関と協議を行い準備を進めてまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ぜひ前回の新型インフルエンザのときのを参考にもしながら、また本市としましては、来年2月にまた新しい医療機関がスタートしていただけるということで、本当に大変ありがたい体制になるかと思っておりますので、ぜひ市民の皆さんが安心して接種を受けられる体制、そしてまた医療機関の皆さんにも負担をかけ過ぎない形での接種ができるように努めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

次に、2項目めの基幹病院の診療体制の充実についてお伺いいたします。

御存じのとおり、あと5年で2025年を迎え、団塊の世代の方々が全員75歳以上の後期高齢者になります。国民の4人に1人が75歳以上という超高齢社会がすぐ目の前に迫ってきております。高齢になると、頻尿、尿漏れ、前立腺がんなど泌尿器に関する

病気が増えてきます。先日もある方に「年をとれば誰でもお世話になるのが泌尿器科なのに、基幹病院の泌尿器科は隔週で新患を診てもらえないからとても不便だ。何とかしてもらいたい」との御相談を受けました。私も今後の高齢社会を考えると、基幹病院にはやはり常勤の泌尿器科医の誘致が必要なのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 常勤の泌尿器科医の誘致についてであります。基幹病院の泌尿器科につきましては、平成25年4月から出張医による週2回の限られた予約診療となったことから、議員お示しの市民の声は届いているところでございます。

この間、大学医局と関係機関に対しまして、常勤で診療科を開設するため取組を継続してきたところであり、現在常勤医の確保に向けた協議に至っているところでございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ただいまの答弁で、その協議になっているといううれしい答弁を頂きましたけれども、脳神経外科の開設のときもそうでしたけれども、やはり地方の病院に優秀なドクターに来てもらうには、ある程度の設備投資が必要なのではないかと考えますけれども、この点に関して市はどのようにお考えでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 病院設備の充実についてであります。地域医療の充実と医療提供体制の構築に伴う医師をはじめとする医療従事者の確保に当たりましては、診療に必要となる高度医療機器の導入が必須と考えております。

市といたしましては、大学医局を含めた関係機関との協議を進め、必要と判断される場合の支援について検討してまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 脳神経外科の開設のときもある程度予算はかかりましたけれども、今本当に市民の皆さんは安心していらっしゃるなということを感じております。また、こういった形で泌尿器科のほうも、もし無事に来ていただけるような状況になったときには、そういった設備投資ということも必要なのではないかと思っておりますので、市民の安心・安全・健康のためにぜひそういったところの努力もお願いしたいと思います。

また、この夏はももとは東京オリンピックが開

催される予定だったのと、また今回コロナの影響もあり、スポーツ合宿は陸上関係以外はほとんどなかったわけですが、今後コロナが落ち着き再びスポーツ合宿を誘致できるようになったとこのために、整形外科の充実は欠かせないと思います。現在、基幹病院には整形外科医は1人しかおりません。かつては3人いていただいた整形外科医ですけれども、現在は1人で手術もままならないという状況です。合宿中にけがをしたり、緊急の手術が必要になったときなどを考えると、整形外科医の誘致も本市にとっては大切な取組になると思いますが、この点はいかがでしょうか。

**○井戸達也議長** 健康福祉部長。

**○桶屋盛樹健康福祉部長** 整形外科医の誘致についてであります。現状におきましても合宿時期に合わせた3か月から4か月間の間でありますけれども、スポーツ整形を通じた地域貢献を目的として、北海道大学病院から網走厚生病院に整形外科医が派遣されているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により遅れておりますが、北海道大学病院、これは整形外科とスポーツ医学診療センターになりますけれども、北大病院とスポーツ振興を目的とした連携体制を構築するため、昨年12月から協議を進めているところでございます。内容につきましては、医師によるスポーツ講演会や少年野球等に対する野球肘検診、医学生、研修医によるスポーツ医学研修、スポーツ障がい者の疫学調査が考えられ、また市としても合宿時におけるメディカルサポートですとか、フィールドドクターの存在は大変大きなアピールと考えられるため、早急に連携協定を締結し地域における整形外科及びスポーツ医学の充実に努めるとともに、これらの取組を通じて医師の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

**○井戸達也議長** 永本議員。

**○永本浩子議員** 現在も合宿機関に合わせて北大から来ていただいているということで、それを聞いてまず一安心はしましたけれども、今部長が言われたように、様々なスポーツ関連の取組は非常にやはり大事なことだと思います。また、コロナの影響で観光関係も非常に落ち込んでいまして、そういったところの経済的な効果をまた取り戻すためにも、このスポーツ合宿の誘致というのはとても大きなポイントになると思いますので、ぜひ積極的にそういった方向の取組をお願いしたいと思います。

それでは、次に防災についてお伺いいたします。

8月30日から9月5日までは防災週間でした。また、2年前の2018年9月6日には最大震度7を記録した胆振東部地震が起き、厚真町では560棟余りの住宅が大規模な土砂崩れなどで全半壊し、37人もの貴い命が奪われました。さらに、北海道全域が一斉に停電するという前代未聞のブラックアウトを経験し、いつ起こるか分からない自然災害への備えの大切さを学びました。今年度はさらに、新型コロナウイルスという未知のウイルスとの闘いが続く中、コロナ禍を踏まえた新たな防災対策を構築していかなくてはなりません。

網走市としても市民の命を守るべく、コロナに対応した避難所の設営、運営を検証するための訓練を南コミセンで行ったと聞いております。まず、その検証の結果、どのような問題点が明確になったのかをお伺いいたします。

**○井戸達也議長** 企画総務部長。

**○岩永雅浩企画総務部長** 8月7日に網走市町内会連合会、北海道民生委員児童委員連盟網走市支部、網走青年会議所、コミセン連絡協議会、網走市、網走市社会福祉協議会の参加によりまして、感染症対策を踏まえた避難所の開設訓練を行ってまいりました。

この際には、感染者の動線の確保や間隔を取って避難させることなどを試み、参加者には段ボールベッドの組立てや発電機の活用方法などの確認、こういった体験訓練を行っていただきました。

感染症対策を踏まえた避難所開設訓練の検証結果でございますが、先ほどもお答えをした部分がございますが、受付場所で感染の疑われる方、あるいは健康な方の誘導に工夫が必要だということ、それから十分な広さを持った避難スペースを確保するために、受入人数が通常より少なくなるということが分かりました。また、避難者の誘導や避難スペースの確保をはじめ、開場準備には想定していた以上に時間と人数が必要だということも判明いたしました。

そのため、開場準備に必要な人数を確保するためにも、引き続き今回の訓練に御協力いただいた町内会連合会や網走青年会議所の皆さんなど、関係機関の協力を得ながら避難所開設運営に協力をいただける体制づくりに努める必要があるというふうを考えております。

さらに、参加者からは冬期間、積雪時の誘導路の確保などについても指摘がされたところでございま

す。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 実際やってみて様々な問題点が見えたと思いますけれども、その中でも今回の、このたび台風10号が通過したばかりですけれども、今回はかなり早めの避難とその準備で、これまでに比べると被害は最小限にとどめられたというふうに報道もされておりました。また、皆さんの防災意識の高まりということもありまして、こういった結果にもなったかと思えますけれども、しかし、今も答弁にありましたけれども、このコロナ対策を取ると避難所の収容人数がどうしても少なくなってしまうということと、今回はやはり防災意識の高まりと今回の台風が本当に甚大な被害を及ぼすであろう、いまだかつてない大きさの台風なのだという報道にあわせて、以前よりも避難所に行った人が増えたことにより、鹿児島では2時間で300人を超えたということで、8県116市町村で514か所の避難所が受入不能になったという報道がありました。台風が来る直前に、別の避難所を開設するために市役所の職員の方が大わらわだったという報道もされておまして、こういった点が一番問題になるのではないかと思いますけれども、この点はどのようにお考えでしょうか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 これまでに様々な災害を経験あるいは見聞きする中で、市民の皆さんも災害への備えについてはかなり準備が整ってきたというふうには考えております。

先ほどの訓練で明らかになったように、受入人数がかなり減ってくるということがわかりましたので、基本的には小学校を活用させていただきながら、ソーシャルディスタンスを保てるような避難スペースを確保したいというふうに思っております。それで、受入れがあふれるようなことがあれば、近くの中学校あるいはコミュニティーセンターといったところに避難所を拡充していくという形が必要だというふうに思いますし、このたびの報道を見るとたらい回しになったような避難者の方もいらっしゃるというふうにお聞きしておりますので、初動においてどの程度の避難所を開設するかといった見極めも大事になるかなというふうに考えております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ぜひいろいろなシミュレーションをしながら検討をして、万全の体制を整えていただきたいと思います。

また、私としては、避難所を確保するというと同時に、コロナの感染リスクを考えると、高齢者や基礎疾患を持っている方などは避難所に来るよりもむしろ安全を確保できる親戚や友人宅などがあれば、そちらに避難したほうが安心なのではないかということで、分散避難が呼びかけられております。市としても、広報あばしりの8月号に「安全な親戚・知人宅に避難することも方策の一つです」と載せてくれてありまして、また先日配布されました網走市からのお知らせの中にも記載されておりました。

いつ来るかわからない災害に備えるためには、私はこの分散避難をぜひ推進していただきたいと思っていますのですけれども、避難させてもらいたい相手に事前に承諾を得ていることが必要になるかと思えます。そうした行動を具体的に起こしてけるように、もう一歩強く分散避難への背中を押すための取組が必要だと思いますけれども、市としては今後どのような推進の仕方をお考えでしょうか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○岩永雅浩企画総務部長 新型コロナウイルス感染症が蔓延する状況におきまして、感染症対策に万全を期すことが極めて重要になっております。

災害発生時に避難所を開設するときには、健康状態を把握の上で滞在スペースを振り分け、過密状態を防止するために広い避難スペースの確保に努めてまいります。議員おっしゃるとおり、避難先は市が開設する避難所だけではなくて、在宅避難が可能な人や安全な親戚、知人宅への避難について、これまでもお話あったとおり、広報あばしりや次号の発行を数える新型コロナウイルス感染症に関する網走市からのお知らせ、あるいはホームページ等で周知を行っておりますけれども、今後も引き続き、避難する必要がある方を適切に受け入れるために、防災訓練なども活用しながら周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ぜひよろしく願いいたします。

また、全国的に大雨や台風被害が続く中、個人や家庭における防災行動計画マイタイムラインの普及が進んでおります。マイタイムラインには災害を他人ごとから自分ごとにする大きな効果があると思っております。また、市が全戸に配布している防災ガイドブックや、その中に収められている津波ハザードマップなども、今回私も新庁舎建設の説明会等を

持たせていただきましたけれども、集まった方の中でもハザードマップを今まで見たことのある人が本当に少ないということがよくわかりました。

いつどこで災害に遭うかはわかりません。必ずしも自宅にいるときに災害に遭うとは限らないわけで、千島海溝の巨大地震が前回起きたときから既に400年がたっており、いつ来てもおかしくないとの調査結果も出ております。幸い、網走は津波の可能性は低いが、少なくとも震度5以上の地震は来るとの話です。

今自分が住んでいる場所や勤務先、子供さんが通っている学校などで災害が起きたときに危険な場所なのか、どのタイミングで避難するのか、避難するときはどこに避難したらいいのかなど、マイタイムラインの作成を通して、家族で話し合い確認しておくことはいざというときに命を守る大事な分かれ道になると思います。

まずは、今までHUGを使った防災訓練を中心に行ってきましたが、今度は防災ガイドブックを持ち寄ってマイタイムラインをつくってみるなど、地域や学校の防災訓練にマイタイムラインを取り入れる等の工夫をしながら、このマイタイムラインの普及促進を図ってはどうかと思えます。

また、マイタイムラインに分散避難先を書き込めるようにしようということが、先日テレビでも報道されておりました。この点については市としてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

**○井戸達也議長** 企画総務部長。

**○岩永雅浩企画総務部長** 大規模な災害の際に自分や家族などが落ち着いた行動を取るために、災害が発生する前に取るべき行動計画をあらかじめ作成するマイタイムラインは有効な手段と考えております。

マイタイムラインを作成するために居住地や勤務先、あるいは子供の学校など、それらがハザードマップの上でどのような位置になっているかを認識することが非常に重要だというふうに考えております。

非常用持ち出し品の準備と連絡先、避難先を確認することが有事の際に慌てず、落ち着いた避難をする鍵になり、日頃から避難時の心得を意識することが大切であり、マイタイムラインをどのように周知しているのかなどを先進事例を参考として普及に努めていきたいというふうに考えております。

**○井戸達也議長** 永本議員。

**○永本浩子議員** 先日もテレビで、川が決壊して洪

水になり、長年住んでいたお父さんは「今までここまで来たことがないから避難しない」と息子さんが来ても言い張って、それでも息子さんが頑張ってお父さんを外に出したら、もう胸まで水が来ていたということで、命は助かりましたけれども、それ以来その御家族はもう集まってはこのマイタイムラインを使って、避難のときの打合せをしているというテレビ報道もありまして、なかなか本当にそこまでせば詰まった経験をしないと、このマイタイムラインの大切さというのがわからないというのが現状なのではないかと思えますけれども、ぜひこういった防災訓練の中に取り入れていただいて、実際に自分たちで書き込んでみるとかなり実感が持てるかと思えますので、こういった具体的な推進の仕方をぜひお願いしたいと思います。

また、2年前のブラックアウトのときは、高齢者や障がい者等の災害時要援護者のところには、市役所職員の皆さんが手分けをして電話や訪問を通して無事の確認と情報の提供をしてくださいました。しかし、今後職員だけでは手が回らない大きな地震などの災害が来た場合などを考えると、一人一人の個別支援計画が必要なのではないかと考えます。こうした計画をつくるのがマイタイムラインの作成や分散避難の促進にもつながっていくのではないかと考えます。そのためには、当事者や家族、福祉専門職、地域住民などをつなぐコーディネーターが連携・協議する仕組みの構築が必要かと思えますが、市としてはどのようにお考えでしょうか。

**○井戸達也議長** 健康福祉部長。

**○桶屋盛樹健康福祉部長** 避難行動要支援者の個別支援計画についてであります。当市では災害時等において支援を必要とする高齢者や障がい者を把握するため、災害時要援護者支援制度を実施しております。

登録情報につきましては、日常的な声かけや見守り、また災害時の安否確認や避難誘導に活用いただくため、民生委員、町内会、老人クラブと共有をしているところでございます。

登録者ごとの個別支援計画の策定には至っておりませんが、今後も市民や地域関係者、またケアマネジャー、相談支援事業所、サービス事業所への周知により登録を促すとともに、市や地域が行う各種訓練を通じて市民をはじめ地域防災組織、民生委員、町内会、老人クラブ等に対する理解と普及に努めていきたいと考えてございます。

○井戸達也議長 永本議員の質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

午後 1 時58分休憩

午後 2 時10分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

永本議員。

○永本浩子議員 途中で中断してしまいましたけれども、先ほどの個別の支援計画については、今後本当に団塊の世代の皆さんが75歳以上になると本当に高齢化社会がやってまいります。そしてまた、自分のことを考えても、父が立てない、歩けない、完全車椅子の状況で9年間介護をしておりますけれども、このときに何かあったら父を助けられるのかというのは本当に切実な思いでもありました。こういったところ、なかなか個別支援計画といっても、現実は大変なことがたくさんあるかと思っておりますけれども、これからの市民の安心・安全を守っていくためにも必要なことだと思いますので、ぜひこういった仕組みの構築に取り組んでいただきたいと思っております。

また、視覚・聴覚障がいの方が避難所に避難した場合、その方の障がいをよく知る人ばかりではありません。視覚・聴覚障がいの方が避難所で必要な支援を受けやすくするために、「目が不自由です」または「耳が不自由です」と書かれた防災ベストを作り、希望者に提供して喜ばれている自治体があります。市と障がい者団体との意見交換を踏まえて、デザイン等も決められたとのことですが、当市においても、ぜひ障がい者団体の皆さんと検討してみてもどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 視覚・聴覚障がい者への防災ベストの提供についてであります。当市では平成29年度に実施した障がい者に対するアンケートでは、約6割が災害発生時における避難所での生活に不安があると回答しております。その中でも軽度の視覚障がいや聴覚障がいは外観で判断が難しいため、避難所における支援が受けにくい状況が起り得ると考えられます。

過去に全国で発生した災害時における状況では、視覚や聴覚に障がいがある方々に対し、避難所で最も重要なことは情報保障であるとの意見も多いため、ベストの着用により自分は支援が必要であることを示すことは、避難所での生活不安を解消する上で有

効と考えられます。しかし、避難所での生活不安はベストを着用するだけで解消できるものではないため、全ての障がい者に対する支援や配慮の在り方を含め様々な検討を行ってまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 そのとおりだと思います。

また、避難所の中ではいろいろな情報を頂くこともそうですし、一緒に避難している人たちとも、自分が耳が聞こえないというのが伝わっていないがためのトラブルが起きたりということも十分考えられますので、ぜひそういったことがない方向に行くように方策を考えていっていただきたいと思っております。

また、聴覚障がいの方が避難所に避難した場合、手話通訳者と一緒とはもちろん限りません。当市も手話言語条例が制定されたとはいっても、コロナの影響もあって、市民への手話の浸透は進んでいないのが現状です。現在、聴覚障がいの方がコロナに感染した場合、手話通訳者への感染を防ぐため、保健所には遠隔手話サービスを受けられるタブレットパソコンが用意されていると聞いております。聴覚障がいの方が避難所に避難した場合にも、これが活用できれば障がい者も運営者側も大変助かると思っております。国の地方創生臨時交付金の活用事例の中にも、遠隔手話サービスの支援事業が入っており、申し込みの期限がありましたので、障がい福祉課の方には既に御案内させていただきましたが、どうなりましたでしょうか。また、防災のほうにもぜひ活用していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 避難所における遠隔手話サービスの活用についてであります。遠隔手話サービスは手話での意思疎通を希望する聴覚障がい者が専用のタブレット端末を使用し、オンラインで北海道聴覚障がい者情報センターに常駐する手話通訳者を介し意思疎通支援を行うものであり、主に市役所などの手続や相談に活用されております。

当市では、毎週木曜日に手話通訳者を庁舎に配置し、聴覚障がい者に対する各種手続や相談に対応してまいりましたが、緊急時等における対応が難しい状況であることを踏まえ、年度内の遠隔手話サービスの利用開始に向けて協議を進めているところでございます。これにより、日常的に各種手続や相談への対応ができるとともに、避難所にタブレットを持ち込むことで災害時における意思疎通支援が可能と

なりますが、北海道聴覚障がい者情報センターの支援が平日の日中9時から17時に限定されるため、夜間、土日、祝日の対応が課題というふうに考えてございます。

市としては、環境や場面に応じ遠隔手話サービスの活用を一つのツールと捉えた上で、手話通訳者による通訳や筆談などによるコミュニケーションを含めた対応について、当事者、関係団体と意見交換を行い課題を整理していきたいと考えてございます。

**○井戸達也議長** 永本議員。

**○永本浩子議員** ぜひ年内のということで、今お話をいただきまして、本当に当市の聴覚障がい者の方と手話通訳者の方との人間関係はとてもいいと私も思っております。私が勤める薬局にも通訳者の方が聴覚障がい者の方に付き添って、お薬を受け取りに来てくれて、薬の説明も全部手話で伝えていただいております。この木曜日の体制も皆さんがとても喜んでくださってまして、こういった体制が使えることが一番安心につながるとは思うのですけれども、本当に災害時には同じ避難所に避難できるとは全く限らないし、それぞれの状況が全く違ってしますので、ぜひこうした遠隔手話サービス、時間の問題はちょっとあるのかもしれませんが、いろいろな角度の保障をしておくということが、整えておくということが大事だと思いますので、ぜひお願いしたいと思っております。

次に、女性目線の避難所運営についてお伺いいたします。

昨年5月に内閣府男女共同参画局から出されました、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針の中には、「人口の半分は女性であり、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された女性の視点からの災害対応が行われることが、防災や減災、災害に強い社会の実現にとって必須」と明記されております。これは阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓として、着替えや授乳スペースの確保や下着などを干す場所、生理用品や妊婦や乳幼児に必要な備品やその配布、トイレの設置場所や性犯罪や性暴力の防止や相談窓口など、実際に避難所で起きた不具合を改善するために大変重要な視点となっております。

2016年に起きた熊本地震では、避難所に女性職員や保健師が配置され、また内閣府の男女共同参画局の職員が派遣され、更衣室の設置や性犯罪や性暴力防止の啓蒙チラシを配るなど、女性の声が避難所運

営に反映されていたようです。

しかし、その後の災害では女性が配置されなかった避難所もあるようで、先頃改定された当市の避難所開設運営マニュアルにも、運営委員のうち原則1名は女性としますと書かれてありますが、現実には非常に厳しいのではないかと危惧しております。

水や食料などの防災用品の備蓄をしようと思う女性は全体の6割に上るが、防災訓練や防災研修に参加する女性は約1割という調査結果もあります。まず女性自身の意識の啓蒙と人材の育成が必要だと思いますが、市としてはどのようにお考えでしょうか。

**○井戸達也議長** 企画総務部長。

**○岩永雅浩企画総務部長** 災害時には様々な困難に直面され、男性と女性ではその困難の内容などにも大きな違いがあり、特に避難所という空間では多くの人が生活をするため、女性や高齢者、障がい者、子育て世帯などへの配慮が必要であり、衛生面やプライバシー問題への備えも必要となるので、市が作成をしている標準版避難所開設運営マニュアルでは、議員からもお話がありましたように、多様な配慮が可能となるように、運営委員には原則1名は女性を配置するように要請をしているところでございます。

市では従来避難所運営ゲームや防災訓練などでも避難所運営委員への女性参加につきましては要請を行ってきておりますけれども、引き続き防災訓練などで折に触れてその必要性を説明いたします。

今後、地域の特性を反映した地域版の避難所開設運営マニュアル作成を進めていくことにしておりますが、地域との協議の中でも多様な配慮が反映されるよう、女性の参加を要請をしていきたいと考えてございます。

**○井戸達也議長** 永本議員。

**○永本浩子議員** ぜひ阪神・淡路大震災や東日本大震災のときの、こういった内容が特に性被害、性暴力に関してはなかなか訴えることができないままに、長い年月を経てやっと今そういったことが訴えられるようになり、そういう手も少しずつ打たれるようになったというのが本当に現実だと思います。

また本当に、こちらから呼びかけても、女性自身もやはりそういったところの意識を高くしていくことが大事なのかということもやはり育成をしていく必要が本当にあると思いますので、ぜひそういったところを手を入れていただきたいと思います。

最後に、ペットの同行避難についてお伺いいたし

ます。

ペットの同行避難とは、ペットを救うための行動と思われがちですが、決してそうではありません。過去の災害では一旦避難した飼い主が、ペットが心配で自宅に戻り災害に巻き込まれてしまったり、ペットを置いてきたことを悔やんで精神的に落ち込んでしまったり、ペットを連れていっては迷惑をかけるからと避難を拒んで被災してしまったり、様々な事例がありました。また、東日本大震災ではやむを得ず放たれた犬や猫が繁殖、増加して野生化して復興の妨げになったり、こうした問題を軽減するためにも災害時のペット同行避難の推進は重要だと考えられるようになりました。しかし、ペットの同行避難には動物アレルギーの問題や動物が苦手な人、臭いや鳴き声、子供がかまれるなど様々な課題が多く、避難所におけるペットの取扱いが十分に想定されていなかったことで、トラブルが発生する事態も散見されました。しかし、やはり事前の準備が非常に大切になってくると思います。

市の避難所運営マニュアルにも、ペットの同行避難を想定した内容が記載されておりますが、今後どのように進めていくのかお伺いいたします。

**○井戸達也議長** 企画総務部長。

**○岩永雅浩企画総務部長** 飼い主にとっては心理的な支えとして家族同然というペットも、動物に対してアレルギーのある方、あるいは動物が苦手な方もいらっしゃいます。避難所でのペットの飼養は、原則として屋外で飼い主自らが行うこととなりますので、日頃からのしつけや食べ物などのペット避難に必要な備蓄の準備も求められることとなります。

そうしたことから、あらかじめペットの預け先の検討をすることや、分散避難などの選択肢もございしますが、地域版の避難所開設運営マニュアルの協議の中でも、ペット同伴での避難をどのように受け入れるかを地域と協議をさせていただきたいというふうに考えております。

**○井戸達也議長** 永本議員。

**○永本浩子議員** 本当にこのペット同伴というのは、非常に難しいと私も感じております。現実、急に災害になったときにペットを連れていけるのか、行ったときにどう反応されるのか、現実にも薬剤師なので、ペットのアレルギーがある人にとっては本当に命に関わる問題にもなりますし、嫌いな人にとっては、そこでまたトラブルも起きたりとか、現実にもそういったことが今までもいろいろあって、環境省

のほうで今回ペット同伴に関する具体的なマニュアル的なものが出されたばかりといってもいいかもしれないと思っております。

やはりこれから、いよいよこれから取り組む内容になるかと思えますけれども、避難所ごとのペット受入れの検討から始まって、スペースの選定、網走は外ということで避難所マニュアルには書いてあるのですが、2018年の西日本豪雨のときは外でペットスペースをつくっていたけれども、あまりにも暑くて屋外に置いてあったスポットクーラーのブレーカーが落ちてしまって、やむを得ずそこはもう使えないことになり、でも行くところがなくなった人たちのことを思って、総社市の市長がペットは家族、市長室を使用してもいいから同伴避難所を設置しろということで、市役所庁舎内に3か所にペットの同伴避難所が室内で初めて設けられたということがあったり、いろいろと本当にトラブルというか、思ったようにいかないというのが、このペット同行避難の現実なのではないかと思っております。

なので、本当にこれからいよいよこういったところも、もし網走でも災害が起きた場合には、犬とか猫を飼っている方が非常にたくさんいらっしゃると思いますので、そういった人たちがやっぱり連れていけないから避難しないわ、といって被災してしまったり、また置いてきたけれども、かわいそうだからといってまた戻って被災してしまったり、車中泊を続けていてエコノミークラス症候群になってしまったりということも実際にありますし、アレルギーのある方たちとの動線を完全に分けるということも、ただ外に設置するというだけでは解決できない問題がたくさんあるかと思えます。

2016年には京都市でペット同行の防災訓練も実際に行っておりまして、やってみて初めてわかったこともたくさんあったということが載っております。ぜひこの点、今後大事な課題になってくると思いますので、住民への周知も含めてしっかりと進めていただきたいと思います。

ということで、以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

**○井戸達也議長** 石垣直樹議員。

**○石垣直樹議員** 一登壇— それでは、通告に従い質問させていただきます。

まずは、学校教育におけるSNS等、情報モラル教育について質問させていただきます。

現在、小中学校ではどのような指導、教育を行っ



ているのかお示してください。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 内閣府が行いました平成30年度青少年のインターネット利用環境実態調査によりますと、スマートフォンの利用率は小学生で40.7%、中学生で65.8%であり、特に小学生の利用率はここ数年で大幅に増加しており、個人情報の流出や誹謗中傷など、様々な案件が散見され、SNSに起因するトラブルも増加傾向にあると認識しております。児童生徒のインターネット利用率はここ数年で増加していること、また新型コロナウイルス感染拡大防止により、自宅にいる時間が長くなったことに伴う利用率の増加が考えられることから、児童生徒のネットトラブルを未然に防ぐために各校で重点的に指導を行っているところでございます。

SNSなどの不適切な書き込みなどへの対応については、北海道教育委員会で示しているネットパトロール、子供たちの利用の見守り活動に基づき、各校で定期的に行っており、不適切な書き込みがないかを確認しています。

また、各校で定期的に行っています、いじめアンケートにおいて、「メールやSNSなどで悪口を書かれたり、仲間外れにされたりする」の項目を設定し、早期発見、早期解決に努めています。

情報モラル教育につきましては、特別の教科道徳において、教科書を用いて指導しているところでございますが、教科書には全ての学年で情報モラルに関連した教材が取り扱われており、各校で学年に応じた指導を行っております。また、道徳の時間以外にも学校独自の取組として、多くの学校で外部講師を招いて情報モラルについての授業を行ったり、保護者と連携して講演会を開催しています。

学校では保護者に家庭での利用についての啓発を行ったり、懇談などの中でよりよい利用について考えたりする場を設けております。また、各校の生徒指導担当教員を中心に構成されております生活指導連絡協議会でも各校の実情や対策について、積極的に情報を交換しているところでございます。

○井戸達也議長 石垣議員。

○石垣直樹議員 ありがとうございます。

私の独自の調べでは、小学校4年生でLINEを利用し始めて小学校6年生ではクラスごとのLINEグループができているそうでございます。

実は私の娘も小学校におきまして、今6年生なのですけれども、SNSによるいじめを受けておりま

す。ぜひともこれらの問題が解決されるようにさらなる取組を進めていただきたいと思います。

文科省では作成された児童向けの啓発資料を出しております。また、東京都では教育委員会が作成したSNS東京ノートなどもございます。ぜひともさらなる取組を求めたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

町内会・自治会のない地域の防犯灯について質問させていただきます。

昨年の12月議会におきまして質問させていただきました。町内会・自治会のない地域、具体的にはサン潮見地区でございますが、この地域の防犯灯の設置につきまして再度質問をさせていただきます。

前回の質問の際、防犯灯につきましては市または町内会等の組織でなければ設置は難しいことから、町内会・自治会のない地域での防犯灯の設置については、市と町内会連合が連携して地域に対し町内会の結成を働きかけていくとのことでしたが、現時点での取組状況についてお伺いいたします。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○酒井博明市民環境部長 サン潮見地域における町内会設立に向けての取組状況についてであります。今年度サン潮見地域の住民を対象とし、市、町内会連合会と連携しながら7月に防犯灯設置に関する説明会、8月に町内会設立に向けた説明会をそれぞれ開催いたしました。

結果として、防犯灯設置に関する説明内容には一定の理解が得られていると考えておりますが、町内会の設立にはまだ至っておりません。

市では、今後も市町連と連携しながら、サン潮見地域における町内会の設立に向け、粘り強く説明、協議を重ねてまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 石垣議員。

○石垣直樹議員 サン潮見地区における現時点での防犯灯の設置個数と、今後必要と考えられる個数についてお示してください。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○酒井博明市民環境部長 サン潮見地域における防犯灯の必要と考えられる個数についてであります。防犯灯につきましては基本的に電柱への架設が条件となっており、サン潮見地域に現存する電柱と設置基準とを照らし合わせますと、8灯から11灯程度の防犯灯設置が望ましいのではないかと考えております。ただし、サン潮見地域におきましては、区画を造成したときに市が4灯の防犯灯を既に設置してお

りますことから、残り4灯から6灯の新設が望ましいのではないかと考えております。

防犯灯の設置におきましては、市と町内会等が協議により市が設置すること、管理においては町内会の区域内の防犯灯は市管理と町内会管理の防犯灯数がそれぞれ半数程度となるよう、市と町内会等で協議を行うこととなっておりますことから、具体的な必要数につきましては市と町内会等との協議により決定していくこととしております。

○井戸達也議長 石垣議員。

○石垣直樹議員 町内会設立には地域住民の合意形成が図られなければならない、それには十分な時間が必要かと感じております。

市として協働のまちづくりを基本に各種事業を展開していることは十分承知しており、市の生活安全条例においても市、市民及び事業者はそれぞれの責務を認識し、互いに補い合い協働して安心に暮らせる地域づくりに努めるとうたわれていることから、地域防犯を行うに当たっても、地域の町内会等と協働して取組を進めることは大切なことであると考えるところです。しかし、町内会や自治会が結成されるまでの間、市民の安心・安全を確保するために、市として必要最低限な対応ができないものかお伺いいたします。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○酒井博明市民環境部長 議員御指摘のとおり、市では協働のまちづくりを市の基本方針に据え、町内会などの地域住民組織と協働して安心・安全な地域づくりに取り組んでいるところでございます。

市としては、防犯灯の設置のみが安心・安全の確保とは考えておらず、地域住民組織による防犯パトロールや住民同士の連絡体制の整備など、総合的に取り組んでいくことが地域の安心・安全をより強固なものにすると考えております。

市では地域住民組織である町内会と協議を行いまして、防犯灯の設置を行うことがベストであると考えておりますが、正式な町内会が設立されるまでには、議員おっしゃるとおり時間を要することも考えられますので、当該地域におきましては町内会設立準備会が設置された時点で設置基準に則して、まず1灯から2灯の市管理防犯灯の設置を検討したいと考えております。

○井戸達也議長 石垣議員。

○石垣直樹議員 ありがとうございます。

議員になってから1年5か月、この質問をしてか

ら10か月がたちました。まだまだ解決できていない問題として捉えております。今後も推移を見守っていきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。以上です。

○井戸達也議長 ここでお諮りします。

本日の議事日程であります一般質問はまだ終了しておりませんが、本日はこの程度で延会とし、明日一般質問を続行することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、本日はこれをもって延会とします。

再開は、明日午前10時としますから、参集願います。

御苦労さまでした。

午後2時38分延会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長            井戸達也

署名議員                古田純也

署名議員                松浦敏司

9月9日 (水曜日) 第4号

令和2年第3回定例会  
網走市議会会議録第4日  
令和2年9月9日(水曜日)

○議事日程第4号

令和2年9月9日午前10時00分開議

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

一般質問 (川原田議員、松浦議員、小田部議員)

○出席議員(16名)

石垣直樹  
井戸達也  
小田部照  
金兵智則  
川原田英世  
工藤英治  
栗田政男  
近藤憲治  
澤谷淳子  
立崎聡一  
永本浩子  
平賀貴幸  
古田純也  
松浦敏司  
村椿敏章  
山田庫司郎

総務防災課長 田邊雄三  
財政課長 古田孝仁  
健康推進課長 永森浩子  
介護福祉課長 高橋善彦  
健康福祉部参事 細川英司  
観光課長 大西広幸  
観光商工部参事 高井秀利  
観光商工部参事 前田関羽

.....  
教育長 三島正昭  
学校教育部長 林幸一  
学校教育部次長 小路谷勝巳  
社会教育部長 吉村学  
社会教育部次長 岩本博隆  
学校教育課長 小松広典  
スポーツ課長 阿部昌和

○事務局職員

事務局長 武田浩一  
次長 伊倉直樹  
総務議事係長 神谷浩一  
総務議事係主査 寺尾昌樹  
係 早淵由樹

午前10時00分開議

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一  
副市長 川田昌弘  
企画総務部長 岩永雅浩  
市民環境部長 酒井博明  
健康福祉部長 桶屋盛樹  
農林水産部長 川合正人  
観光商工部長 田口徹  
観光商工部次長 秋葉孝博  
建設港湾部長 吉田憲弘  
水道部長 脇本美三  
庁舎整備推進室長 後藤利博  
企画調整課長 北村幸彦  
情報政策課長 高橋剛

○井戸達也議長 おはようございます。

本日の出席議員は16名で、全議員が出席しております。

ただいまから、本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、村椿敏章議員、山田庫司郎議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 本日の議事日程は、既に印刷して配付の第4号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、昨日に引き続き一般質問を続行します。

川原田英世議員。

○川原田英世議員 ー登壇ー おはようございます。

民主市民ネットの川原田英世です。

通告に従いまして、質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目は、ウィズコロナ・アフターコロナ社会での地域経済活性化についてであります。

まだウィズコロナとも呼べるような状況にあるのかどうか、これの判断も難しいところでもありますけれども、これから先の社会をどう描いていくのか、このことをしっかりと今から議論していかなくてはならないというふうに思います。

さて、今年も大規模な大災害が発生をいたしました台風10号、去年は台風15号で千葉や関東圏で大きな被害があり、今年は逆に今度は西のほうで大規模な被害が起きた。100年に一度だとか言いますけれども、もうそれが毎年のように起こっている。想定外というものはないのだなというふうに思います。

さらには災害級とも言われる暑さ、今日も暑いですが、これを2個も3個も上回るような暑さが本州では続いているというような状態になっています。

コロナ禍にこれらのことも拍車をかけて、大企業では様々な動きが進んでいます。先日、パソナでは本社の機能の一部を淡路島に移すというふうに報道がされていまして。本部の機能の幹部職員1,600人を淡路島に段階的に移していくということでもありますけれども、これを先駆けとして大企業の中では大きなこれまでの経済の流れと変わる仕掛けが進んでいるようでもあります。

これまでの平成の時代を見ますと、サプライチェーンが進んでいった時代でありました。国内から海外に拠点を移すことでコストを下げ、どんどんと合理化を図っていった上で安価なものを日本に送ってくる。それによって結果としては国内の産業の空洞化が生まれ、物は安くなるけれども賃金は上がらないという矛盾の社会が生まれました。

こういった流れを平成の社会の代表的な用語として合成の誤謬というふうに呼ばれています。単的に言えば、自分たちの目先の利益を重んじるばかりに社会全体の構造を壊してってしまうという理論です。

それに対して今起こってきている流れは、やはりリスクから国外に行ってしまった拠点企業、拠点の支店等を国内に戻していこうという動きであります。

これがこれまでのサプライチェーン化された仕組みを大きく変えていって、地域に新しい風を起し

ていくのだというふうに私は考えているところです。

そういった観点から、まずサテライトオフィスやそもそもの企業の誘致、これらの取組について伺っていききたいというふうに思います。

まず、これはこれまでも取り組んできていることだと思いますので、今年度の取組と今の現状についてお伺いいたします。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 企業誘致についてでございますけれども、コロナ禍の影響から昨年度まで行ってきましたようなマッチングセミナーへの参加やIT関連会社の社長さんを招聘するファミトリップといった取組については、本年度については行っていない状況となっております。

今年度におきましては、主に地域内の事業者との情報交換を行う中、網走市への進出に関心を持つ企業のニーズの把握に努めているところでございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 なかなかこの状況だと東京へ行って何かの商談会に出るだとか、そういうことは難しいということだというふうに思いますが、今後コロナ禍が落ち着いてきた後にはどのような取組を行っていくという考えでいるのかお伺いします。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 企業誘致の考え方自体が変わるというふうには考えておりませんが、コロナ禍におきまして密の回避等から様々な働き方が生まれる可能性があり、これは本市にとっても大きなチャンスと認識しているところでございます。

引き続き、気候、自然、食、安全など、本市の強みを生かしながら企業誘致に取り組み、雇用の創出と地場産業の活性化による経済振興を図ってまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 まさにチャンスなのですよ。今の状況を見ると、逆に網走には強みしかないのではないかなと僕は思っています。

です。そこをしっかりとやっていかなくてはならないのですけれども、今までのような人が集まるだとか、そういった商談会のようなのに参加をして、網走の旗を上げてどうぞ来てくださいという形では、正直言って成果はそんなに上がらないというふうに僕は考えています。的を絞って、ピンポイントに取組を行っていく。網走とつながりのある企業ですとか、網走出身の企業の代表、大企業の代表も

何人かおられますし、淡路島にパソナが移ったのは淡路島出身だったと、代表がですね、ということもあったということですから、そういった人のつながりだとかからピンポイントな取組を行っていく必要があると思うのです。

そこで業界もピンポイントにある程度絞っていく必要があるのだなというふうに思います。先ほどITという話がありましたけれども、ITに特化してもっと取り組んでいく必要があるのだろうなというふうに思いますけれども、このIT誘致に関してはIT企業の誘致、サテライトオフィスも含め、それについての考え、所見をお伺いしたいと思います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 IT企業につきましては、システムやアプリケーションの開発、デザイン制作など、デスクワーク中心の業務内容が多いことから、テレワークと相性がよいとも認識しております。

昨年当市では首都圏のIT企業者と意見交換を実施し、当市の自然環境のすばらしさや賃料等の安さ、安価さなどのメリットを指摘いただいたところですが、一方で首都圏からの移動経費や現地での移動手段などのデメリットについても御意見をいただいたところでございます。

今後コロナウイルスの影響もあり、新たなサテライトオフィスのニーズも生じていることから、IT企業を含む幅広い分野に目を向けた上で企業誘致を進めていくことが重要であると考えております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 取組を進めていかななくてはならないというところで、私も本当にそう思います。

それで、やっぱり誘致に必要なのは、先ほどもちょっと触れましたけれども、情報です。情報を、では誰が持っているのだということになってくるのだというふうに思うのですが、そこはやっぱり僕は市内も含め近隣で民間企業の方で既に取組をされている方が結構おられます、団体等も含めて。それから大学もそういった連携と情報を持っている。さらには国のほうでもやはり地方活性化を含めて、そういった情報を所有している部署が、セクションがあります。そういったところの情報の連携というのをやっぱりこれ進めていかななくてはならないのですが、どうも今まで見てみると、ちょっと情報の連携というよりは、市自らが先頭に立つのはいいのですけれども、商談会に出るだとかそういった方向で情報というよりは走っているような、周りを見ずに走って

いるようなふうに捉えていました。

そこで、今言ったような情報のネットワークの構築や、それに取り組む戦略、これをしっかり構築していく必要があるというふうに考えるのですが所見を伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 議員御指摘のとおり、企業誘致の推進におきましては多領域の情報交換が欠かせないと踏まえており、平素から市内外の民間企業、大学、金融機関と密にコミュニケーションを取るように努めているところです。今後も引き続き、産学官金での情報交換を大切にしながら、企業誘致に努めてまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 そういった連携の仕組みをぜひ中心となってつくり上げてほしいと思います。

近隣の企業で取り組んでいるところに聞くと、取り組んでいるいろいろな課題を共有している部分があるということで、この前伺った話だと、来たいよと言っているのだけれども、大体東京のITで働いている人は車の免許証を持ってなくて、来たはいけれども公共交通もなかなか不便ではないかと。冬のことを考えると車の免許を取りにいかないといけないのだというような課題があるだとか、来るのはいいのだけれども、では住む住環境もきちんとアプローチしてくれないと困るのだと。そこら辺も含めて情報が一括して欲しいだとか、いろいろな課題が、声が聞こえてくるところです。

サテライトオフィスの誘致に関して、以前も質問して、視察もしてきたものですから、それについて、中心市街地と絡めた活性化策について伺った経過があります。先ほど言ったように、そういった場合、中心市街地の活性化にすごく寄与すると思うのですが、やはり環境整備というのが非常に重要で、働く側の人の環境整備、住環境だとか含めてですね、先ほど言ったような運転免許証がないよだとか。それから企業側の観点の環境整備、専門職になるものですから、単純なWi-Fiだとかそういうので果たして間に合うのかということ、聞いたところによるとかなりの、5Gまで行かなくても光がきちんとつながっているのは当然ということで、今の環境で十分なのかということ、ちょっと心配だというような声も聞こえました。そういった整備というのが必要になってくると思うのですが、そこに取り組んでいくような考えがあるのか、所見を伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 中心市街地へのサテライトオフィスの誘致についてですけれども、進出を希望する企業の職種や想定するオフィスの規模等、個別具体的に対応することが必要であるというふうに考えております。

中心市街地は金融機関や病院、商店街、飲食店など、生活サービスに必要な機能が集約されていることから、働く人の視点から見れば利便性が高いものと認識をしております。

企業の視点からのICTなどの整備につきましては、経済産業省のIT導入補助金など、国の支援策の活用も念頭に具体的に進出を希望する企業と協議を重ねていくことが重要であるというふうに考えております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 前はスーパーシティだとか、スマートシティについて質問をさせていただきましたけれども、国のほうでもそこに向けたメニューを今整備をどんどん進めていくということで、その活用をしながら進めていってほしいと思います。

それで中心市街地のやっぱり空き店舗の活性化、活用というのは重要だと思うのですが、僕も視察をして思ったのは、企業が行って、そこに行って、こういうところが空いてますよと言われて、そうなのですかととっても基本的には来ないということでした。

やはりもう完全に環境整備をして、シャッターの中はもう完全にIT企業としてそのまますぼっと入れますよということまで、こちら側で整備した上でどうぞ使ってくださいぐらいまでいかないと、なかなか来てくれないということでしたので、やはり一歩二歩進んで前向きに取り組んでいくという覚悟がちょっと必要だと僕は思っていますので、そこはまた今後十分に検討していただいて議論をしていきたいなというふうに思います。

それと、網走にも入ってきたいという企業がいまいたけれども、基本的には立ち上げの最初はその企業の持っている人材を連れてくると。ただ、3年後、4年後には地元で人材を育てて雇用したいという考えを、基本的にはIT関係企業は持っています。ですので、そこも人材の連携も必要になってきます。

さらには、ではその人たちはどこに住むのかも併せて民間企業と連携していかなくてははいけませんね。つまり働く環境、生活する環境、そして将来

のビジョン、それまで全てITを誘致するのであれば、企業側とワンセットで交渉していかなくてははいけないというふうになると思うのです。

そういったふうになった場合、自治体独自でやっていけるのかということ、それは無理だろうと思うので、先ほど言ったような連携体系がまさに求められるというふうに思っています。

いろいろな団体がありますし、取組をしていきたいという声も聞こえてますので、ぜひ前向きな取組を進めていただきたいというふうに思います。

そしてもう一つ、ウィズコロナ・アフターコロナ社会での地域活性化策についてですけれども、次はやっぱりテレワークが進んでいると同時に生まれているリゾートワークとかワーケーションという新しい働き方への考え方です。

今日も新聞に出ていましたけれども、ニセコのほうでは既に取組を進めて、あそこはもともとはインバウンドをメインにやっていたところですから、相当な焦りがあるって何とかしてインバウンドを誘致したいと。インバウンドではなくて、国内のワーケーションだとかを誘致したいというふうになっていったのだというふうに思います。

同じく十勝では、今アウトドアブランドが旗を振って、グランピングというようなちょっとリッチなキャンプと言ったらいいのでしょうか、そういうのを進めながら、ワーケーションを誘致していきたいということで、旗を上げています。こういった新しい取組をぜひしていただきたいのですが、やっぱりそこにも環境整備と情報発信が必要だというふうに思っています。

それで、まずは今の現状をお聞きしたいのですが、そういった対象者となるのはやっぱり、先ほど言ったようにIT関係だとか、芸術、漫画家などというものもありますね。デザイン関係の専門職、そういった働き方をしている方と、あと一部のやはり大手企業だというふうに思います。そういった人たちから今現在既にニーズとかあるのかなと、ちょっと気になるころなのですが、先日十勝の話を知ったら、既に8社ぐらいの大手企業がグランピングを活用したいということで、問合せが来ているということで話が進んでいるみたいなのですが、今網走ではそういった話があるのかどうか確認したいと思います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 ワーケーションを目的とし



て網走に来られている方を、網羅的に把握したデータについては、現在持ち合わせておりませんが、市が観光事業として取り組む6泊以上の宿泊する長期滞在網走モデル事業の利用者にアンケートを実施しております。そのまだ途中経過ですが、9月1日現在にまとめたもので、7月1日から8月5日まで約1か月間に231人の利用があったところでございます。この231人のうち、複数回答可の回答ですが、今回の宿泊の目的として仕事で来たとしているのは100名となっております。また、今回の宿泊における同伴者についての問いでは、仕事の同伴者を伴うと答えたのは58名というような状況となっております。

これらをさらに今後分析していきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 やっぱりニーズはあるのだなというふうに思います。

コロナ禍ですので、大きな声でぜひ来てくださと言えないような状況にあるというのもひとつあるかとは思いますが、ここは大きなニーズがこれから発生するのだろうと思います。さすがに東京、大阪で連日40度近い気温の中でエアコンはがんがん効かせている中で仕事はしているとは言っていましたけれども、人間的な生活、ワーク・ライフ・バランスを送っていないというふうに捉えている方がかなり増えてきてまして、それはコロナ禍によってやっぱり地域で生活したいという声が上がってきているということの表れでもあるのだというふうに思います。

そういった中で、やっぱり地球温暖化の背景とコロナ禍というのは結構一つのキーワードになってくるのだというふうに思うのですが、これから大きく注目されるであろう、この働き方、所見をお伺いしたいと思います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 厳しい猛暑やコロナ禍における密の回避などから、リゾート地でサテライトオフィスやコワーキングスペースで仕事をするリゾートワークや旅先で仕事をするワーケーションは、今後注目される業務形態であると認識しております。

網走市は冷涼な夏季、夏の季節ですね、地震や台風などの災害が少なく、空港が近く首都圏とのアクセスが容易であり、観光資源も豊富であることからワーケーションに向く条件がそろっていると考えて

おります。

コロナ禍において、都市圏でテレワークが拡大したことも併せて考えますと、ワーケーションの需要の取り込みは市としても重要な課題であると認識しております。

また、現在ホテルで長期滞在を促す、先ほどもお話ししましたが、長期滞在網走モデル事業は今実施中ですが、これはワーケーションの可能性を探ることも視野に入れながら今後も進めたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 本当に今答弁いただいたとおり、強みしかないというふうに僕は捉えていて、ただやっぱり整備しないと、というものはあるのだけれどもというところだというふうに思います。

先日伺ったところだと、都内の丸の内だとかでも相当空き店舗が増えてきたというか、空き店舗が増えてきたと同時に事業として使っているのだけれども、出社をしている人は10分の1程度しかなくて、エアコンを回すのも何かもったいないぐらいすかすかの中で仕事をしているということで、そんな状況はこれからも続く、もしくはもう既にリモートワークしているのだから、そういった状況であれば拠点、地方に移したいよねという声が結構上がっているというふうに伺いました。

網走で今風力発電とか進めている企業がありますが、その企業の方も先日来たときに同じようなことを言っていて、ほとんど出社していませんと、もったいないぐらいです。年間の家賃だけで何億円かかっているのかわからないようなところで仕事をしているということでしたけれども、そういった企業にアタックしていくという最高の機会だというふうに思っています。

それで、アタック、ではどうやってしていくのかというか、アタックするネタですよ、が必要だというふうに思って、そこが一つの整理のポイントだというふうに思っています。

今言ったような企業、つながりのある企業ですとか、近隣に拠点や支店のある企業、ウェブサイト等にも網走、ここで働きませんかとか、そういったアプローチ、いろいろな取組を進めていく必要がこれから出てくるというふうに思いますけれども、取組をする考えを伺いたいと思います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 ワケーションに関わるア

ブローチについてですけれども、これまでのお試し暮らしの提案や先ほど申しましたホテルで暮らそうキャンペーンなど、インターネットを中心に広範に案内するよう努めながら、網走市に関心のある事業者に対して進出に当たってのニーズ、ステップ、メリットなどをより踏み込んだ情報交換を行ってまいりたいというふうに考えております。

今後とも既存の企業誘致やこれまでの取組で関係を構築した企業等との関係を大切にしながら、網走での新たな働き方であるリゾートワークやワーケーションについて研究をさらに深めてまいりたいと考えております。

**○井戸達也議長** 川原田議員。

**○川原田英世議員** ぜひ取組を進めていただきたいと思えますし、今動きがDMOなどのやっぱり目玉としても、こちら辺は上がってくるのかなというふうに思っています。

それで、網走の強みがいろいろありましたけれども、私もう一つやっぱり強みがあると思っていて、このワーケーションだとかリゾートワークだとかというような働き方は、今一種の企業としては合宿に近いというふうに言っていました。札幌がこの前、前札幌市長の上田市長と話をしたときに、札幌にトヨタだとか大手自動車関係の人が来て、農家でちょっとバイトをしながら帰っていくそうです。バイトをするというか、農家で自然と触れ合うことで研修をするというようなスキームがあるそうです。ある意味、トヨタからすれば職員を合宿に出しているような感覚だというようなこととお話をされていました。それが生産性向上に非常につながっていくのだと。大企業ならではの考えだなというような感覚で伺っていたところです。

そう考えるとやっぱり網走のもう一つの強みがあって、それは合宿の基地になっているという背景だというふうに思います。そのノウハウというのはやっぱり持っているというのはすばらしいことだなというふうに僕も思ったのですけれども、そういった取組をしているスポーツ課として、こういったワーケーションだとかについて、どのような所見を持ってられるのかなと、またどのような課題があるのかなと考えられているのか、ちょっとそこら辺を伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

**○井戸達也議長** 社会教育部長。

**○吉村学社会教育部長** スポーツ合宿についてなのですが、昭和63年に初めて法政大学によるラグビー

合宿が行われまして、その後積極的な誘致活動や人のつながりなどにより、合宿チームが増加してきたものと考えております。

誘致活動におきましては、地域の強みであります空港からの利便性、清涼で雨が少ない気候、ホテルが多くオホーツクの海の幸をはじめとした食のおいしさなどのアピール、また施設面としてスポーツトレーニングフィールドのラグビー場、サッカー場の芝生などのアピールを行っているところです。

これらのセールスポイントに加え、合宿をしていたいただいた、そして高い受入れ評価をしていただいたチーム関係者の方の人のつながりにより、さらなる合宿チームの拡大が図られてきたものと考えておまして、市としては受入体制の充実や日常的に監督、コーチ、スタッフと連絡を取るなど、人のつながりを意識した取組を心がけているところでございます。

スポーツ合宿を担当する部署といたしましては、こうした誘致活動と受入体制を継続して行っていくことが必要という認識を持っているところでございます。

**○井戸達也議長** 川原田議員。

**○川原田英世議員** やっぱり結構努力をされてきたという経過だと思うのですね。きめ細やかに相手と話し合いをして、そしてニーズに応えてきた。やっぱり芝生の整備にも多額な費用がかかっているわけですけれども、やっぱりそういった相手の要望も受けながら、そしてさらにそれに一步進んで最高の芝を提供したと。そこが評価をされて今の状況を生むことができたという、これは本当に評価すべきことだというふうに思います。なので、こういったワーケーションやサテライトオフィスなどの誘致、今まさにこれが旬といったらあれですけれども、チャンスなわけがありますから、ここに向けては逆にこちらから先手を打ってしっかりと整備をしていくという考え方が重要だというふうに思います。

この点で先進地である和歌山県の白浜町ですと、環境も海沿いで温暖なところなのですけれども、市内のどこでもWi-Fiがそこは整備されているわけですね、無料Wi-Fiです、もちろん。ビーチで寝そべりながらパソコンで仕事をする事ができると。そんなような環境も売りにしているということで、企業側のニーズを受け取りながら様々な取組をしています。交通費の助成も飛行機代を出しているし、今後は運転免許取得するしかないという、さっきの課題も聞かえているということから、そうい

った補助も考えているというような話も伺ったところでは。

やっぱりこういったところを、きめ細やかに進めていかなくてはならないというふうに思うのですけれども、そういった、ある意味これもスマートシティだと思いますが、スマートシティ化に向けての整備の考え方をお伺いします。

**○井戸達也議長** 企画総務部長。

**○岩永雅浩企画総務部長** 議員から御指摘のありました和歌山県白浜町では、平成27年度に対災害ネットワーク実証実験によりまして、情報通信ステーションを9か所に設置をしたほか、屋外観光スポットにもWi-Fiを設置をし、災害時でも途切れることのないネットワークを構築し、広範囲においてWi-Fiによるインターネットの利用が可能になったというふうに伺っております。

当市におけるWi-Fi環境の整備では、観光客や来訪者の利便性向上のためにエコーセンター、道の駅、モヨロ貝塚、オホーツク流氷館、水鳥湿地センター、JR北浜駅、そしてスポトレセンターハウスにフリーWi-Fiを設置をし、また防災の観点からは道の駅の駐車場、エコーセンターの前庭、そして市役所本庁舎にそれぞれWi-Fiを設置をしてございます。

このようにこれまでの整備につきましては、施設単位ごとの点としての整備となっておりますが、エリアでの整備とはなっておりませんが、面的なネットワークの整備についても検討するとともに、今後市内全域においてインターネットの利用が可能となるよう、光ファイバーの未整備地区を解消する取組を積極的に進めてまいります。

このことにより、観光分野や防災分野のほか、スマート農業をはじめとした産業分野、高齢者見守りシステムなどの福祉分野、遠隔授業などの教育分野のほか、公共施設のエネルギー管理など行政分野といったスマートシティ化の一端が可能になるものと理解をしております。

**○井戸達也議長** 川原田議員。

**○川原田英世議員** まさに未来化だと思っています。こういったふうに進めていくことによって、様々な取組が可能になってくるというふうに思っています。なので、ぜひ一歩二歩前に進めていただきたいと思いますというふうに思うところです。

それによってやっぱり中心市街地が活性化されていく、残念ながら空いてしまっている商店街のシャ

ッターも開いていく、そういった将来像を持ちながら取組をぜひ前へ前へと進めていただきたいと思いますし、そのためにやっぱり横のつながりが大事ですから、網走の団体、大学、青年団体だとか、いろいろありますので、民間企業含めて、横のつながりを持って情報共有をしながら、どんどん声をかけていただいて、皆さんそれぞれノウハウを持っています。つながりのある会社がいっぱいありますので、そういった取組を進めていただきたいと思いますというふうに思います。

次の質問に移ります。

ボランティアポイント制度について、何点かちょっと伺いたいというふうに思います。

始まって2年目になるのですね、だというふうに思いますが、結構持って歩いている人をのですけども、現在の登録者数というのはどのくらいの人数になっているのでしょうか。

**○井戸達也議長** 健康福祉部長。

**○桶屋盛樹健康福祉部長** 現在の登録者数についてでありますけれども、本年8月末現在の介護支援ボランティアポイント制度における登録ボランティア数につきましては439人となっております、内訳は40歳から64歳が48人、65歳以上が391人という状況でございます。

**○井戸達也議長** 川原田議員。

**○川原田英世議員** ということは、ほとんどのの方が65歳以上の高齢の方で、ほかの他市と比べるとちょっと早い段階から取り組めるようにということだったのでですけども、そこはまだそこまで広がってはいないということだというふうに認識をしました。

このボランティアポイント、いろいろと制度を立ち上げるときに議論をしまして、例えばそのボランティアポイントがあることによって介護施設だとかでボランティアをすると。ところが、ではボランティアというのは、どこからどこまでをボランティアなのだと。皿洗いするのがボランティアなのか。ちょっと見えない部分があるので、しっかり注視しながら進めていってほしいというふうにお伺いしました。仕事ではないのですよね。なので、仕事とボランティアは明確にすみ分けがされているはずなのですが、それがどうも何か判然としないまま動いてきているような印象を、僕は持っています。そこで、今現在はどうような取組に、このボランティアポイント制度が活用されているのか。そして、介護施設をメインでという利用の方針だったと思うのですが、それ以外の活用というのはされてい

るのかどうかも、併せてお伺いしたいと思います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 制度における活動内容でありますけれども、介護施設などにおける活動と介護予防事業などにおける活動がございます。現在、介護施設などでは、介護施設や障がい施設における活動がございまして、17の施設が受け入れておりますけれども、主な内容につきましては、施設でのレクリエーションの補助や利用者の話し相手などとなっております。

また、介護予防事業などでは、高齢者ふれあいの家といった介護予防事業をはじめ認知症カフェ、子ども食堂、また今年度から事業を開始しております買い物リハビリなどでの活動がございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 ボランティアとして参加される方の意識の高揚というのも、僕はひとつ大きなこの事業の目標なのではないかと思っています。介護をケアするということが、これは大変非常に重たい側面もありまして、澤谷議員のほうからもありましたけれども、やはりそれを見る人にとっての大変さ、そしてその本人としても迷惑をかけてしまっているというような、大変心の負担というものがあるのが介護の現場だというふうに思っています。

そういった中で、このボランティア制度というのが役割を果たして行ってほしいなと思ってまして、やっぱり僕はメインは見守っていくということ、そして認知症になってもしっかりと人として人権をしっかりと、何というのですかね、人として接しられながら温かく迎える、温かく接するということが、これをボランティアとしてぜひ進めてほしいなと思いながら最初は見ていたのですけれども、先ほどあった今の現状の利用状況でいくと、そういった方向にはちょっと違って、もうちょっと幅広く考えているのだなというような認識を受けました。

そこで、そもそももう一回ちょっと根っこに戻ってというか、目的とこの取組の目標について振り返ってみたいと思うのですが、どういった目的と目標でしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 制度の目的と目標についてでありますけれども、本制度はボランティア活動を通じた社会参加、地域貢献、健康増進を推進するとともにボランティアの継続と育成、さらには介護予防に対する意識の向上、施設職員の負担軽減、地域にお

ける支え合いの充実とコミュニティーの活性化などを目的としております。

今後、支援を必要とする高齢者の増加が見込まれますが、本制度を通じてボランティアに対する理解と普及に努め、多くの方々がボランティア活動に参加できる機会を創出し、地域における支え合いの充実を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 今ので聞いていると、もちろん介護という言葉は入っているのですけれども、どちらかというところ、生活全般なのではないかなという気がするのですよね。ボランティア自体のものなのではないかなという気がして、それであればそれで、例えば子ども食堂で子どもに対して料理を作るのにもボランティアポイントが入ると、そして40歳以上の方であれば、そういったふうに使えるのだよというふうにもっと周知しなくてはいけないと思うのですよね。

なので、今の最初に受けたのだと、介護施設でボランティアをするのだとか、高齢者に対して何かボランティアをするということで、このボランティア制度というのが当たるのだと思ったのですけれども、ちょっと認識が変わってきて幅広く、今のところはなっていると思うので、それならそれでそのように周知をしていく、こういうことにもボランティアポイントが使えるのでぜひボランティア活動を皆さんしてください。もっと広く言えば、それでいけば、例えばごみ拾いはどうなのだとか、いろいろなことにも考えが広がっていくようになると思うのですけれども、そういったことも含めて、今後の考え方、取組はどのように考えているのかお伺いします。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 今後の取組についてでありますけれども、登録しているボランティア受入機関、登録機関、これ社会福祉協議会になりますけれども、皆さんの意見等を踏まえながら、課題等も整理し、また改善すべき点は内容も含めて修正していきたいというふうに考えてございます。

また、新規ボランティアも新たに獲得、これは41名ほどの新規ボランティアがいるというようなことで、こういった活動意欲の高揚にもつながっておりますので、より一層市民に対して周知を進めて、事業の充実を図っていききたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 ぜひお願いします。当初始めたときも、やりながら少し方向を考えながら取り組んでいくというふうに答弁もいただいていたので、ぜひ一度ここまでやってきた中を振り返ってみながら、どの方向性に向かうのかをしっかりと話し合っ

て進めていっていただきたいというふうに思います。これはやっぱりどちらに向かうのか、よりの絞っていくのか、広がっていくのかというのは大きな争点になると思うのですけれども、どっちにして必要な制度だと思っていますので、ぜひ前向きに進めていっていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

次はふるさと納税についてです。

このコロナ禍の中で、本当にふるさと納税に助けられたなというふうに思います。なので、ふるさと納税、納税してくれた方には、本当に感謝を申し上げなくてはならないなというふうにつくづく思うわけです。一步二歩進んで対策を取ることができたというふうに思っています。

しかしながら、蓋を開けてみると、やっぱり全国同じですけれども、コロナの前に去年の状況を見ると、やっぱり地域間格差があまりにも激しいなというふうに言わざるを得ないなというふうに思います。

なので、そういうところを見ていくと、いろいろな課題が、このふるさと納税制度にはあるなというふうに思っているのですけれども、そういったちょっと全般的な中身をいろいろ聞いていきたいのですが、まず初めに今年度の状況ですけれども、コロナによって影響というのが、ふるさと納税という仕組みを通してみてあんまりないのではないかなと思うのですけれども、でもやっぱり一部で聞こえてくる声はかなり影響受けているよという声も聞こえるのですけれども、コロナの影響というのはどうでしょうか、今年あるのかどうかお伺いします。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 今年度のふるさと寄附についてですけれども、令和2年4月から8月の5か月間におきまして、8,339件1億8,974万円の寄附を頂きました。この金額は前年同月比で132%増額となっております。

寄附増加の要因としましては、ふるさと寄附を取り扱うポータルサイトを増やしたことのほか、寄附金の使途や網走市の魅力の積極的な発信、地域と連携した返礼品の磨き上げなど、これまでの取組の成

果が出ているのかなというふうに考えているところ

です。コロナウイルスの影響につきましては、返礼品が出せなくなるといった事例は今のところはございません。寄附の件数及び金額に関しては一概に述べることはできませんが、多くの寄附者の方々からコロナ禍にある網走市への応援の声を頂いているところでございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 相当伸ばしているのだなということ

ことで理解をしました。細かく見ればいろいろとあるのだと思いますけれども、その状況は歓迎すべきことだし、ありがたいなとしか言いようがないわけです。

やっぱりステイホームというのもひとつ要因だったのかなというふうにも思いますので、ほかの報道とか見ると、ステイホームによる伸びがある商品とあんまり伸びない商品というのがあるのですよなどというのもありましたので、そういった影響もあってそれぞれ事業者さんのほうからは、様々な声が上がっているのだなというふうには理解をするところ

です。これ毎年ありますけれども、KPI、目標はしっかりとないといけないなとつくづく思うところです。なので、今年度の目標をどのように掲げられているのか、そしてその目標への根拠というのはどのようにあるのかお伺いします。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 今年度のふるさと納税の目標金額ですけれども、前年度の決算を見込み、これを根拠としまして予算のとおり13億円を目標としているところ

です。○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 去年の実績のそのまま

で目標ということですね。となると、何ら目標は去年のとおりだから今年

は新たな取組もしないのかなと思ったのですけれども、ポータルサイトは増やしたのです

ね。今年新たに取組は何かしたのでしょうか、ちょっと伺います。○井戸達也議長 観光商工部長。○田口徹観光商工部長 今年

年度の途中からポータルサイトを増やしておりますので、昨年は当初なかったものが今年は最初からあるということで寄附額の増につながっているという状況もあります。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 新たな取組があるのであれば目標も新たに高くなっているのだらうなと思ったのですが、目標は変わらない、変わらないということか去年の実績のままということ、それでいいのかなというふうに思います。

今ちょっと若干答弁の中に入っていたと思うのですが、目標が去年と変わらない、去年の実績のとおりだということなので、ちょっとどうなのかなということを含めて、増額をさせていかななくてはいけないのですよね。目標は去年の実績に合わせて13億円でも。でもこれは増やしていかななくてはならないわけですよね。それは総合計画の中でも自主財源をしっかり得るという目標があるわけですから、自主財源としての根幹をなすこのふるさと納税は、もちろんしっかり取り組んで増額させていかななくてはならないということが上位計画にはある、上位計画というか、その計画の中にはあるのだというふうに思うのですが、そのためにどういった取組を行っているのでしょうか。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 目標を先ほど13億円というお話をしておりますけれども、去年の金額は最低限保ちたい、これは一昨年は14億円でしたから、それから1億円去年は落ちているという、制度の改正もあったりして、そういう状況やむを得ないという部分もあるかという認識しておりますけれども、最低限それはクリアしたい。その上で増額になるような取組を進めているところです。

先ほども少し話をしましたけれども、寄附を取り扱うポータルサイトを年々増やしてきたのをはじめ、返礼品取扱い事業者と積極的な意見交換を行い、新たな返礼品の創出を行うとともに、ポータルサイト内での返礼品PRについて、ストーリー性を持たせるような特集記事の作成などについて、今年度については取り組んできております。

また、市のふるさと寄附のPRにつきましても、新聞やネットの広告を実施しているほか、コロナ禍にあって地元産業の後押しをすることの重要性が一層高まっていることを踏まえ、いわゆる、先ほども申しましたけれども、訳あり製品も返礼品として取

扱いを始めるとともに、返礼品を取り扱うポータルサイトにおいて、コロナの影響が大きい事業者による返礼品を紹介するキャンペーンなどにも参加してきている状況にあります。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 現状の取組を理解をしました。

先ほどもありましたように、やっぱり地域間格差、地域地域で倍どころか3倍も4倍も違うという状況です。そういった中で網走は海沿いで水産品が豊かだということもあって、製品の強みを生かしながらある程度の寄附を頂いているという状況ですけれども、同じような海沿いのまちに比べてみますと、ほかの同規模のまちと比べると、これは大きな差があるなというふうに言わざるを得ないというふうに思います。この差がなぜ生まれたのか、これ以前にも答弁をいただいていたと思いますけれども、また状況の精査が変わっていると思いますので改めてお聞きしますが、他のまちとここまで5倍も6倍も違う、この状況はどうして発生していると考えているのか所見を伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 今議員のお話にもありましたけれども、当市のふるさと納税における返礼品は農水産物をはじめ、網走市の魅力を伝える手段の一つでもあり、単に魅力的な返礼品を提供できるということにとどまらず、多くの方に網走を好きになっていただくことにもつながっているものと認識しております。

一概に他の自治体と比較することはできないかというふうには考えておりますけれども、昨年度3万9,904件の寄附を頂いているように、全国の多くの皆様から応援を頂いていることに深く感謝しているような状況となっております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 一概に他の町と比べられないのですが、差は確実にあるので、そこはしっかりと検証して、そしてさらに伸ばしていかななくてはならないというのはさっきの議論のとおりだと思いますので、検証をもっと進めなくてはならないと思います。

先ほどの答弁でいくと、どの町も同じだと思います。自分の町の魅力を増強する、そしてふるさと納税をしてもらう、ストーリー性を持つ、どこも同じですので、何かこの原因というのはしっかりと明確なものがあるのだと思うのです。そこをしっかりと精

査していかないといけないというふうに思っています。

その現状の今の課題、あると思うのですが、どのような認識なのでしょう。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 現状の課題としましてはいろいろあるかと思えますけれども、コロナの影響を受けた事業者の支援の重要性が増しているということ認識しております。

先頃から複数の企業、団体が連携し、地域の自慢の品を持ち寄ったパッケージとしてまとめ、それを販売したり、ふるさと寄附の返礼品に登録したりする動きが増えてきておりますので、市といたしましてもこうした取組を後押ししていきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 後押しをしていきたいということで、いろいろ取組が広がってきて、飲食店を応援しようということで詰め合わせだとかも企画してくれたりだとか、市民の中でも本当にいろいろな取組があって、これはすばらしいことだなというふうに思っています。そういったところへのアプローチ、これ新商品の開発も含めてふるさと納税を取り扱う、こういった商品はどうですかとか、地域全体を踏まえて取り組んでいかなければならないことだというふうに思っています、となるとそれにはやっぱり相当なマンパワーが必要になってくるのだろうなというふうに認識をしています。

最初に立ち上げたときは、本当に大変だっただろうなと思っていて、1個1個はがきを出して何してと、本当に夜中も電気がついてるなと思いつながら当初見ていました。

それで、今に振り返ってみて、現在当時から担当課も変わったということもありますけれども、現在の業務体制はどのような、何名体制で行っているのか、十分な体制になっていると考えているのかどうか、そこを確認したいと思います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 現在のふるさと納税に関わる業務につきましては、専属職員の1名、それから兼務職員1名及び会計年度任用職員2名の体制をしております、事業としては適正な業務体制になっているというふうに考えております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 その体制で十分だということで、

ちょっと驚きなのですけども、そこで周りの商品開発というか、事業者との商品の開発に対するアプローチだとか全て、そういうことも全てそこで行っているのでしょうか。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 商品開発など業者との交渉等につきましては、この職員が中心となってやっておりますけれども、事例事例によりましては、係長ですとか、次長ですとか、上の者も出ていってお話に参加し、いろいろと協議しているところでございます。

○井戸達也議長 川原田議員。

○松浦敏司員 体制はいろいろと補佐をしながらやっているというのは今わかったのですけれども、それと同時にこの事業はウイングをもっと広げたらよりよくなる事業なのですよね。幅をもっと広げたらですね。だから一人でやっている、一人で一生懸命頑張っているのだからいいですではなくて、1人の情報よりも、2人、3人、4人の情報とアプローチで、あなたは水産のほう攻めていってね、あなたは農業のほう攻めていってねとかとあって、産品を一緒につくり上げていくというきめ細やかな体制が、さっきの合宿の関係と同じですけども、そういった取組が必要だと思いますので、ちょっとそれでは弱いのかなという気がしています。

過去に、業務の課が移るちょっと前だったと思うのですけれども、業務全体をまちづくり会社ですとか、DMOだとか、そういうところの半民間になるかと思うのですけれども、委託をしてやってはどうかというふうに提案をしたこともありましたが、今言ったようなまさにPRも含めて取り組むことがいっぱいあるのですよね、このふるさと納税には、目的もさっきちょっとあやふやでしたけれども、目的をしっかりと設定して、それこそ高い目的をしっかりと設定して、そこに向かって進んでいくということ。こういったことを考えていくと、その担当課だけでは不十分であればもう民間とがっちり連携をして、もう民間で部署を逆につくって、委託をして進めていくということが寄附金額の増加につながっていくというふうに考えるのですけれども、それについての考えはいかがでしょうか。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○田口徹観光商工部長 現在、45の返礼品取扱い事業者と10事業者とのポータルサイトと協力し、時事折々民間からの提案を受けながら、様々な企画を展

開しているところです。

民間委託につきましては、その意義は民間のノウハウを活用し効果や効率を高めることにあると考えますが、既にポータルサイトや地域の返礼品取扱い事業者とのパートナーシップを築いているところがございます。今後も引き続き、事業者と緊密に連携しながらふるさと納税制度の運営に取り組んでまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 川原田議員。

○川原田英世議員 既に取り組んでいるのはわかるのですね。既に取り組んでいるけれども成果が生まれていないという状況が、成果が生まれていないと言いませんけれども、ほかの町よりも比べて弱いというのが現状だから、もっと取組をしなくてはいけないよねというのが質問の趣旨ですので、そこは内容はわかっていたのですけれども、そうであればもっと取り組まなくてはならないよねということなのです。

現状、よくわかりました。これから、だからもっとマンパワーを使って、そして地域の連携を深めてやっていってほしいということです。そうではないと、豊かなこの地域の資源をフル活用できないというふうに僕は思っています。

ふるさと納税は本当さっき言ったように、貴重な網走の自主財源ですからここを伸ばしていくということは、これはさっきの目標の設定も僕は曖昧だと思いますので、そこもしっかりともう一度考え直していただいて、高い目標を持って、そして一歩二歩前に進んでいくということをしなくてはならないというふうに強く思います。

ちょっと内向きな答弁が多かったような気がして残念ですが、これはまた引き続き議論を行っていきたいというふうに思いますので、しっかりと取組を進めていただければと思います。

以上で質問を終わります。

○井戸達也議長 一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩します。

午前10時53分休憩

午前11時06分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

松浦敏司議員。

○松浦敏司議員 一登壇一 日本共産党議員団の松浦敏司でございます。

まず初めに、台風9号そして10号ということで、

とりわけ台風9号では大きな犠牲もなされましたし、被害も大変多く出ております。10号は伊勢湾台風並みというふうに言われて、これまでにない形で気象庁やあるいは国も政府としても警戒を呼びかけるというようなことが行われて、死者1人、行方不明者4名というようなことでありますけれども、そういったいわゆる、私もこれまでも議会で取り上げておりましたけれども、タイムラインという形での対応と、早め早めの避難というようなことが功を奏して被害も最小限に済むような状況になったのかなというふうに思いますが、まだ正確な情報は私自身もつかんでいないところであります。今回の中で亡くなられた方に心からの哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた皆さんには心から一日も早く復旧することを願うものであります。

では、早速通告に従って質問をいたしますが、他の議員と重複する部分もありますが、その点はお許しいただきたいと思っております。

まず初めに、新型コロナ3波に備えた取組についてであります。

このコロナの関係については、日々政府のほうの動きも変化してきているようではありますが、まず新型コロナウイルス感染が日本に上陸してからの状況を見ますと、安倍政権は新型コロナウイルスの感染症対策の緊急経済対策と、それに基づく補正予算案を編成しましたが、その最大の問題点というのは、外出自粛や休業要請と一体に補償をと、これが国民の圧倒的な声でありましたけれども、それに背を向けていることにあります。補償なき緊急事態宣言では、安心して自粛することも休業することもできません。

感染の爆発的な拡大を抑制する上でも、この姿勢を根本から改めることが必要だというふうに思っているところであります。

もう一つ問題点は、医療崩壊を阻止するための実効ある措置が全く盛り込まれていなかった。医療の実態はPCR検査が遅れに遅れ、多くの国民が必要な検査を受けることができない状況が続いていることで、市中感染が広がり、各地の病院での院内感染が広がるなどの、今は若干落ち着いてきておりますけれども、大都市部ではそういったことが起きておりました。極めて深刻な状況というふうにもあります。

通常国会が閉会后、野党が臨時国会を憲法53条に基づいて要求しても無視をして、この深刻な問題に



対する方策を立てずにいたというのが実態ではなかったでしょうか。

現在、日本における新型コロナウイルスの感染は首都圏を中心に急速に感染が拡大し、2波が襲ってきている。今ここ1週間、2週間は相当下がってはきているものの、やはり依然として新たな感染者が増えているという状況です。

感染者の拡大も8月下旬頃からピークよりも若干下がってきているようにも見えます。今後、高齢者への感染など予断を許す状況にはないと、このように私自身考えております。

網走市においても、7月17日に1人感染者が出て、市民の中でも大変な不安な声が多様な形で広がりました。また、オホーツク管内のPCR体制は北見保健所が一日に10件と、また北見医師会がPCR検査センターを8月中旬に設置するということが決まりました。週3日だけ行われることになるという聞いております。しかし、全道的にもオホーツク管内的にも極めて不十分な検査体制が続いているというのが実態ではないでしょうか。

医療機関においても少なからず経営に影響があるとも聞いております。

網走での第3波を防ぐための検査、医療体制の抜本的強化と同時に、第3波に備えた取組も必要だと考え、何点か質問してまいります。

感染者が出た場合の保健所と市の連携についてであります。初めに、新型コロナ感染対策で市民は市に対して何を一番求めていると考えているのか伺いたいと思います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 市民が市に一番求めている新型コロナ対策についてのお尋ねでございますけれども、新型コロナウイルス感染症につきましては誰もが感染する可能性がある中、人の動きに敏感になり不安を感じる市民がいる一方で、人が動かないことで生じる経済の衰退などに不安を感じる市民もおられるなど、様々な考え方があり、対応の難しさを感じているところでございます。

市民が求めていることは、一日も早い安心・安全の確保と感染症の収束であると考えられるため、引き続き状況の変化に応じた取組を積極的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 それはそれとして大事なことだと思いますが、私がやはり一番市民の皆さんと会って

お話を伺うと、一番不安に思っていることは情報、あまりにも情報がないと。これは後ほどまた議論いたしますけれども、情報がないことに対して大変な不安と不満を持っていると、このように私は感じております。

次に移ります。

現状の網走保健所の基本的スタンスというのは、感染者が出ても自治体にも知らせない、問合せをしても「北海道で発表したことが全てです。お話しすることはありません」と、こういう答えしか返ってこない、こんなふう印象を持っています。

先月、私たち日本共産党の北海道の議員の代表がオンライン会議を開き、活動の交流をいたしましたけれども、そこで問題になったのが、この新型コロナの感染拡大で北海道が情報を出さないということでした。どこの自治体も首長や議員が住民から情報を隠しているだろう、こういうふうに問いただされるということで大変困っている。北海道としての情報を少なくとも市町村名ぐらいは発表すべきだということで、意見も一致したところです。また、オホーツク管内の議員団も会議を行いました、同様の意見が出されました。

全国を見ると、石川県では市町村ごとに感染者を発表しているように聞いておりますが、知事の権限で自治体ごとに人数を発表することができると、このことは明らかだと思います。鈴木知事に情報を開示するよう市として強く求めるべきだと思いますが、見解を伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 市への感染者情報の開示を知事に求めることについてであります。情報公開につきましては北海道において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律を踏まえ、公衆衛生上の観点から感染症の発生状況等に関する情報を積極的に公表する考えとしている一方で、個人等の特定により患者、家族、医療従事者等に対する不当な扱いにより精神的に追い込まれる事例や転居を余儀なくされる事例などを受け、個人情報保護の観点には最大限配慮をすることとしており、これら2つの観点を比較考慮した判断に加えまして、本人等の同意をもって公表しているとのことであります。

過日、全道市長会役員会において、副知事に対しまして公表の在り方を検討願ったところでありますが、北海道における公表の基本的な考え方を説明す

るにとどまっております。

現状におきましては、保健所設置市以外につきましては振興局単位で感染者の概要を公表しておりますが、ほとんどの情報が非公表とされた場合、報道機関の先行報道や風評等の情報が発端となり、住民によるSNS等を媒体とした情報が拡散し、誹謗中傷の助長及び市民の混乱や不安を招く状況が考えられるところであります。

また、感染者が確認された場合は、北海道が濃厚接触者を含めて積極的な疫学調査を行っているという理解はしておりますが、市としては住民に対する感染拡大防止を目的とした注意喚起による安心・安全の確保や、感染者等の行動歴を踏まえた対応が必要と考えているものの、居住地が非公表となることで十分な対応ができず、住民の行政に対する不信感や批判につながることを想定されるため、公表の方法や内容の見直しについて、北海道に対して意見を提出しているところでございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 理解できる場所もあれば、ただ今あったように、個人情報というようなこともあって、この間、網走においても8月にはいろいろマスコミのほうで、なぜか網走で感染したというような報道がなされるというようなことで、これはもう多分市長さんも知らなかった、我々もその報道を見てびっくりするというようなことでありました。

そのことによって、市長をはじめ市の職員、あるいは私たち議員も市民からいろいろな形で責められるというようなことも実際にありました。

道がいう個人情報とは一体どういうものを指すのかというふうに思って、よくわからない点があります。市民は見えないウイルスとの闘いで、非常にストレスがたまっているというふうに思います。メディアの報道などもあり、何が真実なのか、不安が高まっているのではないかと思います。

自治体や議員、そして住民も意見が一致するのは、せめて市町村名を公表すべきだというふうに思っているのではないかと私は思うのですが、あらためて見解を伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 新型コロナウイルス感染症に関連した患者の概要につきましては、北海道から公表される内容が全てでありますけれども、市として住民に対する感染拡大防止を目的とした注意喚起ですとか、また安心・安全の確保、感染者等の行

動歴を踏まえた対応、これが必要であるというふうにご考えてございますので、今後も北海道に対し機会あるごとに意見を伝えていきたいというふうにご考えてございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 ぜひそのようにしていただいて、やっぱり全て出せなどということは誰も求めていない。個人情報には当然守られなければならないというのは当然です。ただやっぱり少なくとも自治体でどうなっているのかということが、自治体の関係者も市民も何もわからないというのは一番これが不安材料になるというふうに思いますので、ぜひこれからもその辺努力をしていていただきたいと思います。次に移ります。

北海道における第3波を想定した準備や取組が必要になると考えているわけですが、これから冬に向けて新型コロナの感染者とともにインフルエンザの感染もあり、病院での対応が非常に難しい状況も考えなければならないと思います。

そのようなことを想定したとき、網走保健所と市との連携がいよいよ重要になるというふうに考えます。どのような対応を考えているのか、見解を伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 今後を想定した保健所との連携した対応についてでございますが、指定医療機関との連携におきましては、プレハブの設置により、一般外来と発熱外来の動線が交わらないよう対応を講じておりますけれども、今後の感染症シーズンに向け、その他の医療機関における対応も懸念されるところであります。

国は新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備え、症状だけでは見分けにくいインフルエンザの患者増加が見込まれる医療現場の負担軽減を目的といたしまして、医療従事者や高齢者等に対するインフルエンザワクチンの優先接種及び新型コロナウイルス感染症の検査、診療体制の拡充に加えまして、8月28日には新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組を発表し、感染症法における入院勧告等の権限の運用の見直しを示しているところであります。

現在新型コロナウイルス感染症につきましては、結核、SARS、MERSと同様の2類感染症以上に位置づけられ、今後の季節性インフルエンザの流行期も見据え、保健所、医療機関の負担軽減や病床

の効率的な運用を図るため、感染症法に基づく権限の運用について法令改正も含めて見直すとしております。

これまで軽症者や無症状者であっても入院を勧告され、医療機関の逼迫につながるといった課題がありました。今後感染症分類の見直しにより入院を重症者に特化し、軽症者や無症状者の宿泊療養所や自宅療養での対応を徹底するとしており、この部分の影響も注意が必要と考えているところでございます。

さらには9月4日付で厚生労働省から事務連絡が發布され、これまでの相談や受診の流れを変更し、身近な医療機関で診療や検査を行う方向性も示されております。

今後の検査・診療体制において、インフルエンザ治療を担っている病院、診療所を含めて協議が必要になるとともに、議員お示しのとおり、北海道との連携も重要となりますので、関係性を密に準備を進めてまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 それで、発熱外来というのは新型コロナかインフルエンザか、初期の段階ではわからないと、こんなふうに言われておまして、昨年のオホーツク管内のインフルエンザ感染者はおおよそ6,600人だというふうにも聞いています。市民は熱が出て喉が痛いなど、新型コロナなのか、それともインフルエンザなのかわからない状況の場合は、どのような行動を取ればいいのかという問題があるかと思えます。かかりつけ医に行つての診察は可能なのかどうか、その辺伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 先ほどの答弁と重複しますが、9月4日付の厚生労働省から發布された事務連絡では、インフルエンザの流行期に備えた体制整備における基本的な方向性として、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症を臨床的に鑑別することが困難であるため、発熱等の症状がある患者に対してはかかりつけ医などの地域の身近な医療機関において、適切に相談、診療、検査を提供できる体制整備といったことを示しております。体制整備に当たっては、医師会、医療機関の理解、そして対応する医療従事者の確保が課題となりますので、市といたしましては今後北海道から示される詳細を踏まえまして、医師会、医療機関とよく意見交換をさせていただきたいというふうに思います。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 やはりかかりつけ医に行つても、今答弁にあったように、受け入れる体制ができるかどうかというのは小規模な内科医であれば、とりわけ大変だと思います。どちらかわかりませんから、当然完全な防備をしながら診療に当たらなければならない。そうすると、防護服の問題なども当然間に合うのかというようなこともありますし、網走でいえばやはり基本は厚生病院などが多分発熱外来というのがありますから、そんなふうになるのだろうかというふうに思うのですけれども、非常にその辺が私は不安に思っております。いよいよ来月10月からインフルエンザの流行時期が始まりますので、定期的に準備を整えなければならないというふうに思うのですけれども、この点改めて伺いたいと思います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 国は新型コロナウイルス感染症とインフルエンザが同時流行した場合に備えた対策といたしまして、昨期を上回るインフルエンザワクチンを供給するとしておまして、今後高齢者等の優先すべき接種の方向性など詳細が示されると考えられますので、市としてはこれらの情報を共有するため、既に医師会と協議を進めておりますので、今後も継続して意見交換をしていきたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 若干しつこいようですが、発熱外来というのは、多分ですよ、入ったことないのでわかりませんが、テレビなどを見ると、プレハブの中で発熱外来の人が待機するということになるのだと思います。その段階ではインフルエンザなのかコロナなのかわからないという中で、一定の距離を保ちつつだと思っております。一定の人数の人たちがそこに一定時間いるということになると、全員がインフルエンザであれば問題ないのですけれども、そこに1人でもコロナの感染者がいると、これは多分場合によっては濃厚接触ということも考えられるということで、そういったこと、なかなか勘ぐれば切りがないのですけれども、そういったことも想定されるということなので、その辺の対応についてはどんなふうに考えているのか伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 医療機関の対応といったこととなりますけれども、国の新型コロナウイルス

感染症に関する今後の取組においても、感染状況の変化に十分対応可能な量の医療物資の調達、備蓄、これをするというふうを示しておりますし、病院における医療物資の充足状況なども把握して優先的に緊急配布できる体制を構築するとしておりますし、市としても医療機関に対する防護服をはじめとする資機材なども用意しておりますので、ここは医療機関と連携をしながら対応してまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 いずれにしても一定の規模がある、体制の取れるところはいいのですけれども、やはり小さな診療所というのは体制上大変な対応になることになるし、果たして受け入れる状況になれるかどうかというのも当然考えられる。なかなか簡単には受け入れられないという状況も考えられるというふうにも、私は個人としては思っているところです。そういう不安を抱えていると。そういう中で、ぜひ市としても市民の不安が少しでも解決されるような取組をしていっていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

網走保健所が当市にはありますが、PCR検査をしていない、その理由がよくわからないのですが、市民からは、「これからインフルエンザの感染なども考えると不安でたまらない。北見の保健所でPCR検査ができていのになぜ網走ではできないのか」というような声も上がっております。

網走保健所はどのような理由から検査をしていないのか、市としてどのように把握しているか伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 網走保健所がPCR検査に対応していない理由についてはありますが、北見保健所につきましては北網地域におけるセンター保健所に位置づけられているため、検査技師が配置されております。一日10人程度の検査が可能となりますけれども、網走保健所におきましては、この検査技師の配置がなく検査ができないという状況でございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 検査技師がいなければ検査しようもないというのは、ある意味当然だと思うのですが、本来の保健所というのはどうなのかということを見ても、ネットで調べると、保健所では専門性の

高いスタッフが保健・衛生・生活環境など様々なサービス業務を行っているというふうになっているのですが、実は網走の保健所は必ずしもそうっていないと、専門職の人がいないということが明らかだというふうに思います。

この間、政府は新自由主義という利益の上がないものは削減するというような基本的な考えの下で、医療そして病院の削減をしております。保健所も同様に削減され、全国の保健所は30年前850か所あったのが現在は469か所ということで、半分近くまで削減されてきたと。そのことが今回新型コロナ対策で迅速な対応ができないとか、麻痺するような状況にもなったというふうに言われています。

本来保健所は、先ほど言ったように、専門性の高いスタッフに対応するというふうになっているのですけれども、そうなっていない状況が網走の保健所ではあるということです。

近年、先ほど答弁の中に出てきましたSARS、MERS、新型インフルエンザなど新たな感染症が出ているのに、国はこれに対して全く対応せずに保健所の削減に力を注いできたと言っても過言ではないと、私としては考えています。

市として、国に対して、公的病院の削減をやめ、保健所の拡充として検査技師の配置などをはじめとする専門性の高いスタッフが保健・衛生・生活環境など様々なサービスを行っているというふうになっているにふさわしい体制の充実を求める必要があると思いますが、見解を伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 保健所の体制といったことでございますけれども、今回示されている国の新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組において、保健所体制の整備として人員体制強化に向けた財政措置といったものが示されておりますので、今回の感染症対策といった部分では、対応していただけるものというふうに認識をしているところでございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 ただ市民からあるのは、やはり網走の保健所でなぜPCR検査ができないのかという素朴な疑問といいますか、それは技師がいなかったということが明らかになったわけで、であれば、この技師を確保するためにやはり国に対してしっかりと市として要求、要望をしてほしいというふうに思います。

次に移ります。

介護事業所への支援とPCR検査、抗体検査についてであります。

介護をはじめ医療、障がい福祉施設の従事者、保育士などは感染のリスクが高いと言われております。福祉労働者は、3密が避けられない福祉現場での感染防止のため、どこに潜んでいるかわからないウイルスを相手に日々緊張が強いられております。そうしたことから、福祉施設の職員、利用者の家族、関係者などが定期的に公費でPCR検査が受けられる体制を望んでいるというふうにいわれています。

国としてリスクの高い職種の人たちに対して、公費でPCR検査を定期的に行うべきと考えますが、市としての見解を伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 感染リスクの高い職種の人へ国よる定期的なPCR検査をすべきとの考えについてであります。現在公費によるPCR検査、抗原検査につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第1項及び第3項第1号に規定する感染症の患者ですとか、濃厚接触者等を対象に行政検査として行われております。

8月28日に国が新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組における検査体制の抜本的な拡充を示しておりますけれども、その中で感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域において、医療機関や高齢者施設等の勤務する者に対する定期的な検査を都道府県に要望するとしております。市としては、こういった動向を踏まえるとともに、感染拡大防止や感染リスクの高い医療、福祉従事者の対応について、専門家の意見を参考として北海道医師会、医療機関などとよく意見交換をしていきたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 このコロナに対する対応というのは日々変化をしております、ワクチンの関係でも新たな政府としての見解も出されていて、それがどんなふうになるのかまだ具体的にはわかりませんが、そういったリスクの高い人たちや高齢者に対して優先的というような報道もあったところでもあります。それはそれとしてわかりました。

次に、隣の美幌町では、リスクの高い職種の人たちに対してPCR検査や抗体検査を実施していて、件数も把握しているというふうに聞いています。

当市でも同様にリスクの高い職場で働いている人に対して、日々不安を抱えて仕事をしているということは事実でありますから、PCR検査や抗体検査を行う必要があるというふうに思うのですが、見解を伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 市による感染リスクの高い職種の人へのPCR検査などを行うことについてであります。美幌町の医療機関が実施している検査につきましては、発熱があり医師が必要と認めたものを対象とした行政検査でありまして、リスクの高い職種に対する優先検査は行っていないものと認識しております。また、抗体検査につきましては、福祉施設などの独自の取組というふうに伺っております。当市においてもこういった事業所が複数あるというふうに認識しております。

先ほどの答弁と重複しますが、国が発表した新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組に示されている検査体制の抜本的な拡充において、感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域の医療機関や高齢者施設等に勤務する者に対する定期的な検査を都道府県に要望するとしておりますので、感染症分類の法令改正を含め、どのように取り扱っていくか、こういった部分を注意をしてみたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 わかりました。

それで、もう一つ、美幌町で10月から医師会がPCR検査をするというふうな情報もあります。ドライブスルー方式でやるというふうな情報もあるのですが、網走ではそのような働きかけ、動きというのはないのでしょうか、伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 美幌町の検査センターの詳細はちょっと不明でございますけれども、市としては国の動向や感染状況等を踏まえるとともに専門家の意見を参考として北海道医師会、医療機関と意見交換を行いたいというふうに考えてはおりますけれども、体制整備に当たっては、医師会、医療機関の理解や対応する医療従事者の確保が課題でありますので、しっかりその辺を意見交換をしていきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 ぜひその辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、G o T o トラベルキャンペーンについてであります。

新型コロナの感染拡大が進んでいるため、人が動くG o T o トラベルキャンペーンについて、自治体の首長や多くの国民が1か月も早く前倒しで実施することに大変反対や不安の声が上がっております。しかし、安倍政権はコロナの感染防止よりも、経済を優先して7月22日から前倒しして実施いたしました。

結果は言うまでもなく、新型コロナ感染拡大が日本全国全ての県に広がり、沖縄県では米軍と観光客によって感染拡大が広がり、医療崩壊につながる状況になったというふうに報道もなされております。

市は、このG o T o トラベルキャンペーンに1か月前倒しの実施について、どのような評価をしているのか伺いたいと思います。

**○井戸達也議長** 観光商工部長。

**○田口徹観光商工部長** G o T o トラベルキャンペーンの1か月前倒し実施に対する評価についてですが、国の緊急事態宣言や訪日外国人によるインバウンド需要がゼロになった影響により、地方の観光業界は壊滅的なダメージを受け、未曾有の危機に直面しております。

需要喚起策の実施については、待ったなしの状態であり、新型コロナウイルスの収束まで実施を延期した場合、夏季の旅行需要期を逃してしまうことから、感染防止対策を強化し、経済活動への影響を最小限にとどめなければ観光関連事業者の倒産や廃業の増加が危惧されたところでございます。

市といたしましても、引き続き感染拡大防止と誘客促進の両立を図り、観光による地域経済の活性化に向けた支援を送ってまいりたいと考えております。

**○井戸達也議長** 松浦議員。

**○松浦敏司議員** やはり、私は最大の問題というのは、前段でも言いましたけれども、政府が全国一斉に自粛要請あるいは休業要請、そして学校においても全ての小中学校、高校まで全国一斉に休校させると、こういう言わば根拠のない、科学的根拠のない形で自粛させるということで、本来このときに、いろいろな自治体の首長さんたちもやはり一斉にということに対する相当批判の声が上がっております。

結局、緊急事態宣言を解除する上でも、何ら指標を示さずに一方的に解除すると。そして、感染拡大が考えられているのにもかかわらず、政府はトラベルキャンペーンというのを実施するというようなこ

とで、やはりここに対して市民などは非常に不安を持っていたと。たまたま旅行者から感染者が出ていないというふうに言われていますから、この網走においては。全国的には、やっぱり一定程度の感染者は出ているというふうには伺っておりますけれども、そういうような状況で、私はやはりこの国の行った、科学的根拠を示さない形での一斉にやるということについてはやはり問題があったし、首長さんによっては、少なくともブロックごとに解除をしていくと、そして最終的に全国一斉というのならわかるけれども、やはり今回でいえば、トラベルキャンペーンでいうと、東京を除くということもありましたけれども、やはりそういう意味でも、非常に国民の中には不信が広がるというようなことになったのではないかというふうに思います。

それで、次に移りますが、網走市も経済対策として、緊急宿泊施設利用促進事業なども行ってまいりました。市としての独自の取組でありましたけれども、どのような評価をしているのか伺います。

**○井戸達也議長** 観光商工部長。

**○田口徹観光商工部長** 網走市が実施した観光に対する経済対策の評価についてですが、新型コロナウイルス感染対象対策事業として、宿泊施設の利用促進事業に取り組んでまいりました。

9月1日現在の利用実績としましては、6月から7月において市民、道民などを対象に宿泊を半額助成した「網走に泊まろうキャンペーン事業」では2,230人泊、6月から10月において宴会等で団体でホテルを利用した場合、1人1,000円を助成する「団体宴会利用助成事業」については2,050名、7月から8月において、旅行エージェントのサイトからインターネットで宿泊の予約をした場合に割引する「プレG o T o トラベルキャンペーン事業」については2,983名、それから7月から12月において、6泊以上の宿泊をした場合、半額助成をする「長期滞在網走モデル事業」については1万274人泊となっております。これに長期滞在については、9月1日以降の予約4,930人泊も含めております。

観光庁の宿泊旅行統計調査によりますと、本年7月の日本国内における延べ宿泊者数は対前年比56%の減でありましたが、当市の経済対策を実施した7月の宿泊客数は毎月集計している施設のみではありませんけれども、対前年比43%の減であり、全国の減少率よりも13%ほど抑えることができたという状況となっております。

また、今回のプレG o T o トラベルキャンペーンでは、実施期間中、これ7月13日から8月23日ですけれども、この期間の宿泊者数はインターネット旅行エージェント事業者からの速報値ではありませんけれども、北海道道内は対前年比36.6%の減だったのに対しまして、網走市内の対前年比は17.5%の減だったことから、当市の取組の効果により減少率を20%程度抑制できたのではないかなと判断しております。

なお、市内の宿泊施設からも今回の対策事業に対して、非常にありがたいといった声を頂いておりますし、当市の予算額を大幅に上回る取組もありましたことから、観光による経済効果に対しましては、市の取組が寄与しているものと判断しているところでございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 一定程度の効果が上がっているというのは理解したところです。

それだけ網走というのは、魅力のある町なのだろうというふうに思います。先ほど前段で川原田議員の質問の中でもありましたけれども、そういう網走の魅力というのが非常にあるのだろうというふうに思います。それはそれとしてわかりました。

ただ、政府が経済対策ということでやりましたけれども、やはりリスクを減らすためには、人の移動というのはある程度やはり制限しなければならないというのは当然だというふうに思います。では、ホテルや何か、観光はどうするのだとなれば、やはりそれは国の責任で本来もっと対応をして、そして安心できるような状況の中で解除をしていって、そういった人たちの支援をするというふうなことが必要ではないかというふうに思います。

次に行きます。

スポーツ合宿来訪者への対応についてです。

政府の自粛解除によって、全ての経済活動が再開されることになりました。同時に網走市として重要なスポーツ団体である社会人や大学の合宿に取り組んできたと思います。

今年も多く多くの団体が網走に宿泊して経済効果を上げているというふうに思います。しかし、市民からは7月17日の1人目の新型コロナ感染によって、一気に不安が広がりました。多くの市民からこのスポーツ団体の合宿に対しても、いわゆる感染の多い都市部から多くの人たちが網走にやってくるということで、非常に不安を感じて私もたくさんの市民から

不安の声を聞かされました。

この間、スポーツ合宿で来訪している団体数と人数について、また今後來訪予定の団体数と人数について、まず初めに伺いたいと思います。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 スポーツ合宿の状況と今後の予定についてでございますが、今年度は本日までに陸上、スケート、カーリング、スキーの4競技40団体487人の合宿が行われております。現在、そのうち陸上競技の1団体4人が9月15日までの日程で合宿を行っておりまして、それ以降の合宿予定は現時点では入っていないという状況になっております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 わかりました。

今年のラグビーについては、自粛するというようなことも情報としても聞いておりますが、この40団体487人というのは前年より大分少ないのかなというふうに思うのですが、その辺はどうなのかということ、経済効果も当然あるというふうに思うのですけれども、その辺での考えについて伺います。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 議員おっしゃられるとおり、昨年度と比較いたしましても、昨年度が64団体で1,412名、そういった方が合宿を行っていただいているところでの今年度の結果で、団体数も減っておりますが、宿泊の来られた方も減っている状況だと思えます。

経済効果については、まだ数値としては算出はしておりませんが、当然宿泊数も減っておりますので、昨年度と比較しても減少しているのかなというふう感じております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 私もホテルに行ってお話を伺ったときに、ちょうどホクレンディスタンスの直前だったのですけれども、そのときホテル業界は大変な、人が来ないわけですから、毎日が赤字の連続ということで大変恐怖だというふうに言っていました。そういう中で、何とかホクレンディスタンスを実現してほしいという中で、網走で開催ということが決まって非常に喜んでおりました。そういう点では、ホテル業界にとっては重要なお客さんだというふうには私も実感しているところです。

そこで伺いますけれども、スポーツ合宿来訪者に対しての健康チェックシートというのをはじめ、PCR検査の有無について確認などを行って受入れを

しているのかどうか伺いたと思います。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 スポーツ合宿来訪者の方へのPCR検査等の確認についてでございますが、PCR検査等の確認は行っておりませんが、合宿団体とは事前打合せにおいて、このコロナ禍を踏まえ参加選手、スタッフの健康管理の徹底について、御協力をお願いしているところでございます。

また、各団体におかれましては、スポーツ庁や日本陸上競技連盟、また各競技のガイドライン等を基にそれぞれ選手管理に努めていただいていると伺っております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 PCR検査については確認していないという答弁でありましたけれども、スポーツ団体というのは都市部からほとんど来るといふふうに思います。都市部で感染が拡大している中でスポーツ合宿の受入れということになっていきますから、当然感染拡大のリスクが高いといふふうに考える必要があるといふふうに思うのです。その意味で、やはり網走に来る前段でPCR検査の有無をやはり確認すべきだといふふうに私は思うのです。それがやはりその団体にとっても意味があるし、やっぱり受け入れる私たち網走市民にとっても、PCR検査をして陰性でしたよという確認ができると、やはりこれも安心して受け入れるということになりますので、その辺なぜ受け入れる中で、確認をしないで受け入れることになったのか伺います。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 スポーツ合宿の中では、網走のほうにお越しいただく団体等は事前に、先ほども言いましたが、いろいろな面での打合せ等を行っております。そのような中で、特に網走に来る合宿の目的がチームや選手の強化というような目的の中で高い意識の下で、団体の方は網走合宿に取り組んでいただいているというようなことをうかがい知ることがございます。そのようなこともありまして、チームの意向に沿ってしっかりと準備をして網走に来ていただけるというようなことで、そういった実施はしていないということもございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 それはそれとしてわからないわけではないのですが、取りあえずわかりました。

次に、これまでの合宿受入れの中で、特に新型コロナを疑うような事実はなかったのといふような認

識をしているのか伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 合宿受入れの中での新型コロナウイルス感染症を疑うような事実への認識についてでありますけれども、新型コロナウイルス感染症に関連した患者の概要につきましては、北海道から公表される内容が全てであります。本市に対して情報提供がない場合は、状況を把握することができないものであります。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 多分そういう答弁だと思います。

私もこれ以上は言おうとは思いません。ただ、そういうことなので、結果として市民の中にうわさとしていろいろな情報が流れ飛ぶと、それがあたかも真実かのようにも動いたり、何が真実かがよくわからないということが実は起きていたと。市民の中には具体的な名前まで挙げてそういうふうな話も出てくるということで、非常に私たちも困惑するというのが実態です。やはりそういう意味でも、宿泊を受け入れるという点では、相手側のことは当然あります。でもやはり一番安心できるのはPCR検査をして陰性でしたという証明があれば、これは安心できると。だから大丈夫なのですよといふふうに言えるのだけれども、今の状況だとそれもないし何もない中で、スポーツ団体との間で事前に協議をしているので大丈夫だといふふうには決してならないなといふふうに思うので、その辺を私は懸念しているところであります。

今後について、改善できるのなら、ぜひしていただきたいといふふうに思います。

○井戸達也議長 松浦議員の質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

松浦議員。

○松浦敏司議員 次に、2項目め、新型コロナ禍における児童生徒への対応についてであります。

日本共産党は「子どもたちの学び、心身のケア、安全を保障するために、学校再開にあたっての緊急提言」というのを出しました。

また、全国知事会、市長会、町村会の3会長が、教員の確保など少人数学級を含む緊急提言を行うな



ど、社会全体が動き始めていると考えています。

そこで、コロナ禍の子供たちの現状と手厚い教育・柔軟な教育について質問していきたいと思いません。

今の子供たちの状況の特徴の一つは、学びの遅れと格差です。休校中の学校は課題のプリントを配りましたが、先生や友達とのやり取りなどもなく、習っていないところを一人で学ぶというのは大変なことです。では、保護者が教えられるかという、そうもいかない。塾やネット環境の有無など、これまでとは違う深刻な格差が生まれていると感じています。

もう一つは、不安とストレスで子供の多くは学校が始まってうれしいと思うと同時に、一方で「コロナのことを考えると嫌だ」「集中できない」「すぐいらいらしてしまう」などの不安やストレスを抱えているのではないかというふうに考えます。

「手厚い教育」とは学習が遅れた子供への個別の手だてという点でも、心のケアを丁寧に行うという点でも体制が手厚いということでもあります。

「柔軟な教育」とは、学習指導要領どおりを優先させて授業を詰め込むのではなく、子供の成長を優先させ、遊びや休息、子供の権利でもありますが、をバランスよく保障すること。

子供たちはこのような「手厚い教育」「柔軟な教育」を求めていると思いますが、どのように考えているか、まず伺います。

**○井戸達也議長** 学校教育部長。

**○林幸一学校教育部長** 6月1日からの学校再開後、学校は文部科学省による学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき、感染リスクを可能な限り軽減した上で活動を行っています。

全ての学年において、今年度中に学習指導要領に示された内容を終えることとしていますけれども、標準授業時数を確保した上で指導を行うこととし、各校教育課程の見直しを行ったところでございます。

授業時数を確保するための取組としましては、地域や学校の実情も踏まえ、長期休業の短縮や土曜授業の実施、学校行事の見直し、週当たりの授業時数を増やすなどの取組を効果的に組み合わせております。

学校再開に当たりましては、子供たちの学校生活のリズムを確立するため、子供一人一人の見取りを丁寧に行うほか、各校の実情に合わせ、放課後学習

サポートや夏休みの学習サポートなどを行っている学校もあります。

手厚い教育のためには、保護者と連携する必要もありますことから、密を避けるため分散での参観日を設けたり、保護者との2者面談週間を設け、児童生徒の成長について話し合ったりするなど、各校工夫しながら進めているところでございます。

また、子供たちの心のケアにつきましては、児童生徒が様々な不安やストレスを抱えている場合もあると考え、一人一人に応じた心のケアに努めることが重要とされておりますことから、児童生徒の心身の健康状態を細やかに観察するとともに、気になる児童生徒については家庭への連絡や教育相談などを行っています。

学校行事につきましては、例年と同様の実施とすることは、感染防止策を取ることが困難であると判断されますが、一律中止の判断をするのではなく、各校で形を変えた代替案を検討した上で、可能な範囲、内容で実施しているところでございます。

**○井戸達也議長** 松浦議員。

**○松浦敏司議員** これだけ長い期間休校していたということですから、その全てを短時間の中で回復するというのは本当に相当無理もあると。そういう中で、それぞれの学校で状況に応じて進めていくことは大事なかなというふうに思います。

次に移りますが、子供の新型コロナ感染対策についてであります。

新しい生活様式との抜き差しならない矛盾への対応についてであります。

学校での新型コロナウイルス感染症対策が重大な矛盾に直面している問題があると思います。新型コロナウイルスはしたたかなウイルスで、長期に共存することが必要となってきたというふうに思います。共存のための新しい生活様式の模索と定着が社会の課題となっております。感染症対策専門家会議の新しい生活様式の実践例は、一人一人の基本的感染症対策として身体的距離の確保、人との間隔を2メートル、最低でも1メートルと。

2つにマスクの着用。

3つに手洗い、この3つを挙げております。ところが国の制度は40人学級となっておりますが、小学校1、2年は35人となっておりますけれども、これは国の責任で地方独自の少人数学級は30人から38人で、かつ学年限定がほとんどであります。この状況を変えるには国の責任で新型コロナ対策として少

人数学級に切り替えることが求められるというふうに思いますが、見解を伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 令和2年8月6日付文部科学省通知、学校における新型コロナウイルス感染症に関するマニュアル、学校の新しい生活様式の改定において、清掃や消毒についての考え方が改めて示されたところでございます。

通知では手洗いの徹底の重要性が改めて示されており、流水と石けんで小まめに丁寧に30秒程度洗うよう指導していることから、学校の手洗い場について、冬季に向け温水化できるよう今議会に補正予算案を上程しております。

新型コロナウイルス対策とは別の観点になりますけれども、少人数学級は新学習指導要領の全面实施により、主体的、対話的で深い学びの実現を目指したものであり、北海道では35人学級について従来の小学校1、2年生、中学校1年生に加え、今年度から小学校3年生拡大、来年度には4年生に拡大する計画となっています。

少人数学級の実現につきましては、全国市長会、全国都市教育長協議会、北海道都市教育長会を通じて国に要望してきたところでありますけれども、引き続き要望してまいります。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 やはり少人数学級というのは、今切実に求められているというふうに思います。

次に、密を避けるための対応についてであります。

現在の教室は、40人を基本にして教室の広さが決まっているというふうに思います。網走の小中学校での児童生徒の人数からすると、最低でも1メートルの間隔を確保した場合、密を避けるため条件をクリアできる教室が必要だというふうに思います。

生活様式の条件をクリアできていない教室について、子供を新型コロナから守るということでは抜き差しならない矛盾であるというふうに思います。条件をクリアできない学校への対応は、当面どのようにするのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 学校におきましては、教室のスペースを最大限に利用しながら、児童生徒の間隔が広がるよう工夫しているところであり、学校によっては人数の多い学級について、普通教室より広い特別教室を利用するなど、校舎内のスペースを最大限に活用し、可能な範囲で密を避けるよう、新型

コロナウイルスの感染予防に努めています。

文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルでは、施設等の制約から1メートルの距離を確保できない場合には、できるだけ距離を離し、換気を十分に行うことやマスクを着用することなどを併せて行うことにより、3つの密を避けるよう努めるとありますことから、それぞれの施設の状況や感染リスクの状況に応じて席の間隔にのみ一律にこだわるのではなく、学校の状況に応じて柔軟に対応しております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、長期的な対応が求められることが見込まれる状況にあり、こうした中でも持続的に児童生徒の教育を受ける権利を保障していかなければなりません。そうしたことから、各学校におきましては、定期的な換気やマスクの着用、小まめな手洗い、給食時に席を向かい合わせにしないなどを組み合わせることで、可能な限り感染リスクを低減させた上で学校運営を継続していく必要があると考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 この問題は急いで解決する必要があるというふうに思うのですが、しかし、やはりこれは国の責任というのは非常に重要だというふうにも思います。ですから、今回私があえて質問するのは、問題意識を我々と教育委員会が共有すると、そして国に対してしっかりと意見を上げていくと、そういう立場から質問をしているつもりです。

学校の主役はやはり子供たちであります。新型コロナから守るために、この間スクールバスの増など対策をしてきて、先ほど答弁あったような対策も今回補正が出されているというふうに思います。

様々な事業所でもソーシャルディスタンス、新しい生活様式を取り入れて、これまでのような生活には戻れないのだということで、社会全体が十分、不十分であったとしても実践していると思います。ところが、未来を担う子供たちの学校では、教室が狭くて実践できていないとしたら、何とかしなければいけないというふうに思います。また、地方自治体独自でできる課題は課題ではないというふうに思います。だから、地方自治体の3団体である全国知事会、市長会、町村会が会長名で新しい時代の学びの環境に向けた緊急提言をしているのだというふうに思います。

そこで、注目すべき発言があります。これは萩生田文科大臣の発言であります。7月20日の教育再生

会議で、「少人数学級を、私は目指すべきだと個人的には思っている」と発言し、また「義務教育の普通教室の平均面積が64平方メートルだとし、身体的距離を確保しながら40台の机を並べることはできない」と指摘し、「新たな感染症が起きたときに、これはとてもではないけれども40人学級は無理だ」と、このように話しております。このように担当大臣が考えているのであれば、国に地方の意見を強く上げる時期だというふうに思います。そのことを指摘しておきたいというふうに思います。

次に移ります。

低所得世帯への設置支援についてであります。

今の学習指導要領は、科学性、系統性に難があり、特に内容が多すぎ、そのままやればスピード授業となり多くの子供が落ちこぼれるという矛盾を抱えております。

このたびの新型コロナウイルス感染症拡大に備え、教員と各家庭とのオンラインの整備を進めることも必要です。この間、GIGAスクールの整備も進められています。一方で、タブレット使用による子供のネット依存症や目など健康被害の問題があるなど、使い方次第で画一的な授業となることなど、多くの問題があります。

そこで、GIGAスクール構想に基づき、第2回定例会で小中学校の子供に専用の端末を整備することが決まりました。問題は低所得世帯へのWi-Fi環境のない家庭での対応が必要になるということです。どの程度まで環境が整っているのか、現状について伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 児童生徒の自宅でのインターネット接続環境につきましては、5月に調査し、回収率84.4%で、そのうち自宅にインターネット接続の環境がないと回答した児童生徒が3.6%でありました。

端末を自宅に持ち帰り利用する場合は、今後さらにその環境について調査が必要であると考えております。

自宅での端末の活用につきましては、1人1台端末を活用する授業実践方法が重要でありますことから、現在各校の代表から構成されるICT活用推進委員会で端末の活用について研究を進めているところであります。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 3.6%がないということでありま

した。

コロナ後、新たな状況が生まれていると。全国的に休校となり、これからも個々の、あるいは地域ごとの休校はあり得る状況にあるというふうにも思います。こうした緊急時において、ICTは教員、子供間のコミュニケーションをとる有効な手段となると思います。双方向の授業も可能となると。子供たちに端末を与えることは健康被害の危険もあると言われてはいますが、どのような対策を考えているのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 情報モラル教育の充実ということになるかと思っておりますけれども、文部科学省から発出された情報モラル指導において、安全や健康を害するような行動を抑制できることについて、発達の段階に応じた目標、例えば、低学年は決められた利用の時間や約束を守るなどが示されております。こうしたことから、文部科学省や北海道教育委員会などが作成している教材等を利用するなど、情報モラルの重要性について児童生徒が自ら考える教育活動の展開を考えております。

学校だけでなく家庭や地域における取組も重要であります。引き続き、保護者などに対し、啓発資料や学校だよりなどの活用を図り、家庭におけるルールづくりの必要性などの周知、啓発活動も積極的に進めてまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 なかなか私のような年代はこういった機械は苦手なものですから、なかなかぴんと来ないわけですが、子育て世代の人たちは比較的そういったものには慣れているとはいえ、やはり経済的に苦しいところはなかなか大変だということだというふうに思います。

次に移りますが、設置するにも費用がかかります。低所得世帯に対して負担を求めることはなかなか困難であるというふうに思います。こういうところに対して、どのような支援をするのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 設置に関する支援につきましては、国の補助金の制度を活用し、市でWi-Fiルーターを購入し、通信環境のない世帯につきましては、そのWi-Fiルーターを貸し出す形で対応することを検討しています。

また、その対象につきましては、要保護、準要保護世帯を一つの目安として検討を重ねているところ

であります。

また、通信費につきましては、様々な使用のケースが想定されますことから、現在その取扱いを検討している市町村も多く、取組を進めている自治体などを参考に検討を進めてまいりたいと思います。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 貸し出すということでありました。ただ、貸し出すにしても、設置するところには設置のお金もかかるというようなこともあるので、その辺もぜひしっかりと対応していただきたいというふうに思います。

貧富の格差は様々なところに現れますけれども、コロナ禍においても現れていると。コロナによる格差が生じないように、最大限の努力をする必要があるというふうに思います。

最後の質問に移ります。

教職員の増員についてです。

子供たちの状況や感染症対策からいっても、教職員や他のスタッフの増員が必至です。日本教育学会は「提言 9月入学よりも、いま本当に必要な取り組みを—より質の高い教育を目指す改革へ—」を発表しました。

日本共産党は、「子供たちの学び、心身のケア、安全を保障するために、学校再開にあたっての緊急提案」というのを6月2日に発表しました。

その中で、一つに1校あたり小学校3人、中学校3人、高校は2人の教員、合計で全国で10万人になります。小中学校に4人、高校に2人のICT支援員と学習指導員、これで合計13万人を増員することを提案しています。

これで、抜本的増員と人材のプールの潜在的可能性の専門的な分析を踏まえた現実的な提案だという点でも理にかなったものだというふうに考えています。これらの数字というのは、日本教育学会の提言ともほぼ一致する内容となっています。

市教委として、教職員の増員について、国への要望なども考えているというふうに思いますが、どのような認識を持っているのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 今回の新型コロナウイルス対応に係る対応につきましては、文部科学省の学びの総合対策パッケージの事業を活用し、学校教育活動を支援する学習指導員、及び増加している学校業務の補助などを行うスクールサポートスタッフを各校の状況に応じて配置をしているところであります。

また、教職員の増員につきましては、よりきめ細やかな教育が可能となるよう、教職員の定数改善や加配配置の充実について、先ほどもお答えさせていただきましたけれども、全国市長会、全国都市教育長協議会、北海道都市教育長会を通じて、国に要望をしてきているところであります。引き続き、要望してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 ぜひ、そのようにお願いしたいというふうに思いますが、最後に今まさに新型コロナウイルス感染の中で、教育においても何をすべきかが問われているのではないかとこのように思います。

教育こそ貧富による格差などあってはならない。いわゆる教育の機会均等だというふうに思います。コロナ禍だからこそ、教育も変わらなければならないというふうに思います。変わる必要があると考えますが、教育長の決意をまず伺いたいというふうに思います。

○井戸達也議長 教育長。

○三島正昭教育委員会教育長 —登壇— 新型コロナウイルス感染の中における学校教育の考え方についてのお尋ねだというふうに思いますけれども、新型コロナウイルス感染拡大によりまして、2月下旬から断続的にはなりますけれども、長期間にわたる臨時休校が余儀なくされ、分散登校を行いながら6月1日から学校再開ができたところでございます。

学校教育におきましては、コロナ禍でありましても子供たちが様々な変化に、そして積極的に向き合い、他者と共同して課題を解決していくことなどが新しい時代に求められる資質能力、これらを育ていくことが必要であるというふうに思っております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、国内外の感染状況を見ますと、長期的な対応が求められている状況であるというふうに考えております。こうした中でも、持続的に児童生徒などの教育を受ける権利を保障していくためには、学校における感染やその拡大リスクを可能な限り低減をした上で、学校運営を継続していく必要があるというふうに考えております。現在、学校では文部科学省の示しております学校の新しい生活様式を基に手洗い、消毒などを中心に感染症対策を取りながら教育活動を進めている現状でございます。

教育委員会としましても、先ほどもお話がありましたとおり、感染予防と学習環境の整備のためにICTを活用した教育活動を行っていくための機器の

整備、また通学時における密を避けるためのスクールバスの増便などを実施をしておきて、また手洗い場改修につきましても現在行うこととしていところでございます。さらに、国の補助金を活用して校長の判断による学びの保障、感染防止対策の環境整備も進めているところでございます。

今後もGIGAスクール構想による1人1台端末環境の下での一人一人に応じた学び、また多様な学習活動に対する環境の整備を行ってまいりますとともに、教職員の働き方にも十分配慮をしながらきめ細やかな教育活動の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 わかりました。

いずれにしても学校における主役は子供なので、子供たちが安心して学べる環境というのをぜひ取り組んでほしいし、親御さんたちも安心して子育てができる、そういう環境を整えられるように我々も頑張らなければならないというふうに思います。そのことを述べて、私の質問を終わります。

○井戸達也議長 小田部照議員。

○小田部照議員 一登壇一 通告に従い、本市における部活動の在り方について質問いたします。

今年は新型コロナウイルスの感染拡大が想定外の出来事であり、国民はもちろん、子供たちにとっても学校の臨時休校や部活動の制限など、日常生活にも大きな影響を与えています。

そのような中、オリンピックに始まり甲子園、各種スポーツ、文化の大会が延期、中止を余儀なくされました。社会人アスリートの皆さんをはじめ、部活動に所属し目標に向けて全力で取り組み、仲間と共に練習に励み努力を重ねてきた子供たち、そしてそれを支えてきた保護者や関係者にとっては、多大なる悔しさと喪失感があったことと思います。しかし、様々な成功や失敗の経験、喜びを共にわかち合い感動を共有してきた様々な人と人とのつながりこそ、部活動のすばらしさの一つであると考えます。

コロナ禍の影響に負けたくないという精神であり続け、次のステージにおいても多くの仲間とともにスポーツや文化の楽しさや喜びを味わえるようになることを切に願っているところであります。

そうした中、全国的に部活動をめぐっては、少子化による廃部数の増加、専門的な技術指導ができる教師の不足、異動に伴う顧問の確保など、数多くの問題が指摘されております。

さらに、土日などの超過勤務への対応が著しく遅れていることも深刻な問題となっております。ただでさえ多忙な教師が過酷な労働環境の中、十分な部活指導を行うことはますます困難になっているのが現状だと思います。

これからの学校が、特色ある魅力的な学校づくりを進めていくためには、学校内で全てが完結する閉じた学校から地域や外部との連携、協力を試行する開かれた学校への転換が必要だと考えます。

子供たちに豊かな経験を提供する場を目指しながら、そのための条件を十分に整えることができない。こうした理想と現実のギャップは、本市においても大変苦悩されている問題であると感じております。

これらを少しでもいい方向へ向けるためにも、開かれた学校というビジョンを念頭に置き、質問に入ります。

まずは、昨年12月に市内第三中学校で、令和2年度以降の部活動の体制、改廃について保護者の皆さんに説明があり大きな波紋を呼びましたが、それはどのような内容だったのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 中学校の部活動につきましては、網走市立学校に係る部活動方針に基づき、複数体制での指導しているところでございますけれども、生徒数の減少による学級減により教職員が減員となり、複数顧問体制が維持できないこと、また生徒数の減少により部員の確保も困難となり活動も制限されることから、1、2年生部員の少ない部について、令和2年度の新入部員の募集を停止するとの説明内容であったとお聞きしております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 簡単な内容は理解いたしました。

結果的には、保護者の理解が得られなかったと聞いております。平成31年2月に網走市教育委員会で作成した網走市立学校に関わる部活動の方針の中に、生徒のニーズを踏まえた環境の整備、部活動の設置・統廃合・合同チームなどの編成について書かれております。ここに、「部活動の設置や統廃合に当たっては、校内でガイドラインを作成するなどして生徒や保護者の理解のもと長期的な見通しを持って行う」と記載されておりますが、まさにこういった部分の配慮が全くなされず、いきなり現1、2年生部員数の少ない順に5部活動を上げ、新年度からの部活動の部員募集を停止し、令和3年度の3年生の引退をもって廃部とするといった一方的な通達から

始まったことが、保護者の理解を得られず反発を招く大きな原因であったのだらうと私は考えておりますが、市はどのように認識しているのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 令和3年度生徒数の減少による学級数の減により、教職員が最低でも4人、最大で6人の減員となることは避けて通ることができず、複数顧問体制の確保の観点から、現実問題として活動する部の改廃が必要と判断したと思っております。

校内ではガイドラインに沿い、長時間をかけて検討したとも伺っておりますけれども、そのような校内の検討経過の説明が不十分だったことや、説明の時期が12月になったことなどで理解が得られなかったのではないかと考えているところでございます。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 まさに時間的に余裕もない中の説明だったということで、理解は結果得られなかったのですが、そのため代替案として、令和3年度で幾つかの部は廃部とするが、廃部とする部の選考は学校と保護者代表で検討する場を設けることとし、今年の8月に再検討することになったとお聞きしておりますが、その上で今年8月に生徒に対する部活動のアンケート調査を行ったと聞いております。そのアンケート調査とはどのような内容のものなのか、また結果が出ていればお示しいただきたいと思えます。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 アンケート用紙にはアンケートの目的と質問内容が記されております。アンケートの目的については、令和3年度には入学する生徒数が減ること、それに伴い先生方の数も減ること、このため各部とも部員の確保が困難となり、チームを組めなくなる部も出てくること、先生方の数も減るため顧問がつけないときは活動ができないことから、活動ができない日が増えてしまうこと、以上の理由により部活動の改廃を行い、各部の部員数を確保し、複数顧問体制を維持するとしておりますけれども、現在各部活動の保護者やPTA役員などで組織した部活動検討委員会で話し合いを行っておりますことから、生徒の皆さんの意見を参考にしたいと記されております。

質問内容としては、なくしたくない部は何部かとその理由、及びこの問題を解決するためにいい考えがあれば記入するとなっております。

また、アンケートの結果につきましては、現在取りまとめている最中とのことですが、これから開催が予定されています9月の部活動検討委員会の中で、各部の保護者の代表に報告されると伺っております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 アンケートを取ったけれども、まだこれからだということでお話は理解いたしましたけれども、部活動の改廃については保護者の理解と協力が得ることが大前提ですが、現在の検討状況、そして今後の見通しについて伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 本来、新年度早々に検討委員会を開催しようとしていましたが、新型コロナウイルスの関係で1回目の開催が7月になったと伺っております。

保護者と十分な話し合いの時間を持つため、9月から毎月検討委員会を開催し、12月までに結論を出す予定と聞いています。

また、学校の活動方針にも廃部の基準は明記されているとのことですが、保護者にその部分の検討もしていただくこととしていただいております。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 しっかりと保護者の理解と協力を得られるような形で進めていただきたいと思います。

いずれにしろ、少子化による生徒数の減少に伴い学級数が減少し、併せて教職員数も減員となるため、結果として部活動の複数顧問体制が維持できず、部活の統廃合をせざるを得ないという状況は理解できるところであります。

こういった状況は市内ほかの中学校でも同様かと思いますが、現状と今後の見通しについて伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 市内のほかの中学校におきましても、生徒数の減少によりチームとしての人数を確保できない、顧問体制確保などの実情から廃部の決断に至った学校はございます。

近年では令和元年度をもって、2つの中学校においてサッカー部が廃部、また1つの中学校で合同チームへの参加を予定していた部員の引退をもって令和2年度に廃部を予定していたバレー部が、その部員の早期退部に伴い、結果として令和元年度をもって廃部となっております。

自分の学校でチームとして大会などに参加できませんけれども、自身の活動を継続して大会への参加

を希望する生徒に関しましては、中体連で定めていますチーム編成の基準に基づき、合同でのチームを構成し大会に参加している現状です。

現在、ほかの中学校において、見直しの検討をしている話は聞いていないところでございます。

いずれにしても、生徒が継続して部活動に取り組むことができる環境、教職員による指導体制の在り方が課題であると考えているところであり、今、国においても部活動における指導体制を含めた議論がなされておりますので、この動向も注視して検討してまいりたいと思います。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 状況は把握いたしました。

網走では小学校5年生を対象に、夢を持つことやその夢に向かって努力することの大切さ、仲間と協力することの大切さなどを伝える「夢の教室事業」が開催されております。今年はコロナの関係でリモートでの開催を予定していると聞いておりますが、このユメセン、ゆめの教室事業を市内全小学校で開催されるようになったことに、私は高く評価しているところであります。

そんな子供たちが、小学校時代からの夢や目標に向かって頑張ってきたスポーツや文化活動が、中学生年代でもしっかりと続けられるような環境の整備が大変重要であると考えます。

各学校単位で完結させるのではなく、子供たちのスポーツ、文化活動の環境を地域全体でトータルな視点で整えていくことが重要であると思います。そのためには、部活動の統廃合についても、各学校単位での話合いで終わらせるのではなく、市教育委員会が中心となり各学校、民間団体、その他多様な組織と連携、協議を進めていくべきであると私は考えますが、市の見解を伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 中学校における部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われるもので、学習意欲の向上や責任感、連帯感の受容などに資するものであり、学校教育の一環として学習指導要領に位置づけられた活動であります。

こうしたことから、クラブチームなどの民間団体での活動は学校教育から一線を画すものであります。生徒にとっては活動の場を求める選択肢の一つであると思います。

生徒数の減少、複数指導体制の確保などに課題が生じてきている中、現在文部科学省においても部活

動の在り方について議論がなされております。こういった取組の動向を注視するとともに、学校の考えも伺いながら考えてまいりたいと思います。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 理解いたしました。

部活動の統廃合については、継続して残していくという可能性についても模索していく必要があると思います。

北海道教育委員会では、公立学校で部活動の指導を行う部活動指導員や外部コーチの候補者を部活動サポーターとして募集、登録する北海道部活動サポーターバンクを令和2年2月に設置されました。部活動指導員や外部指導者の配置を検討する各市町村教育委員会や高校、特別支援学校に情報提供するものとなっております。

調べてみたところ、まだ設置されて半年程度ではありますが、9月現在で97名の方が登録されているとお話でした。そして、このオホーツク管内でも6名の方が登録していて、うち4名の方が網走での勤務が可能な方だとお話をいただきました。今の網走の部活動の現状、三中の現状も部活動の維持が大変困難な状況にあるものだと思います。こうした制度を積極的に活用していくことが、大変有効な手段だと私は考えますが、市の見解を伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 部活動の指導につきましては、教職員自身の子育てや介護の問題、学校の働き方改革など様々な要因から、中学校における各部の活動に係る複数での指導体制の確保が一つの課題であると認識しております。

部活動指導員制度につきましては有効な手段であると考えていますけれども、地方においては人材の確保が困難であるとも聞いております。学校の意見も聞きながら、この制度の活用について検討してまいりたいと思います。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 ぜひ、各学校と情報を共有しながら、積極的にこの制度の活用にも努めていただきたいと思います。

先日の9月1日に文部科学省は、教員の長時間労働を是正する一環として、これまで学校の管理下にあった休日の部活動に関する業務を地域に移す方針を示しました。今回の改革案では、部活動を必ずしも教員が担う必要のない業務と位置づけ、休日は指導に関わる必要がない環境を構築するという方向性

を定めました。教員に代わって生徒の指導や大会の引率に当たられる人材の確保に向け、各自治体に対して人材バンクや育成制度の整備、民間との連携などに取り組むように促し、仮に教員が参加を希望する場合は学校の職員としてではなく、兼業の許可を得た上で地域部活動の運営主体の下で従事することとなっております。今後各地域で、地域にある拠点校で実施しながら研究を進め、2023年度から全国で段階的に実施されるそうです。

これに先立ち、岐阜県羽島市の竹鼻中学校では、来年度から12の全部活動の土日祝日の活動をクラブとしての活動に移行を決定しております。同校区内に拠点を置く総合型スポーツクラブの指導者が部員を指導するとのことで、競技に打ち込みたい部員にとってメリットがあるほか、部活動の顧問が休日の指導をクラブコーチに任せることで、教員の働き方改革にもつながるといった部活動の新たな形態のモデルケースとして大いに期待されております。

このように全国的に部活指導に外部指導者を導入しているところや、都市部を中心に部活動の民間委託が見られるようになってきており、全国の中学校では約2万8,000人の外部指導者が活動しているとのことです。

この外部指導者には民間事業者だけではなく、地域の指導者、多様な団体、組織のメンバーも含まれ、最近では多種目、多世代、多目的を特徴として全国各地に設置されている総合型地域スポーツクラブと連携する部活動も見られるようになってきております。いずれの連携事例も総合型クラブと部活動は共存、協調し合う関係にあり、子供のスポーツ環境を地域全体というトータルな視点から整えていこうとする姿勢において共通しております。

このほかにも、中学校における休日の練習を、部活動の練習を企業に委託し保護者が費用を払うというプロジェクトも進行中であり、教師の善意と負担に全面的に依存してきた、これまでの部活動の在り方を改めて見直すきっかけともなっております。

これらを踏まえ、本市においても今から先を見据え、しっかりと検討していく時期に来ているのだと私は考えますが、市の所見を伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○林幸一学校教育部長 中学校におけます部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や多様な生徒が活躍できる場であり、一方で、これまで部活動は教師による献身的な勤務の

下で成り立ってきましたが、休日を含め長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとっては多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じることも懸念されます。

こうしたことから、国においても学校の働き方改革を踏まえた部活動改革として、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境の構築や休日の部活動の地域移行などについて、令和5年度以降段階的に実施していくなど、持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革を進めようとしています。

また、チーム編成の在り方につきましても、人数が足りない学校と学校が合同チームを組むこととなっておりますが、市内の中学校では市内の中学校チームへ参加が可能となるよう関係機関に働きかけています。

今後ともそういった働きかけを継続し、少しでも生徒の希望に沿った部活動が可能となるように、また一人でも多くの生徒が活躍できる環境を整備することは大切なことと考えておりますので、部活動指導員制度の活用なども含めた中で検討してまいりたいと思います。

○井戸達也議長 小田部議員。

○小田部照議員 コロナ禍の状況の中、大人も子供も大変な状況ではありますが、網走に生まれ育った子供たちがスポーツや文化活動でしっかりと将来に夢や希望を持って育っていけるような環境の整備に努めていただくことを大いに期待いたしまして、私の質問を終わります。

○井戸達也議長 これで、一般質問を終わります。

○井戸達也議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

再開は明日午前10時としますから、参集願います。本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時48分散会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長            井 戸 達 也

署名議員                村 椿 敏 章

署名議員                山 田 庫 司 郎



9月10日 (木曜日) 第5号

令和2年第3回定例会  
網走市議会会議録第5日  
令和2年9月10日(木曜日)

○議事日程第5号

- 令和元年9月10日午前10時00分開議  
日程第1 委員会審査報告案5件(議案第1号～第4号、第6号)  
日程第2 意見書案第1号～第3号及び委員会審査報告案1件(陳情第22号)

立崎 聡 一  
永本 浩 子  
平賀 貴 幸  
古田 純 也  
松浦 敏 司  
村椿 敏 章  
山田 庫司郎

○本日の会議に付した事件

- 議案第1号 令和21年度網走市一般会計補正予算(原案可決)  
議案第2号 令和2年度網走市介護保険特別会計補正予算(同)  
議案第3号 令和2年度網走市水道事業会計補正予算(同)  
議案第4号 令和2年度網走市下水道事業会計補正予算(同)  
議案第6号 財産の取得について(同)  
意見書案第1号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書提出について(同)  
意見書案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書提出について(同)  
意見書案第3号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書提出について(同)  
陳情第22号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書提出についての陳情(採択に決定)

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市長 水谷 洋 一  
副市長 川田 昌 弘  
企画総務部長 岩永 雅 浩  
市民環境部長 酒井 博 明  
健康福祉部長 桶屋 盛 樹  
農林水産部長 川合 正 人  
観光商工部長 田口 徹  
建設港湾部長 吉田 憲 弘  
水道部長 脇本 美 三  
庁舎整備推進室長 後藤 利 博  
企画調整課長 北村 幸 彦  
総務防災課長 田邊 雄 三  
財政課長 古田 孝 仁  
.....  
教育長 三島 正 昭  
学校教育部長 林 幸 一  
社会教育部長 吉村 学

○出席議員(16名)

石垣 直 樹  
井戸 達 也  
小田部 照  
金兵 智 則  
川原田 英 世  
工藤 英 治  
栗田 政 男  
近藤 憲 治  
澤谷 淳 子

○事務局職員

事務局 長 武田 浩 一  
次 長 伊倉 直 樹  
総務議事係長 神谷 浩 一  
総務議事係主査 寺尾 昌 樹  
係 早 渕 由 樹

午前10時00分開議

○井戸達也議長 おはようございます。

本日の出席議員は16名で、全議員が出席しております。

ただいまから本日の会議を開きます。

---

**○井戸達也議長** 本日の会議録署名議員として、石垣直樹議員、川原田英世議員の両議員を指名します。

---

**○井戸達也議長** ここで、諸般の報告の追加について報告します。

既に印刷してお手元に配付のとおり、本定例会の付議事件として意見書案3件、委員会審査報告案6件の合計9件を追加しておりますので、承知願います。

本日の議事日程は、既に印刷して配付の第5号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

---

**○井戸達也議長** 日程第1、委員会審査報告案5件、議案第1号から議案第4号まで、及び議案第6号を一括して議題とします。

本件は、去る9月3日の本会議において、関係常任委員会に付託した案件でありますので、その審査結果について順次、委員長の報告を求めます。

初めに、総務経済委員会、立崎聡一委員長。

**○立崎聡一議員** 一登壇一 本定例会において、総務経済委員会に付託されました議案4件中3件につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

今回、委員会審査報告する議案は、議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、議案第3号令和2年度網走市水道事業会計補正予算、議案第4号令和2年度網走市下水道事業会計補正予算の合わせて3件であります。

本件につきましては、去る9月3日開催の本会議におきまして、本委員会に付託され、同日開催の当委員会において慎重に審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第1号、議案第3号及び議案第4号の3件はいずれも委員全員の一致により原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、総務経済委員会での審査経過と結果でございます。議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。委員会の審査結果の報告とします。

**○井戸達也議長** 次に、文教民生委員会、永本浩子委員長。

**○永本浩子議員** 一登壇一 本定例会において、文教民生委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案は、議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、議案第2号令和2年度網走市介護保険特別会計補正予算、議案第6号財産の取得についての合わせて3件であります。

本件につきましては、去る9月3日開催の本会議におきまして、本委員会に付託され、9月4日開催の当委員会において慎重に審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第1号、議案第2号及び議案第6号の3件は、いずれも委員全員の一致により、原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、文教民生委員会での審査経過と結果でございます。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。委員会の審査結果の報告といたします。

**○井戸達也議長** 以上で、各委員長の委員会審査報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

各委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がありませんので、上程中の議案第1号から議案第4号まで、及び議案第6号の合わせて5件を一括して採決を行います。

お諮りします。

議案第1号から議案第4号まで、及び議案第6号の合わせて5件は、各委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第4号まで、及び議案第6号の5件は、各委員長の報告のとおり可決されました。

---

**○井戸達也議長** 次に、日程第2、意見書案第1号から意見書案第3号まで、及び委員会審査報告案1件を議題とします。

初めに、意見書案第1号軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書の提出について、意見書案第2号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、意見書案第3号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出についてを議題とします。

なお、意見書案第1号には陳情第22号が関連しておりますので、併せて議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務経済委員会、立崎聡一委員長。

**○立崎聡一議員** ー登壇ー ただいま御上程いただきました陳情第22号軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書提出についての陳情の委員会審査の報告と、意見書案第1号の提案理由を申し上げます。

まず、陳情第22号につきましては、去る9月1日開催の本会議において当委員会に付託され、9月3日開催の当委員会におきまして慎重に審査した結果、委員全員の一致により採択すべきものと決定し、また意見書案第1号につきましては決定に基づき国会及び関係行政庁に意見書を提出するものと決定したところであります。

次に、意見書案第2号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書提出について、及び意見書案第3号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書提出についてであります。9月3日開催の当委員会におきまして慎重に審査した結果、いずれも委員全員の一致により、国会及び関係行政庁に意見書を提出すべきものと決定したところであります。

それぞれの文案及び提出先につきましては、既に皆様のお手元に配付のとおりであります。

どうか、議員皆様の御賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

**○井戸達也議長** 以上で、総務経済委員会委員長の提案理由の説明を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りします。

上程中の意見書案第1号から意見書案第3号までの合わせて3件は原案どおり可決することとし、陳情第22号は採択と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号から意見書案第3号までの3件は原案可決、陳情第22号は採択と決定されました。

---

**○井戸達也議長** 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

今定例会の審議日程に従いまして、決算審査特別委員会における議案審査のため、これより本会議は休会となり、再開は9月18日午前10時としますから参集願います。

本日はこれで散会とします。

御苦労さまでした。

午前10時10分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長            井戸達也

署名議員                石垣直樹

署名議員                川原田英世

9月18日 (金曜日) 第6号



令和2年第3回定例会  
網走市議会会議録第6日  
令和2年9月18日(金曜日)

○議事日程第6号

令和2年9月18日午前10時00分開議

日程第1 委員会審査報告案2件(認定第1号、  
第2号)

日程第2 議案第7号

○議事日程第6号の追加及び変更

日程第3 委員会審査報告案1件(議案第5号)

日程第4 委員会審査報告案1件(議案第7号)

日程第5 議案第8号

日程第6 諮問第1号

日程第7 その他会議に付すべき事件(1件)

永本浩子

平賀貴幸

古田純也

松浦敏司

村椿敏章

山田庫司郎

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一

副市長 川田昌弘

企画総務部長 岩永雅浩

市民環境部長 酒井博明

健康福祉部長 桶屋盛樹

農林水産部長 川合正人

観光商工部長 田口徹

建設港湾部長 吉田憲弘

水道部長 脇本美三

庁舎整備推進室長 後藤利博

会計管理者 永倉一之

企画調整課長 北村幸彦

総務防災課長 田邊雄三

財政課長 古田孝仁

.....  
教育長 三島正昭

社会教育部長 吉村学

.....  
監査委員 藤原誉康

監査事務局長 鈴木聡

○本日の会議に付した事件

認定第1号 平成31年度網走市各会計歳入歳出決算について(原案認定)

認定第2号 平成31年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について(原案可決及び認定)

議案第5号 網走市役所の位置を定める条例制定について(原案可決)

議案第7号 令和2年度網走市一般会計補正予算(同)

議案第8号 網走市教育委員会委員の任命について(同意決定)

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について(可と答申)

その他会議 付託事件の閉会中継続審査についてに付した事(承認)  
事件(4)

○出席議員(16名)

石垣直樹

井戸達也

小田部照

金兵智則

川原田英世

工藤英治

栗田政男

近藤憲治

澤谷淳子

立崎聡一

○事務局職員

事務局長 武田浩一

次長 伊倉直樹

総務議事係長 神谷浩一

総務議事係主査 寺尾昌樹

係 早渕由樹

午前10時00開議

○井戸達也議長 おはようございます。

本日の出席議員は16名で、全議員が出席しており

ます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

---

**○井戸達也議長** 本日の会議録署名議員として、小田部照議員、工藤英治議員の両議員を指名します。

---

**○井戸達也議長** ここで、諸般の報告の追加について報告します。

既に印刷してお手元に配付のとおり、本定例会の付議事件として議案2件、諮問1件、委員会審査報告案2件、その他会議に付すべき事件1件の合計6件を追加しておりますので、承知願います。

本日の議事日程は、既に印刷して配付の第6号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

---

**○井戸達也議長** 日程第1、委員会審査報告案2件、認定第1号平成31年度網走市各会計歳入歳出決算について、及び認定第2号平成31年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算についてを議題とします。

本件は、平成31年度各会計決算審査特別委員会に付託した案件であります。既に委員会の審査が終了しておりますので、その審査結果について委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会、立崎聡一委員長。

**○立崎聡一議員** 一登壇一 ただいま御上程いただきました認定第1号平成31年度網走市各会計歳入歳出決算について及び認定第2号平成31年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について、特別委員会の審査経過と結果を御報告申し上げます。

本特別委員会は、去る9月1日の本会議終了後に第1回の委員会を開催し、委員各位の御推挙により私が委員長に、副委員長には山田庫司郎委員がそれぞれ選任されました。

その後、さきの議会運営委員会において協議、決定された審査認定、審査方法を基本に、副市長、教育長、監査委員のほか各部課長等の出席を求め、実質の審査日程をおおむね4日間とし、審査を行うこととしたところであります。

審査に際しましては、理事者側から市全体における財政状況及び平成31年度決算等についての追加及び補足説明があり、所管部別に審査を行ったところでもあります。

その結果、認定第1号は大方の委員の意見として

原案認定すべきものと、認定第2号は全委員の意見として原案可決及び認定すべきものと決定し、またいずれも附帯意見を付すことなく決定したところでもあります。

なお、審査の経過であります。限られた厳しい財源の中で、必要に応じた各種事業の推進に努めながら、一般会計が黒字会計となったことは一定の評価ができます。一方、財政的には厳しい部分もあることから、引き続き効率的な行政運営を含めた財政健全化にさらなる力を入れ、市民生活の満足度向上になお一層の努力をしていただきたいと、原案認定すべきとの意見がございました。

なお、一般会計においては、サービスを必要とする市民への周知をより一層工夫すること、継続的な課題はあるもののその認識を共有し、改善に向けて引き続き取り組むことを確認できたなどの意見がありました。

また、特別会計においては、能取漁港整備特別会計は累積赤字の解消に向けて改善が図られている。

また、網走港整備特別会計はここ数年連続で売却実績がないなど、依然として厳しい状況にあるものの、今後に期待を持てる事案もあり、赤字解消に向けたさらなる努力を望むとの意見がありました。

水道事業会計においては、人口減少に伴い給水収益が減少しているという課題はありますが、着実な事業運営により黒字決算となった実績を評価する。

老朽化に伴う導水管の更新については、国の支援制度を活用し、計画的に整備していくこととすることから、引き続き市民の理解を得ながら安定的な給水体制の構築に努めることを望む声などの意見がありました。

以上が、本特別委員会の審査経過と結果でございます。どうか本議会におきましても、本特別委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。委員会審査報告といたします。

**○井戸達也議長** 以上で、委員長の委員会審査報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

松浦敏司議員。

○松浦敏司議員 一登壇一 私は、認定第1号平成31年度一般会計歳入歳出決算及び国民健康保険特別会計、網走港整備特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計について、反対の立場から討論を行います。

初めに、認定第1号であります。一般会計では実質収支1億3,793万1,000円、単年度収支は4,704万1,000円、実質単年度収支が1億4,871万3,000円と、いずれも黒字となっています。これは冬期間少雪であったことで、除雪費が少なかったことが大きな要因であります。

債務についてであります。順調に減少しておりますが、財政指標の数値は依然として厳しい状況にあります。その主な要因は、過去の身の丈を超える大型公共事業を連続して推進した結果、借金返済に迫られる状況が今も続いているものであります。

監査委員の決算審査意見書で、市の財政力を表す財政力指数は、前年度よりさらに0.005ポイント増加して0.439となり、類似団体の平均値を上回っていると指摘しています。

経常収支比率も98.4%と、前年度より1ポイント上がり、減収補填債特例分、臨時財政対策債を除くと102.5%となります。これは財政の硬直化がさらに進んでおり、厳しい状況であります。

また、実質公債費比率は17.4%となり、前年度より0.2ポイント増加しています。類似団体は10%程度であり、高い状況に変わりありません。

地方債残高は、前年度より減少し317億5,191万円となり、債務負担行為額は減少し55億9,743万円、そのうち24億7,600万円が長期にわたる債務であります。

これに、取崩し可能な基金残高26億9,700万円を差し引いた実質債務残高は290億5,500万円となります。これに特別会計の網走港整備特別会計10億6,829万円の赤字、能取漁港整備特別会計1億9,392万円の赤字を合わせると、303億1,721万円となります。市民1人当たり87万6,500円の借金となります。

そのほかにも上水道約48億6,898万円、下水道54億9,992万円など、債務残高は103億6,890万円を超える金額があります。この会計は、一般的な借金とは性格が異なりますのであえて加えませんが、市民1人当たりの借金が多い状況にあることは変わりありません。

また、先ほども言いましたが、公債費も依然とし

て高く、過去の身の丈を超える公共事業が大きく影響しています。その財源となった公債費の返済が重くのしかかり、経常収支比率を占める割合が26.8%と大きい状況にあります。その結果、市民の暮らし、福祉、教育に十分な配分ができない財政状況にあると思います。

また、職員の時間外超過勤務が依然として特定の職場が慢性的に多い状況にあり、過労死ラインは直近の1か月に100時間以上の超過勤務をしている状況も見られます。また、過労死ラインとして直近の2か月から6か月のいずれかにわたって、1か月当たり80時間以上の超過勤務をしていると規定しております。この基準からすると、多くの職場で過労死ラインの状況にあると言わざるを得ません。これらを改善するには、職員を増やすなどの対策を講じなければならない状況にあると強く指摘し、改善を求めます。

一方、そういう中で住環境改善補助金、いわゆる住宅リフォーム助成制度であります。利用状況も順調で、追加補正を組むなど重要な事業だと思いません。また、子供医療費助成の入院費、通院費の1割負担への軽減も保護者に喜ばれています。就学援助の拡大として生徒会費、PTA会費、クラブ活動費を追加するなどは評価すべき政策であります。

しかし、経済的、社会的格差から取り残された生活弱者に対し、しっかり見据えた政策としてはまだまだ不十分であり、総体として認定できません。

次に、特別会計についてであります。

国民健康保険特別会計は、納入率平均が現年度分は95.71%、0.25ポイント上がり、滞納率は21.07で1.8ポイント下がり、合計で85.18の状況であります。また、滞納世帯では依然として低所得者層が多く、所得がゼロ円で135世帯、30万円から80万円の未納世帯では30世帯、所得80万円から150万円では98世帯、150万円から300万円以下のところでは89世帯と、合わせると442世帯となり、未納世帯全体の91%を占める状況であります。ここで言えるのは、保険料が高くて払えない状況があるという実態であります。

また、短期証の発行であります。前年度より6件減少し292件、資格証は1件増えて30件発行されています。資格証は、保険証を取り上げてしまうもので、窓口負担が10割というものです。命に関わる保険証の取上げはすべきではありません。その立場から認められません。

網走港整備特別会計は、過去の過大な事業見込みに基づき整備がなされてきました。網走港の利用状況は三度にわたって修正をしていますが、目標に対して外貿42.7%、内貿48.5%と前年度より外貿は9.0ポイント減少、内貿は4.1ポイント増となっておりますが、以前として利用状況が伸びておりません。これは、計画そのものが過大であったことの表れであります。

また、背後地の用地売却についても、平成29年度からゼロが続いています。未売却地は11万9,049平方メートル、赤字が10億6,829万円と巨額の赤字となっています。土地も思うように売れない状況が続き、売却見込みも不透明であります。今のところ、帳簿上は債務超過になっていませんが、土地が売れなければ赤字が減らない会計であり、マイナス金利で今のところ救われていますが、以前の能取漁港整備特別会計のようになりかねない状況であり、認められません。

介護保険特別会計は3年に一度、制度が見直される保険ですが、国によって平成27年度から要支援1、2が介護保険制度から除外されるという事態になり、その分地方自治体に押しつけるということになりました。

また、審査の中で第1号被保険者数は1万1,186人になりますが、そのうち要介護認定者数は1,865人となりました。それ以外の高齢者は、高齢者でありながら保険料を支払い、介護保険そのものを支える側にいるということになります。要介護認定を受けていても、満度にサービスを受けていない人たちも多数いるように、介護保険制度の矛盾がここに現れています。

介護保険料も計画見直しのたびに引き上げるという状況で、保険料の負担の重さに悲鳴の声が上がる状況であり、認められません。

後期高齢者医療特別会計は、75歳以上の高齢者を囲い込む医療制度で、一度は廃止にすることが決まったほど問題のある制度です。

保険料も2年に一度見直され、少ない年金から保険料が天引きされるというものであり、年金生活者にとって差別的医療制度であり、認められません。

以上、基本的な理由を述べて反対討論といたします。

○井戸達也議長 次に、永本浩子議員。

○永本浩子議員 ー登壇ー おはようございます。

公明クラブの永本浩子でございます。

私は賛成の委員を代表して、認定第1号平成31年度網走市各会計歳入歳出決算について、原案に賛成の立場から討論させていただきます。

一般会計の決算額は、歳入が231億1,692万3,000円、歳出は229億6,058万1,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源が7,488万1,000円のため、実質収支額は8,146万2,000円の黒字決算となり、市債残高は317億5,191万4,000円で、前年度より15億328万4,000円減少したことは率直に評価できると思います。

厳しい財政状況の中、教育、子育て、福祉、医療、介護など、市民生活の基盤を支える施策の推進に加え、観光や商工業、農林水産畜産業の振興など、地域経済を守り立てる多様な取組を着実に進めてこられたものと受け止めております。

特に平成31年度においては、基幹病院における脳神経外科の開設と開業医誘致推進事業による2名の開業医の獲得は、市民の命と健康を守る大変大きな成果であり、大いに評価したいと思います。そして、それを可能にしたのは、ふるさと納税の基金のおかげと言っても過言ではありません。網走市にお寄せいただいた全国各地の皆様から感謝を申し上げます。

一方、平成31年度決算を振り返りますと、經常収支比率は98.4%と、2%プラスになった前年度よりさらに1%上昇し、実質公債費比率も0.2%上昇して17.4%となり、財政の健全化に向けたさらなる取組が求められるところであります。が、ここ数年が過去の大型事業に伴う借金返済のピークであり、ここを超えると将来的には返済額が大きく減少するという先行きも見えておりますので、引き続き堅実な財政運営に力を尽くすよう求めるものであります。

特別会計の決算額は、九つの会計の歳入合計で101億6,906万3,000円、歳出合計は112億7,998万3,000円で、実質収支は11億1,091万9,000円の赤字決算となりました。

しかし、能取工業団地においては、前年は売却地がゼロでしたが、31年度は2件の売却があり、平成10年には56億円もあった巨額の借金が2億円を切るころまで来たことは、高く評価したいと思います。

網走新港では3年連続売却ゼロという厳しい結果となりましたが、売却が決まりそうな事案もあり、バイオマス発電や風力発電からの要望も来ているという新たな希望も見えてまいりました。今後とも赤

字削減に向けたさらなる努力を求めます。

今後、新型コロナウイルスの影響は、観光や飲食業のみならずあらゆる分野に出てくるものと思われる。市税の減収等、厳しい財政運営は避けられないものとは思いますが、当市にとってはコロナがチャンスに変わる可能性も見えてきております。当市の経済の根幹ともいえる第一次産業のさらなる発展に加え、網走の特性を生かした地域振興に努め、コロナに負けずピンチをチャンスに変える知恵と工夫でこの難局を乗り切り、網走の明るい未来を切り開いていっていただきたいと望むものであります。

以上、認定第1号平成31年度網走市各会計歳入歳出決算についての賛成討論といたします。

**○井戸達也議長** 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

初めに、認定第1号平成31年度網走市各会計歳入歳出決算について採決を行います。この採決は起立により行います。

お諮りします。

本件は委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号平成31年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算についてを採決を行います。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり、原案可決及び認定することに決定いたしました。

---

**○井戸達也議長** 次に、日程第2、議案第7号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画総務部長。

**○岩永雅浩企画総務部** 一登壇一 ただいま御上程いただきました議案第7号令和2年度網走市一般会計補正予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

追加議案資料1ページ、資料6号を御覧願います。

1、歳入歳出予算の補正でございますが、一般会計で1億4,465万8,000円を追加しようとするものでございます。款項の区分及び金額につきましては、議案第1表に記載のとおりでございます。

2、地方債の補正では、一般会計の総務管理事業債の限度額変更といたしまして、限度額9,570万円を追加しようとするものでございます。

追加の内容は、一般会計議案第2表のとおりでございます。

次に、補正予算の内容でございますが、別冊でお配りをしております事項別明細書5ページを御覧願います。

なお、歳出補正額の財源内訳欄には、特定財源となります歳入の内訳を記載しておりますので、説明は歳出のみとさせていただくことで御了承いただきたいと存じます。

初めに、総務費の一般管理費、郊外地区光回線整備事業では、国の補正予算を活用し、郊外地区の光回線の整備に係る経費として9,570万円の追加でございます。

衛生費の健康管理費、ツインデミック予防対策事業では、臨時交付金を活用し、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行を見据えた予防対策に係る経費として4,895万8,000円の追加でございます。

1枚めくっていただき6ページを御覧願います。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調査でございます。

以上が、令和2年度網走市一般会計補正予算の内容でございますが、今回の補正に係る一般財源所要額はございません。

以上、議案第7号につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

**○井戸達也議長** 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま提出されました議案第7号につきましては、議会運営委員会の決定に基づきまして、直ちに議事を進めることとし、大綱質疑を行います。

大綱質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大綱質疑なしと認めます。

それでは、ただいま上程されました議案第7号につきましては、お手元に配付しております議案付託区分表(2)のとおり、所管の各常任委員会に付託

の上、会期中に審査することにしたと思います  
が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定されました。

ここで各常任委員会等を開催する必要があります  
ので、暫時休憩いたします。

再開は追って予鈴をもってお知らせしますから承  
知願います。

午前10時28分休憩

午後2時30分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

ここで、諸般の報告の追加について報告します。

既に印刷してお手元に配付のとおり、本定例会の  
付議事件として委員会審査報告案2件を追加して  
おりますので承知願います。

次に、議事日程第6号の追加及び変更についてお  
諮りします。

既に印刷して配付のとおり、委員会審査報告案2  
件が提出されておりますので、議事日程第6号の  
追加及び変更のとおり決定したいと思います  
が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、お手元に配付の議事日  
程第6号の追加及び変更のとおり決定  
されました。

○井戸達也議長 次に日程第3、委員会審査報告案  
1件議案第5号を議題とします。

本件は、去る9月3日の本会議において、総務経  
済委員会に付託した案件でありますので、その審査  
結果について委員長の報告を求めます。

総務経済委員会、立崎聡一委員長。

○立崎聡一議員 ー登壇ー 本定例会において、総  
務経済委員会に付託されました議案第5号網走市役  
所の位置を定める条例制定について、その審査経過  
と結果を御報告申し上げます。

本件につきましては、去る9月3日開催の本会議  
におきまして、本委員会に付託され、9月3日、16  
日及び18日の3回にわたって開催した当委員会にお  
いて、慎重に審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、大方の意見として  
原案可決すべきものと決定したところであります。

なお、委員会審査の中で、新たな庁舎の建設に係  
る経過においては、その進捗状況を適宜明らかに  
し、情報の共有に努めること、今後財政に大きな支  
障を来す状況が生じた場合には、計画の一時中断も

あり得ることを想定し検討を進めること、防災機能  
については、多様な災害を想定した十分な備えを念  
頭に置き、基本設計、実施設計を進めること、以上  
が総務経済委員会の審査経過と結果でございます。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に  
御賛同賜りますようお願い申し上げます。委員会の  
審査結果の報告とします。

○井戸達也議長 以上で委員長の委員会審査報告を  
終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

反対討論ありませんか。

村椿敏章議員。

○村椿敏章議員 ー登壇ー 私は日本共産党議員団  
を代表して、議案第5号網走市役所の位置を定める  
条例制定について、反対の立場から討論を行いま  
す。

現庁舎は昭和39年9月に建設され、56年が経過し  
耐用年数は4年を残す状況であり、建て替えること  
自体には反対するものではありません。

今回の庁舎建設に当たっての経緯として、平成23  
年3月の東日本大震災が発生し、平成25年11月に耐  
震改修促進法が改正され、大規模施設の耐震診断及  
び結果報告の義務化がされました。

平成27年に網走市として、本庁舎の耐震診断を実  
施し、耐震基準を満たしていないことが判明しまし  
た。平成28年4月には、熊本地震が発生し、同年8  
月には北海道に台風が3回上陸し、想定を超える水  
害によって全道各地に大きな被害をもたらしまし  
た。

そういう中、国は平成29年に市町村役場機能緊急  
保全事業の創設を行い、令和2年度までに実施設計  
に着手した事業が対象となり、対象となる事業費の  
90%まで地方債を充当することができ、対象事業費  
の75%が地方交付税措置の対象群となり、そのうち  
30%が国から地方交付税として財政措置されるもの  
で、全国の自治体に庁舎建て替えを誘導する政策を  
打ち出しました。網走市もその制度に乗る形で、建  
設場所について作業を進めてきたものであります。

建設地については、市が保有する土地に限定し、  
現庁舎も含め5か所を候補地にして検討した結果、  
金市館跡地周辺が適地だと判断し、市民への説明会

などを行ってきました。しかし、この説明会の参加者は主に町内会役員、老人会などがほとんどで、参加人数も合計で1,000人程度、1会場でいえば20人程度でありました。

また、今年に入って、隣接する民有地を購入することで作業を進めるなど、当初民有地を買うことはしないと説明していたのに、方向転換して民有地856平米を購入して建設することで基本構想を作成しました。

このことは、当初の市民への説明との関係では、大きく方向を転換するもので、市民への丁寧な説明が必要であったと考えます。しかし、8月10日から13日の間に10回の説明会を行い、参加者は46人というもので、内容についても市民へ十分な説明をしたことにはなりません。

また、議会としても、昨年6月に新庁舎建設特別委員会を設置し、独自の調査研究を20回にわたって行ってきました。3月には中間報告をし、9月1日に最終報告を行ったところですが、建設場所については肯定的な見解もあれば否定的な見解もあり、最後まで意見の一致を見ませんでした。

日本共産党議員団は、建設場所について地震、津波、大雨、洪水などを想定したとき、現庁舎の位置でも海拔7メートル程度で不安ですが、現庁舎よりも1メートルも低い位置であり、面積も狭い場所で建設しようとする、そのことに異議がありません。

いつ起こるかかわからない災害を想定したとき、災害対策を行う市役所はより安全な高い場所に設置すべきであります。具体的には、市民からの意見にもあったように、駒場にある市営球場が適地であることを主張してきたところがあります。

以上、基本的な考えを述べましたが、議案第5号網走市役所の位置を定める条例制定には反対することを表明して討論を終わります。

**○井戸達也議長** ほかに討論ありませんか。

古田純也議員。

**○古田純也議員** 一登壇一 私は、志誠会、公明クラブを代表して、議案第5号網走市役所の位置を決める条例制定について、原案賛成の立場から討論いたします。

まず、現在の庁舎は本庁舎、西庁舎、いずれも建設から50年以上が経過し、震度6、7クラスの地震で倒壊するとされていることから、新たな庁舎の建設を速やかに進める必要があることは既に御案内の

とおりであります。

新たな庁舎を速やかに建設するという前提に立った上で、併せて今後の人口減少と当市の厳しい財政状況を勘案すると、概算建設工事費49億円のうち11億円が国の交付税で措置される見通しとなっている国の公共施設等適正管理事業債の活用は必須として、新たな庁舎の建設に挑むべきであります。

公共施設等適正管理事業債は、令和2年度末までに実施設計に着手することが適用の条件になっていることから、できる限り早く新たな庁舎の建設地を決定し、用地の調査や具体的な検討に入っていく必要があります。このスピード感、時間軸を重要な要素として考えると、当条例案の対象となっている金市館跡地とその周辺の敷地は新庁舎建設の用地として優位性が高いことは明確であります。

当会派は、新庁舎の建設用地について、過去の会派代表質問などでも当初から金市館跡地とその周辺の敷地と主張してまいりました。その理由は、さきに述べましたが、国の財政措置も含めた早期の実現可能性、ほかの公共施設、官公庁、医療機関等との近接した距離感、名実ともに市の中心部に位置していることであります。

さらに、建設用地に関わる調査の結果で、印象としてあった狭いという感覚は、現庁舎の規模の比較でも遜色ないスペースが確保できる見通しであることに加えて、駐車場や周辺との動線にも懸念はございますが、周辺用地の取得の動きもあり、課題は解消できたものと受け止めております。

ここまで、党会派の見解を述べてまいりましたが、市が本条例案を上程するまでの過程として、市の各層の代表を集めた網走市新庁舎建設基本構想策定検討委員会での議論を基に基本構想をまとめたこと、その取組の中で市民にも広く考え方を伝え、様々な意見をくみ上げながらここまで積み上げてきたこと、このプロセスとそこに込められた思いを重く受け止めるとともに、御尽力いただいた全ての皆様に感謝を申し上げる次第です。

最後に、新庁舎の建設は50年に一度の大事業と言われています。当市においても、人口減少、高齢化社会が現実のものとなり、財政面も含めた地域の持続可能性をいかに高めていくかが厳しく問われています。

今後の新庁舎の建設に際しては、建設の規模のほか建設費用及び建設に付帯する各種費用については、急速に進む人口減少と社会保障費の増大を念頭

に置き、強い意志と覚悟をもって抑制を図っていく必要があることを付言し、志誠会、公明クラブを代表して賛成討論といたします。

**○金兵智則議員** ほかに討論ありませんか。

金兵智則議員。

**○金兵智則議員** ー登壇ー 私は、会派民主市民ネットを代表して、議案第5号網走市役所の位置を定める条例制定について討論いたします。

我々民主市民ネットは、本条例に示される金市館ビル跡地周辺への新庁舎建設に対して、耐震基準に満たない庁舎の建て替えは喫緊の課題であり、その財源として国の市町村役場緊急保全対策事業を活用することの必要性は認識しております。

しかしながら、この間新庁舎建設特別委員会にて主に五つの課題を認識し、設置条例が付託されました総務経済委員会にて、その五つの課題を重点に議論を行ってまいりました。

そのうち事業費については、全体的な事業費が見えない中では、将来負担がどの程度発生するかわからず、今後の市民負担がどの程度生じるのかを判断するために繰り返し議論をいたしました。既に庁舎の建て替えを行った他市の例を参考に、設計、調査、外構、駐車場、ネット設備、工事管理費、引越越し費用、備品購入費、電話機器などの建設費以外の費用を9億2,000万円と目安にすることでありました。その財源については、約半額が起債可能であり、また備荒資金組合からの5年分割払いなどの活用から、一定程度の基金の繰り出しによる負担は生じるものの、財政上への負担は低く抑えられることが可能であることが判明いたしました。このことから、建設費49億円以外の概算費用としては、起債による利子が約5億円、その他の費用の想定は約10億円と仮定し、総事業費は64億円程度が想定されると判断いたしました。

さらに、財源と財政の見通しについてであります。国の市町村役場機能緊急保全事業による建設費の22%の交付税措置や起債による負担の軽減策などは十分に図られていることが確認され、計画上是当市の財政に大きな負担とはならないことが確認できました。しかしながら、新型コロナウイルスによる財政への影響は、国と当市においても甚大であることが想定され、現状のままの財政状況が維持できる可能性は極めて低いと指摘しなければなりません。

このことについての議論も行ってまいりましたが、事業を進める中で財政状況の大きな変化には十

分注視していくことを念頭に、安全性に懸念がある現在の市役所の建て替えを進めていくことを確認しましたが、財政に大きな支障を来す状況が生じた場合には、計画を立ち止まることも十分に想定していただきたいというふうに思います。

次に、当初市議会への説明と検討委員会に諮問した際には、周辺地域の土地取得を考えていないとされておりましたが、基本構想では隣接地を取得するとされていることによる当初計画が変更された理由についてであります。

多くの市民の方々から、隣接地の取得に対して懐疑的な発言があり、市内でもうわさ話として不的確な情報が広がることとなった本件ですが、隣接地の取得に至る議論の経過については理解をいたしました。しかしながら、市民への変更の周知については、より十分に行うべきであったと指摘しなくてはなりません。今後の各種事業の進め方においても、当初の説明から変更が生じる場合には、十分に時間をかけて市民に周知するように努めていただきたいと思います。

それから、新型コロナウイルスという感染症を経験して、それに対しての働き方の変容などに対応した庁舎にしていかなければならないという点についてであります。いまだに収束が見られないコロナ禍は、私たちの社会全体に大きな課題を突きつけました。これについては、市長からも発言がありましたように、あらゆる分野で社会の在り方を再検討していかなければなりません。この課題についての認識は共有できたと考えるところであります。

最後に、庁舎が金市館ビル跡地周辺に新設されることによるまちづくりの方向性、まちづくりのランドデザインが不明であったことに対してであります。

市の各種計画との整合性については十分に理解をし、また中心市街地の活性化につなげていく政策の方針についても答弁を頂きました。地域経済の活性化にもつながる新庁舎の在り方は、今後も議論を行っていきたいと考えております。しかし、今後60年使うこととなるであろうまちの中心、まちづくりの中心となる庁舎が商業的にも中心である場所に移ることから、どのような方向性で未来のまちを描いていくかについてのランドデザインについては、なかなか見えなかったと指摘せざるを得ません。この点につきましては、市長からも総括的な発言がされたところですが、コロナ禍による社会環境の変化に



対応したICTの活用などの発言があり、大いに期待するところでもあります。まちの未来へ向けた方針やランドデザインについての発言が乏しく、委員会での議論の経過が抜け落ちた発言だったことは非常に残念です。

本来、まちの商業の中心となるべき場所に庁舎が建つことによって、どのようなまちの未来を描き、市民が未来に希望と安心を抱き、持続可能な地域をつくっていかなくてはならないかという視点で度々か質疑を行ってまいりました。これについては、最終的に理事者側より前向きな答弁をいただいておりますので、今後も継続して議論を行ってまいりたいと考えております。

以上が、五つの課題について質疑を行ってきたことへの我が会派の認識であります。これ以外にも防災について細部にわたって質疑を行いました。近年の異常気象を念頭に、金市館ビル跡地周辺に建設するのであれば、低層階が水につかることを前提に進め対策を十分に行うこと、そして周辺地域の一時避難所としての機能についても、自力で避難が困難な方を基本的な対象としていることを確認し、設備としても充実させていく方針が確認できたところであります。

以上のことから、私たちの考える課題については完全ではないにしても、大方は解決されたと判断をいたしますが、今後の基本設計や実施設計などの審議やその他様々な機会を捉えて、今回十分ではなかった部分を含め、未来に向けたまちづくりの議論を会派として継続的行わせていただくことを重ねて申し上げます。本条例に対しての賛成討論といたします。

**○井戸達也議長** このほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、討論を終わります。

それでは、これより議案第5号の採決を行います。

この採決はあらかじめ議会運営委員会で決定のあったとおり、記名投票で行います。

なお、本案の可決には地方自治法第4条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必要とし、この特別多数議決は議長も表決権を行使しません。

ただいまより、議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

出席議員を確認いたします。

表決権を有するただいまの出席議員は16名であり、その3分の2は11名であります。

それではこれより投票札を配付します。

〔投票札配付〕

投票札の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

異常なしと認めます。

ここで、念のため申し上げます。

本案を可とする議員は白票を、否とする議員は青票を点呼に応じて順次投票願います。

もう一度繰り返します。

本案を可、賛成とする議員は白い票を、否、反対とする議員は青い票を点呼に応じて順次投票願います。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が氏名を呼び上げますので、順次投票していただきます。

投票。

**○武田浩一事務局長** 石垣直樹議員、小田部照議員、金兵智則議員、川原田英世議員、工藤英治議員、栗田政男議員、近藤憲治議員、澤谷淳子議員、立崎聡一議員、永本浩子議員、平賀貴幸議員、古田純也議員、松浦敏司議員、村椿敏章議員、山田庫司郎議員、井戸達也議員。

〔各員投票〕

**○井戸達也議長** 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

それでは、これより開票を行います。

会議規則第31条の規定により、開票の立会人として小田部照議員、山田庫司郎議員、永本浩子議員、村椿敏章議員を指名いたします。

立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

投票の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。投票中、可とするもの白票は14票、否とするもの青票は2票、以上のとおり、賛成者は3分の2以上です。

よって、議案第5号網走市役所の位置を定める条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

投票結果の記載（別紙参照）

ここで暫時休憩いたします。

そのままお待ちください。

午後3時08分休憩

午後3時10分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第4、委員会審査報告案1件、議案第7号を議題とします。

本件は、休憩前の本会議において、関係常任委員会に付託した案件でありますので、その審査結果について順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務経済委員会、立崎聡一委員長。

○立崎聡一議員 ー登壇ー 先ほど本会議において、総務経済委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案は、議案第7号令和2年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分の1件であります。

審査の結果といたしましては、委員全員の一致により、原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、総務経済委員会での審査経過と結果でございます。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、委員会の審査結果の報告といたします。

○井戸達也議長 次に、文教民生委員会、永本浩子委員長。

○永本浩子議員 ー登壇ー 先ほどの本会議において、文教民生委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案は、議案第7号令和2年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分の1件であります。

審査の結果といたしましては、委員全員の一致により、原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、文教民生委員会での審査経過と結果でございます。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に

御賛同賜りますようお願い申し上げます、委員会の審査結果の報告といたします。

○井戸達也議長 以上で、各委員長の委員会審査報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

各委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がありませんので、上程中の議案第7号の採決を行います。

お諮りします。

議案第7号については、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○井戸達也議長 次に、日程第5、議案第8号網走市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○水谷洋一市長 ー登壇ー 議案第8号網走市教育委員会委員の任命についてでございますが、本市教育委員会委員の富永雄一氏は、令和2年9月30日で任期満了となりますが、引き続き同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、当市議会の御同意をお願いするものであります。

よろしく願いをいたします。

○井戸達也議長 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がありませんので採決します。

それではお諮りします。

本件は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第8号は同意することに決定いたしました。

---

○井戸達也議長 次に、日程第 6、諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○水谷洋一市長 ー登壇ー 諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦についてであります。本市人権擁護委員の太田美津子氏は、令和 2 年12月31日で任期満了となりますが、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、本市議会の御意見を求めるものであります。

よろしく願いをいたします。

○井戸達也議長 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がありませんので採決します。

お諮りします。

本件は、可と答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、上程中の諮問第 1 号は可と答申することに決定いたしました。

---

○井戸達也議長 次に日程第 7、その他会議に付すべき事件 1 件を議題とします。

本件は付託事件の閉会中継続審査についてですが、既に印刷して配付のとおり、本会議で関係委員会に付託した案件 1 件、既に付託されている案件 25 件の合計 26 件は、それぞれ関係委員長から閉会中継続審査の申出がありましたので、これを承認することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定されました。

---

○井戸達也議長 以上で、本定例会の付議事件は全て終了しました。

これもちまして、令和 2 年網走市議会第 3 回定例会を閉会とします。

大変御苦勞さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長            井 戸 達 也

署名議員            小田部        照

署名議員            工 藤 英 治